

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

目次（略）

第1条～第2条の2（略）

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2～18	(略)
19 加入電話等設備	特定協定事業者との加入電話等契約に基づいて設置される電気通信設備
20 加入電話設備	特定協定事業者との電話サービスに係る契約に基づいて設置される加入電話等設備
21 総合デジタル通信設備	特定協定事業者との総合デジタル通信サービスに係る契約に基づいて設置される加入電話等設備
22 削除	削除
23 公衆電話設備	特定協定事業者が設置する公衆電話又はデジタル公衆電話の電話機等
23の2 国際公衆電話設備	公衆電話設備のうち国際電話等サービスを利用することができるもの
24 削除	削除
25 固定端末系伝送路設備	電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第9条第1号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備（加入電話等設備、公衆電話設備及び他社直加入電話等設備を除きます。）であって、協定事業者に係るもの

26 携帯電話設備	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備であって、協定事業者に係るもの
27 削除	削除
27の2 他社直加入電話等設備	他社直加入電話等会社との他社直加入電話等契約に基づいて設置される電気通信設備
27の3 他社直収電話等設備	固定端末系伝送路設備及び他社直加入電話等設備のうち、他社直収電話等会社との他社直収電話等契約に基づいて設置される電気通信設備
27の4 IP電話設備	主として通話の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号又は音響の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの符号設備。
28 無線呼出し設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の5に規定する無線呼出しを行う協定事業者の契約約款等で規定する契約に基づいて設置される電気通信設備
29 陸上移動無線データ通信設備	無線設備規則第49条の13に規定する陸上移動無線データ通信を行う協定事業者の契約約款等で規定する契約に基づいて設置される電気通信設備
30～36	(略)

目次（略）

第1条～第2条の2（略）

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2～18	(略)
19 加入電話等設備	特定協定事業者との加入電話等契約に基づいて設置される電気通信設備
20 加入電話設備	特定協定事業者との電話サービスに係る契約に基づいて設置される加入電話等設備
21 総合デジタル通信設備	特定協定事業者との総合デジタル通信サービスに係る契約に基づいて設置される加入電話等設備
22 削除	削除
23 公衆電話設備	特定協定事業者が設置する公衆電話又はデジタル公衆電話の電話機等
23の2 国際公衆電話設備	公衆電話設備のうち国際電話等サービスを利用することができるもの
24 削除	削除
25 固定端末系伝送路設備	電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第9条第1号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備（加入電話等設備、公衆電話設備及び他社直加入電話等設備を除きます。）であって、協定事業者に係るもの
<a href="#">25の2 固定電話等設備</a>	<a href="#">電気通信番号規則別表第1号及び別表第6号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備</a>
26 携帯電話設備	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備であって、協定事業者に係るもの
27 削除	削除
27の2 他社直加入電話等設備	他社直加入電話等会社との他社直加入電話等契約に基づいて設置される電気通信設備
27の3 他社直収電話等設備	固定端末系伝送路設備及び他社直加入電話等設備のうち、他社直収電話等会社との他社直収電話等契約に基づいて設置される電気通信設備
27の4 IP電話設備	主として通話の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号又は音響の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの符号設備。
28 無線呼出し設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の5に規定する無線呼出しを行う協定事業者の契約約款等で規定する契約に基づいて設置される電気通信設備
29 陸上移動無線データ通信設備	無線設備規則第49条の13に規定する陸上移動無線データ通信を行う協定事業者の契約約款等で規定する契約に基づいて設置される電気通信設備
30～36	(略)

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

第4条～第54条（略）  
別記1～13（略）

料金表  
通則（略）

第1表 料金（附带サービスの料金を除きます。）  
第1 基本料金  
1適用（略）  
2料金額  
2-1 回線使用料（基本料）（略）

第4条～第54条（略）  
別記1～13（略）

料金表  
通則（略）

第1表 料金（附带サービスの料金を除きます。）  
第1 基本料金  
1適用（略）  
2料金額  
2-1 回線使用料（基本料）（略）

2-2 付加機能使用料  
(1)(2)以外の付加機能に係るもの

区分	単位	料金額	
		臨時以外のもの（月額）	臨時のもの（日額）
地域指定着信課金機能 (フリーダイヤル) 基本機能追加	(略)	(略)	(略)

備考

1 地域指定着信課金機能には、次の種類があります。（ただし、高度振り分け機能に係る地域指定着信課金機能については、(1)に限ります。）  
(1) 一般地域指定着信課金機能（(3)以外のものをいいます。）  
(2) 削除  
(3) 発信者番号識別接続機能（その契約回線への接続を許容する電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）を、当社が別に定める数の範囲内で、この機能を利用する契約者が設定する機能で、一般発信者番号識別接続機能とコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能があります。）  
(4) 削除

2 発信者番号識別接続機能を利用している契約回線の契約者は、その契約回線への接続を許容する電気通信番号を、当社が別に定める数の範囲内で、変更することが可能です。

3 発信者番号識別接続機能を利用している契約回線の契約者は、接続先変更機能、共通番号機能、広域迂回接続機能、待ち合わせ接続機能、接続先案内機能、着信分配機能、着信課金番号通知機能、オリジナルガイダンス機能、独自ガイダンス登録機能、独自ガイダンス作成機能、緊急時迂回機能及び高度振り分け機能を利用することはできません。

4～5（略）

6 [この機能を利用している契約回線へ着信課金番号により行う通話は、一般通話のうちダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。](#)

7～10（略）

11 当社は、契約者から発信者番号識別接続機能の申出があったときは、基本機能の欄の規定にかかわらず、付加機能使用料（臨

2-2 付加機能使用料  
(1)(2)以外の付加機能に係るもの

区分	単位	料金額	
		臨時以外のもの（月額）	臨時のもの（日額）
地域指定着信課金機能 (フリーダイヤル) 基本機能追加	(略)	(略)	(略)

備考

1 地域指定着信課金機能には、次の種類があります。（ただし、高度振り分け機能に係る地域指定着信課金機能については、(1)に限ります。）  
(1) 一般地域指定着信課金機能（(3)以外のものをいいます。）  
(2) 削除  
(3) 発信者番号識別接続機能（その契約回線への接続を許容する電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）を、当社が別に定める数の範囲内で、この機能を利用する契約者が設定する機能で、一般発信者番号識別接続機能とコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能があります。）  
(4) 削除

2 発信者番号識別接続機能を利用している契約回線の契約者は、その契約回線への接続を許容する電気通信番号を、当社が別に定める数の範囲内で、変更することが可能です。

3 発信者番号識別接続機能を利用している契約回線の契約者は、接続先変更機能、共通番号機能、広域迂回接続機能、待ち合わせ接続機能、接続先案内機能、着信分配機能、着信課金番号通知機能、オリジナルガイダンス機能、独自ガイダンス登録機能、独自ガイダンス作成機能、緊急時迂回機能及び高度振り分け機能を利用することはできません。

4～5（略）

6 [削除](#)

7～10（略）

11 当社は、契約者から発信者番号識別接続機能の申出があったときは、基本機能の欄の規定にかかわらず、付加機能使用料（臨

時のものを除きます。)の基本額の単位を「1の着信先ごとに」とし、その料金額を一般発信者番号識別接続機能の場合は100円(110円)とし、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能の場合はその支払いを要しません。この場合、契約者があらかじめ接続を許容する電気通信番号を指定しなかった場合、当該着信課金番号への接続は行いません。

12 コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能は1の利用回線ごとに当社が別に定める数の範囲内での申込とし、通話料金別表に規定する「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴのモバイル適用」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」又は「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」と同時に申込があった場合に限り承諾します。

ただし、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴのモバイル適用」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」又は「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」の廃止があったときは、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能を廃止します。

13 当社は、契約者から請求があったときは、携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。

14 7、8、12の規定に関わらず、発信者番号識別接続機能の契約者は、接続を許容する電気通信番号として選択しなかった番号からの、当該着信課金番号への接続は行いません。

15 契約者（発信者番号識別接続機能の契約者を除きます。）は、地域指定着信課金機能により通話料金をその契約者に課金することを許容する地域を当社が別に定めるところに従って指定していただきます。この場合、指定することができる地域の数、当社が別に定める数の範囲内とします。

16～58 (略)

59 当社は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号接続機能において、その機能に係る料金の月間累計額が3料金月連続して発生していないことを当社が確認した場合、当社より付与しているコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係る着信課金番号について、その付与を取りやめる場合があります。

60 (略)

61 当社は、59の規定によりコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係る着信課金番号について、その付与が取りやめとなっている電話等利用契約者から申出があった場合、当社よりコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るあらたな着信課金番号を付与することとします。

ただし、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、着信課金番号の付与に期間を要することがあります。この場

時のものを除きます。)の基本額の単位を「1の着信先ごとに」とし、その料金額を一般発信者番号識別接続機能の場合は100円(110円)とし、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能の場合はその支払いを要しません。この場合、契約者があらかじめ接続を許容する電気通信番号を指定しなかった場合、当該着信課金番号への接続は行いません。

12 コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能は1の利用回線ごとに当社が別に定める数の範囲内での申込とし、通話料金別表に規定する「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴのモバイル適用」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」又は「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」と同時に申込があった場合に限り承諾します。

ただし、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴのモバイル適用」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」又は「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」の廃止があったときは、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能を廃止します。

13 当社は、契約者から請求があったときは、携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。

14 7、8、12の規定に関わらず、発信者番号識別接続機能の契約者は、接続を許容する電気通信番号として選択しなかった番号からの、当該着信課金番号への接続は行いません。

15 契約者（発信者番号識別接続機能の契約者を除きます。）は、地域指定着信課金機能により通話料金をその契約者に課金することを許容する地域を当社が別に定めるところに従って指定していただきます。この場合、指定することができる地域の数、当社が別に定める数の範囲内とします。

16～58 (略)

59 当社は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号接続機能において、その機能に係る料金の月間累計額が3料金月連続して発生していないことを当社が確認した場合、当社より付与しているコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係る着信課金番号について、その付与を取りやめる場合があります。

60 (略)

61 当社は、59の規定によりコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係る着信課金番号について、その付与が取りやめとなっている電話等利用契約者から申出があった場合、当社よりコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るあらたな着信課金番号を付与することとします。

ただし、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、着信課金番号の付与に期間を要することがあります。この場

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

62 この機能を利用する契約回線が、IP通信網サービス利用回線である場合は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能及び着信課金番号通知機能を利用することはできません。

63 当社は、契約者から申出があり、かつ、その申出に係る契約回線が、当社が別に定める条件を満たす場合には、基本機能の欄の規定に係らず、付加機能使用料（臨時のものを除きます。）の基本額の単位を「1の着信課金番号ごとに」とし、その料金額を1,000円(1,100円)とします。この場合、当社はその付加機能使用料の基本額を地域指定着信課金機能を利用している契約者があらかじめ指定する1の契約回線（その着信課金番号に係るものに限り）に請求し、その支払いを要するものをその契約回線の契約者とします。

64 当社は、契約者が通話料金別表に規定する「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」と同時に申込を行い、かつ、携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行う場合に限り、63の規定を承諾します。

65 前項の契約者は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能、機能特定地域指定着信課金機能、待ち合わせ接続機能、接続先案内機能、着信番号通知機能、オリジナルガイダンス機能、独自ガイダンス登録機能、独自ガイダンス作成機能、緊急時迂回機能及び高度振り分け機能を利用することはできません。

66 64、65の規定を満たさなくなったときは、当社は63に規定する基本額の取扱いを廃止します。

67 当社は、契約者から機能特定地域指定着信課金機能の申出があったときは、基本機能の欄の規定にかかわらず、付加機能使用料（臨時のものを除きます。）の基本額を300円(330円)とします。

68 機能特定地域指定着信課金機能は、通話料金別表に規定する「全時間帯における区域内通話の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引」（ただし、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」はお申しいただけません。）並びに「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」と同時に申込があったときに限り承諾します。

69 削除

70 機能特定地域指定着信課金機能の契約者は、携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行うことを要します。

71 68、70の規定を満たさなくなったときは、機能特定地域指定着信課金機能を廃止します。

72～85 （略）

(注1) 1の(3)及び2に規定する当社が別に定める数は一般発信者番号識別接続機能については10、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能のうち「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、又は「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴのモバイル適用」と同時に申込のあったものについては3（但し、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」と同時に申込があり、その割引選択回線が2以上の場合は10とします。）（電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号に限り）、コミュニケ

合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

62 この機能を利用する契約回線が、IP通信網サービス利用回線である場合は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能及び着信課金番号通知機能を利用することはできません。

63 当社は、契約者から申出があり、かつ、その申出に係る契約回線が、当社が別に定める条件を満たす場合には、基本機能の欄の規定に係らず、付加機能使用料（臨時のものを除きます。）の基本額の単位を「1の着信課金番号ごとに」とし、その料金額を1,000円(1,100円)とします。この場合、当社はその付加機能使用料の基本額を地域指定着信課金機能を利用している契約者があらかじめ指定する1の契約回線（その着信課金番号に係るものに限り）に請求し、その支払いを要するものをその契約回線の契約者とします。(本条件を以下「フリーダイヤルプラン」といいます。)

64 当社は、契約者が携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行う場合に限り63の規定を承諾し、料金表第1表（料金）第2（通話に関する料金）2-1-4（フリーダイヤル通話に関わるもの）(2)（イ）フリーダイヤルプランに関わるものに規定する通話料金を適用します。

65 前項の契約者は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能、機能特定地域指定着信課金機能、待ち合わせ接続機能、接続先案内機能、着信番号通知機能、オリジナルガイダンス機能、独自ガイダンス登録機能、独自ガイダンス作成機能、緊急時迂回機能及び高度振り分け機能を利用することはできません。

66 64、65の規定を満たさなくなったときは、当社は63に規定する基本額の取扱いを廃止します。

67 削除

68 削除

69 削除

70 削除

71 削除

72～85 （略）

(注1) 1の(3)及び2に規定する当社が別に定める数は一般発信者番号識別接続機能については10、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能のうち「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、又は「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴのモバイル適用」と同時に申込のあったものについては3（但し、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」と同時に申込があり、その割引選択回線が2以上の場合は10とします。）（電気通信番号規則第9

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

ーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能のうち、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」と同時に申込のあったものについては10（電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号に限ります。）とします。

（注2） 12に規定する当社が別に定める数はコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能のうち、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」（通話料金別表におけるこの月極割引の(2)ウの(オ)に規定する場合を除きます。）と同時に申込のあったものについて5とし、このとき12に規定する利用回線を割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群であって、この月極割引の定義等に準じます。）と読み替えます。

ただし、その他の月極割引と同時に申込のあったものについては1とします。（但し、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」と同時に申込があったものについては、当社が別に定める場合は5とします。）

（以下略）

条第3号に規定する電気通信番号に限ります。）、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能のうち、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」と同時に申込のあったものについては10（電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号に限ります。）とします。

（注2） 12に規定する当社が別に定める数はコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能のうち、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」（通話料金別表におけるこの月極割引の(2)ウの(オ)に規定する場合を除きます。）と同時に申込のあったものについて5とし、このとき12に規定する利用回線を割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群であって、この月極割引の定義等に準じます。）と読み替えます。

ただし、その他の月極割引と同時に申込のあったものについては1とします。（但し、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」と同時に申込があったものについては、当社が別に定める場合は5とします。）

（以下略）

(2) 国際通話に係るもの（略）

2-3 （略）

第2 通話に関する料金

1 適用

区分	内容
(1) 料金設定通話	<p>ア 国内通話に係る料金設定通話は、次のとおりとし、他社通話に伴って行われる料金設定通話に関する料金は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間（その料金設定通話が無線呼出し設備若しくは陸上移動無線データ通信設備に係る他社通話に伴って行われる通話の場合、列車公衆通話の場合は、特定協定事業者の提供区間に限ります。）とを合わせて当社が設定します。</p> <p>（ア） 次に定める一般通話</p> <p>① 別記1(1)、(2)、(3)又は(4)に規定する提供区間に係る通話のうち、加入電話等設備、公衆電話設備又は陸上移動無線データ設備からの通話</p> <p>② 削除</p> <p>③ 契約者指定番号発信サービスに係る通話</p> <p>④ 当社の付加機能を利用して行う通話</p> <p>（イ） 列車公衆通話</p> <p>以下（略）</p>
(2) 単位料金区域の設定	略
(3) 区域内通話、	ア 国内通話には、次の種類があります。

(2) 国際通話に係るもの（略）

2-3 （略）

第2 通話に関する料金

1 適用

区分	内容
(1) 料金設定通話	<p>ア 国内通話に係る料金設定通話は、次のとおりとし、他社通話に伴って行われる料金設定通話に関する料金は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間（その料金設定通話が無線呼出し設備若しくは陸上移動無線データ通信設備に係る他社通話に伴って行われる通話の場合、列車公衆通話の場合は、特定協定事業者の提供区間に限ります。）とを合わせて当社が設定します。</p> <p>（ア） 次に定める一般通話及びフリーダイヤル通話</p> <p>① 別記1(1)、(2)、(3)又は(4)に規定する提供区間に係る通話のうち、加入電話等設備、公衆電話設備又は陸上移動無線データ設備からの通話</p> <p>② 削除</p> <p>③ 契約者指定番号発信サービスに係る通話</p> <p>④ 当社の付加機能を利用して行う通話</p> <p>（ロ） 列車公衆通話</p> <p>以下（略）</p>
(2) 単位料金区域の設定	略
(3) 区域内通話、	ア 国内通話には、次の種類があります。

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）			
隣接区域内通話 及び区域外通話 の適用等	種 類	内 容			
	1 一般通話	2 から 3 以外の通話			
	2 削除	削除			
	3 ユーザ間情報 通知	利用回線から利用回線等への通信（当社が別に定める通信に限ります。）を行う際に、制御信号を利用して行われるもの			
(以下略)	(以下略)	隣接区域内通話 及び区域外通話 の適用等	種 類	内 容	
	1 一般通話		3 及び 4 以外の通話		
	2 削除		削除		
	3 ユーザ間情報 通知		利用回線から利用回線等への通信（当社が別に定める通信に限ります。）を行う際に、制御信号を利用して行われるもの		
		4 フリーダイヤル通話	地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）に伴う通話		
	(以下略)	(以下略)			

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

2 料金額

2-1 国内通話に係るもの

2-1-1 一般通話に係るもの

(1) (2) 及び(3)以外のもの

ア イ、ウ、エ及びオ以外のもの

(ア) (イ)、(ウ)以外のもの

① ②以外のもの

料金種別		料 金 額			
		ダイヤル通話			
一般通話料		次の分数又は秒数までごとに10円(11円)			
隣接区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝	
		90秒		2分	
区 域 外 通 話	通話地域間 距離				
	20kmまで	90秒		2分	
	30 "	1分		75秒	
	40 "	昼 間	夜 間	75秒	
		土曜日・日曜日・祝日			
	60 "	45秒	1分	1分	
	80 "	30秒	45秒	45秒	60秒
	100 "				
	120 "	22.5秒	26秒	26秒	45秒
	160 "				
240 "					
320 "					
320 km を超えるもの					

備考 この表に規定する料金は、②、(イ)、(ウ)、イ、ウ、エ並びにオ及び(2)、(3)に規定するものを除き、次の場合に適用します。

(1) 加入電話等設備からの一般通話

(2) [加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話](#)

(3) 加入電話等設備、他社直収電話等設備、固定端末系伝送路設備又はIP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限り、）からのナビダイヤル通話

2 料金額

2-1 国内通話に係るもの

2-1-1 一般通話に係るもの

(1) (2) 及び(3)以外のもの

ア イ、ウ、エ及びオ以外のもの

(ア) (イ)、(ウ)以外のもの

① ②以外のもの

料金種別		料 金 額			
		ダイヤル通話			
一般通話料		次の分数又は秒数までごとに10円(11円)			
隣接区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝	
		90秒		2分	
区 域 外 通 話	通話地域間 距離				
	20kmまで	90秒		2分	
	30 "	1分		75秒	
	40 "	昼 間	夜 間	75秒	
		土曜日・日曜日・祝日			
	60 "	45秒	1分	1分	
	80 "	30秒	45秒	45秒	60秒
	100 "				
	120 "	22.5秒	26秒	26秒	45秒
	160 "				
240 "					
320 "					
320 km を超えるもの					

備考 この表に規定する料金は、②、(イ)、(ウ)、イ、エ並びにオ及び(2)、(3)に規定するものを除き、次の場合に適用します。

(1) 加入電話等設備からの一般通話

(2) ~~削除~~

(3) 加入電話等設備、他社直収電話等設備、固定端末系伝送路設備又はIP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限り、）からのナビダイヤル通話

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

② 同一の都道府県の区域に終始するもの

料金種別		料 金 額			
		ダイヤル通話			
一般通話料		次の分数又は秒数までごとに区域内通話については8.5円(9.35円)、それ以外については10円(11円)			
区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝	
		3分		4分	
隣接区域内通話		90秒		2分	
区 域 外 通 話	通話地域間 距離				
	20kmまで	90秒			2分
	30 "	昼 間	夜 間		90秒
		土曜日・日曜日・祝日			
	40 "	60秒	75秒	75秒	
	60 "				
	80 "				
	100 "				
	120 "				
	160 "	45秒	60秒	60秒	90秒
240 "					
320 "					
320 km を 超えるもの					

備考 この表に規定する料金は、(イ)、(ウ)、イ、ウ、エ並びにオ及び(2)、(3)に規定するものを除き、次の場合に適用します。

- (1) 加入電話等設備からの一般通話
- (2) 加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話
- (3) 加入電話等設備、他社直収電話等設備、固定端末系伝送路設備又はIP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限りません。）からのナビダイヤル通話

(イ) 削除

② 同一の都道府県の区域に終始するもの

料金種別		料 金 額			
		ダイヤル通話			
一般通話料		次の分数又は秒数までごとに区域内通話については8.5円(9.35円)、それ以外については10円(11円)			
区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝	
		3分		4分	
隣接区域内通話		90秒		2分	
区 域 外 通 話	通話地域間 距離				
	20kmまで	90秒			2分
	30 "	昼 間	夜 間		90秒
		土曜日・日曜日・祝日			
	40 "	60秒	75秒	75秒	
	60 "				
	80 "				
	100 "				
	120 "				
	160 "	45秒	60秒	60秒	90秒
240 "					
320 "					
320 km を 超えるもの					

備考 この表に規定する料金は、(イ)、(ウ)、イ、エ並びにオ及び(2)、(3)に規定するものを除き、次の場合に適用します。

- (1) 加入電話等設備からの一般通話
- (2) 削除
- (3) 加入電話等設備、他社直収電話等設備、固定端末系伝送路設備又はIP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限りません。）からのナビダイヤル通話

(イ) 削除



電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

(ウ) IP電話設備に係るもの

① IP電話設備へのフリーダイヤル通話

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに8円(8.8円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
180秒	180秒	180秒	180秒	
備考 この表に規定する料金は、IP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号および電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。				

② IP電話設備へのナビダイヤル通話

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
60秒	60秒	60秒	60秒	
備考 この表に規定する料金は、加入電話等設備、他社直収電話等設備、IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。）からの行ったIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号を利用するものに限ります。)へのナビダイヤル通話に適用します。				

- ③ 削除
- ④ 削除

(ウ) IP電話設備に係るもの

① 削除

② IP電話設備へのナビダイヤル通話

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
60秒	60秒	60秒	60秒	
備考 この表に規定する料金は、加入電話等設備、他社直収電話等設備、IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。）からの行ったIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号を利用するものに限ります。)へのナビダイヤル通話に適用します。				

- ③ 削除
- ④ 削除

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

- イ 携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの  
 (ア) (イ)以外のもの  
 ① 加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの  
 A B、C、D以外のもの

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに16.5円(18.15円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
60秒	60秒	60秒	60秒	

備考 この表に規定する料金は、加入電話設備から携帯電話設備へ当社の事業者識別番号を付加して発信した通話に適用します。

B 加入電話等設備へのフリーダイヤル

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
14秒	15秒	15秒	16秒	

備考 この表に規定する料金は(イ)の①に規定するものを除き、携帯電話設備から加入電話等設備又は他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話に適用しません。

C 加入電話等設備へのナビダイヤル通話

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
20秒	22.5秒	22.5秒	25秒	

備考 この表に規定する料金は(イ)の①に規定するものを除き、携帯電話設備から加入電話等設備へのナビダイヤル通話に適用します。

- D 削 除  
 ② 削除

- イ 携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの  
 (ア) (イ)以外のもの  
 ① 加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの  
 A B、C、D以外のもの

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに16.5円(18.15円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
60秒	60秒	60秒	60秒	

備考 この表に規定する料金は、加入電話設備から携帯電話設備へ当社の事業者識別番号を付加して発信した通話に適用します。

B 削除

C 加入電話等設備へのナビダイヤル通話

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
20秒	22.5秒	22.5秒	25秒	

備考 この表に規定する料金は(イ)の①に規定するものを除き、携帯電話設備から加入電話等設備へのナビダイヤル通話に適用します。

- D 削 除  
 ② 削除

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

③ IP電話設備に係るもの

A IP電話設備へのフリーダイヤル通話

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに16.0円(17.6円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	60秒	60秒	60秒	60秒

備考 この表に規定する料金は、携帯電話設備からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号および電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するもの)へのフリーダイヤル通話に適用します。

B IP電話設備へのナビダイヤル通話

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	20秒	22.5秒	22.5秒	25秒

備考 この表に規定する料金は、携帯電話設備からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するもの)へのナビダイヤル通話に適用します。

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	20秒	20秒	20秒	20秒

備考 この表に規定する料金は、携帯電話設備からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するもの)へのナビダイヤル通話に適用します。

③ IP電話設備に係るもの

A 削除

B IP電話設備へのナビダイヤル通話

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	20秒	22.5秒	22.5秒	25秒

備考 この表に規定する料金は、携帯電話設備からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するもの)へのナビダイヤル通話に適用します。

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	20秒	20秒	20秒	20秒

備考 この表に規定する料金は、携帯電話設備からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するもの)へのナビダイヤル通話に適用します。

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

C 削除

(イ) 当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話に係るもの

① 加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	4.5秒	8秒	8秒	10秒

備考 この表に規定する料金は、次の場合に適用します。

(1) [当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話から加入電話等設備又は他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話](#)

(2) 削除

(3) 当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話若しくはそれに相当する電話から加入電話等設備へのナビダイヤル通話

② 削除

③ IP電話設備に係るもの

A [IP電話設備へのフリーダイヤル通話](#)

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに9円(9.9円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	4.5秒	8秒	8秒	10秒

備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話からIP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限り）へのフリーダイヤル通話に適用します。

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに16.0円(17.6円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	60秒	60秒	60秒	60秒

備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話からIP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限り）へのフリーダイヤル通話に適用します。

C 削除

(イ) 当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話に係るもの

① 加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	4.5秒	8秒	8秒	10秒

備考 この表に規定する料金は、次の場合に適用します。

(1) [削除](#)

(2) 削除

(3) 当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話若しくはそれに相当する電話から加入電話等設備へのナビダイヤル通話

② 削除

③ IP電話設備に係るもの

A [削除](#)

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

B IP電話設備へのナビダイヤル通話

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間	土曜日・日曜日・祝日	夜 間	深夜・早朝
	4.5秒		8秒	8秒
備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話からIP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。）へのナビダイヤル通話に適用します。				

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間	土曜日・日曜日・祝日	夜 間	深夜・早朝
	20秒		20秒	20秒
備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話からIP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。）へのナビダイヤル通話に適用します。				

C 削除  
ウ 削除

B IP電話設備へのナビダイヤル通話

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間	土曜日・日曜日・祝日	夜 間	深夜・早朝
	4.5秒		8秒	8秒
備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話からIP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。）へのナビダイヤル通話に適用します。				

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間	土曜日・日曜日・祝日	夜 間	深夜・早朝
	20秒		20秒	20秒
備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話からIP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。）へのナビダイヤル通話に適用します。				

C 削除  
ウ 削除

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

エ IP通話に係るもの

(ア) 削除

(イ) 当社の付加機能を利用して行う通話に係るもの

① 加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの

A 加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話料)			
一般通話料	次の秒数までごとに10.0円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
180秒	180秒	180秒	180秒	
備考 この表に規定する料金は、IP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するもの)から行った加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話に適用します。				

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話料)			
一般通話料	次の秒数までごとに10.0円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
60秒	60秒	60秒	60秒	
備考 この表に規定する料金は、IP電話設備(電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するもの)に係る他社通話に伴い行った加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話に適用します。				

B 加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのナビダイヤル通話

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話料)			
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
180秒	180秒	180秒	180秒	
備考 この表に規定する料金は、IP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するもの)から行った加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのナビダイヤル通話に適用します。				

② 削除

エ IP通話に係るもの

(ア) 削除

(イ) 当社の付加機能を利用して行う通話に係るもの

① 加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの

A 削除

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話料)			
一般通話料	次の秒数までごとに10.0円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
180秒	180秒	180秒	180秒	
備考 この表に規定する料金は、IP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するもの)から行った加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話に適用します。				

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話料)			
一般通話料	次の秒数までごとに10.0円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
60秒	60秒	60秒	60秒	
備考 この表に規定する料金は、IP電話設備(電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するもの)に係る他社通話に伴い行った加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話に適用します。				

B 加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのナビダイヤル通話

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話料)			
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
180秒	180秒	180秒	180秒	
備考 この表に規定する料金は、IP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するもの)から行った加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのナビダイヤル通話に適用します。				

② 削除

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

③ IP電話設備に係るもの

A IP電話設備へのフリーダイヤル通話

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話料）			
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
180秒	180秒	180秒	180秒	

備考 この表に規定する料金は、IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行ったIP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号および電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）へのフリーダイヤル通話に適用します。

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話料）			
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
60秒	60秒	60秒	60秒	

備考 この表に規定する料金は、IP電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）に係る他社通話に伴い行ったIP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号及び電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）へのフリーダイヤル通話に適用します。

B IP電話設備へのナビダイヤル通話

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話料）			
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
180秒	180秒	180秒	180秒	

備考 この表に規定する料金は、IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行ったIP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号および電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）へのナビダイヤル通話に適用します。

③ IP電話設備に係るもの

A 削除

B IP電話設備へのナビダイヤル通話

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話料）			
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
180秒	180秒	180秒	180秒	

備考 この表に規定する料金は、IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行ったIP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号および電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）へのナビダイヤル通話に適用します。

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

C 削除

オ（略）

- (2) 公衆電話設備からの一般通話（デジタル通信モードを除きます。）に係るもの  
 ア その料金の支払いを要する者が公衆電話設備の利用者となる通話に係るもの  
 (ア) (イ)及び(ウ)以外のもの

料金種別		料 金 額			
		ダイヤル通話			
一般通話料		次の秒数までごとに10円			
区域内通話		昼 間 、 夜 間		深夜・早朝	
		56秒		76秒	
隣接区域内通話		39.5秒		52秒	
区 域	通話地域間距離				
	20kmまで	39.5秒		52秒	
	30 "	26秒		35.5秒	
	40 "	21.5秒		26.5秒	
	60 "	16秒		20秒	
外 通 話	80 "	昼 間	夜 間		
		土曜日・日曜日・祝日			
	100 "	11.5秒	15.5秒	15.5秒	17秒
	160 "	10秒	15.5秒	15.5秒	17秒
	160kmを超えるもの	8秒	14秒	14秒	15.5秒

備考

- 1 この表に規定する料金は、公衆電話設備に係る一般通話であって、(イ)及び(3)以外のものに適用します。  
 2 区域内通話に係る通話料は、当社の付加機能を利用して行う通話が対象となります。

料金種別		料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料		次の秒数までごとに10円			
		昼 間		夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日			
		40秒	40秒	40秒	40秒

C 削除

オ（略）

- (2) 公衆電話設備からの一般通話（デジタル通信モードを除きます。）に係るもの  
 ア その料金の支払いを要する者が公衆電話設備の利用者となる通話に係るもの  
 (ア) (イ)及び(ウ)以外のもの

料金種別		料 金 額			
		ダイヤル通話			
一般通話料		次の秒数までごとに10円			
区域内通話		昼 間 、 夜 間		深夜・早朝	
		56秒		76秒	
隣接区域内通話		39.5秒		52秒	
区 域	通話地域間距離				
	20kmまで	39.5秒		52秒	
	30 "	26秒		35.5秒	
	40 "	21.5秒		26.5秒	
	60 "	16秒		20秒	
外 通 話	80 "	昼 間	夜 間		
		土曜日・日曜日・祝日			
	100 "	11.5秒	15.5秒	15.5秒	17秒
	160 "	10秒	15.5秒	15.5秒	17秒
	160kmを超えるもの	8秒	14秒	14秒	15.5秒

備考

- 1 この表に規定する料金は、公衆電話設備に係る一般通話であって、(イ)及び(3)以外のものに適用します。  
 2 区域内通話に係る通話料は、当社の付加機能を利用して行う通話が対象となります。

料金種別		料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料		次の秒数までごとに10円			
		昼 間		夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日			
		40秒	40秒	40秒	40秒



電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

備考 この表に規定する料金は、公衆電話設備からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのナビダイヤル通話に適用します。

- (イ) 削除
- (ウ) 無線呼出し設備（電気通信番号規則第9条第5号に規定する無線呼出しの役務に係るものに限ります。）に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)	
一般通話料	次の秒数までごとに5円	
隣接区域内通話	12.5秒	
区域外通話	通話地域間距離	
	60kmまで	12.5秒
	160 "	10秒
	160kmを超えるもの	7.5秒

備考 この表に規定する料金は、公衆電話設備から無線呼出し設備（電気通信番号規則第9条第5号に規定する無線呼出しの役務に係るものに限ります。）に係る協定事業者に係る相互接続点への通話に適用します。

備考 この表に規定する料金は、公衆電話設備からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのナビダイヤル通話に適用します。

- (イ) 削除
- (ウ) 無線呼出し設備（電気通信番号規則第9条第5号に規定する無線呼出しの役務に係るものに限ります。）に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)	
一般通話料	次の秒数までごとに5円	
隣接区域内通話	12.5秒	
区域外通話	通話地域間距離	
	60kmまで	12.5秒
	160 "	10秒
	160kmを超えるもの	7.5秒

備考 この表に規定する料金は、公衆電話設備から無線呼出し設備（電気通信番号規則第9条第5号に規定する無線呼出しの役務に係るものに限ります。）に係る協定事業者に係る相互接続点への通話に適用します。

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

イ ア以外のもの  
(ア) (イ)、(ウ)以外のもの

イ 削除

料金種別	料 金 額				
	ダイヤル通話				
一般通話料	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)				
区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝		
	62秒		82秒		
隣接区域内通話	47秒		60秒		
区 域 外 通 話	通話地域間 距離				
	20kmまで	47秒		60秒	
	30 "	31秒		41秒	
	40 "	25秒		30.5秒	
	60 "	18秒		22.5秒	
		昼 間	夜 間		
		土曜日・日曜 日・祝日			
80 "	13.5秒	17.5秒	17.5秒	19秒	
100 "	12秒	17.5秒	17.5秒	19秒	
120 "	9.5秒	16秒	16秒	17.5秒	
160 "					
240 "	9秒	13.5秒	13.5秒	15秒	
320 "					
320 km を 超 えるもの					
備考 この表に規定する料金は、公衆電話設備から行った通話（フリーダイヤル通話（電話等利用契約及び他社直収電話等付加機能利用契約に係るものに限ります。）に限ります。）に適用します。					

(イ) 削除

(イ) 削除

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

(ウ) IP電話設備に係るもの  
IP電話設備へのフリーダイヤル通話

(ウ) 削除

料金種別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに27円(29.7円)			
	昼 間	夜 間	深夜・早朝	
	土曜日・日曜日・祝日			
	60秒	60秒	60秒	60秒

備考 この表に規定する料金は、公衆電話設備からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号および電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

(3) デジタル通信モードに係るもの

区 分	料 金 額			
総合デジタル通信設備からの通信に係るもの	その通信を(1)のアの(ア)に規定するダイヤル通話とみなした場合に適用される通話料金の額と同額 ただし、離島に関する通話料金の特例は適用しません。			
加入電話設備からの携帯電話設備への通信に係るもの (当社の事業者識別番号を付与して発信した通信に限ります。)	加入電話設備から携帯電話設備への通話に係るもの (当社の事業者識別番号を付加して発信した通話に限ります)については、2-1-1の(1)のイの(ア)の①のAの規定に係らず次の秒数ごとに10円(11円)			
	昼 間	夜 間	深夜・早朝	
	土曜日・日曜日・祝日			
	14.5秒	14.5秒	16.5秒	
<a href="#">携帯電話設備から行ったフリーダイヤル通話に係るもの</a>	<a href="#">加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの</a> については、2-1-1の(1)のイの(ア)の①のBの規定に係らず次の秒数ごとに10円(11円)			
	昼 間	夜 間	深夜・早朝	
	土曜日・日曜日・祝日			
	10秒	11秒	11秒	11.5秒
携帯電話設備から行ったナビダイヤル通話に係るもの	2-1-1の(1)のイの(ア)の①のCの規定に係らず次の秒数ごとに10円(11円)			
	昼 間	夜 間	深夜・早朝	
	土曜日・日曜日・祝日			
	14秒	15秒	15秒	16秒

(3) デジタル通信モードに係るもの

区 分	料 金 額			
総合デジタル通信設備からの通信に係るもの	その通信を(1)のアの(ア)に規定するダイヤル通話とみなした場合に適用される通話料金の額と同額 ただし、離島に関する通話料金の特例は適用しません。			
加入電話設備からの携帯電話設備への通信に係るもの (当社の事業者識別番号を付与して発信した通信に限ります。)	加入電話設備から携帯電話設備への通話に係るもの (当社の事業者識別番号を付加して発信した通話に限ります)については、2-1-1の(1)のイの(ア)の①のAの規定に係らず次の秒数ごとに10円(11円)			
	昼 間	夜 間	深夜・早朝	
	土曜日・日曜日・祝日			
	14.5秒	14.5秒	16.5秒	
携帯電話設備から行ったナビダイヤル通話に係るもの	2-1-1の(1)のイの(ア)の①のCの規定に係らず次の秒数ごとに10円(11円)			
	昼 間	夜 間	深夜・早朝	
	土曜日・日曜日・祝日			
	14秒	15秒	15秒	16秒

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

2-1-2 削除

2-1-3 ユーザ間情報通知

区 分	単 位	料 金 額
ユーザ間情報通知	1 制御信号ごとに	0.4円(0.44円)
備考 ユーザ間情報通知により通信できる情報量は、1の制御信号につき最大128オクテットとします。		

2-1-2 削除

2-1-3 ユーザ間情報通知

区 分	単 位	料 金 額
ユーザ間情報通知	1 制御信号ごとに	0.4円(0.44円)
備考 ユーザ間情報通知により通信できる情報量は、1の制御信号につき最大128オクテットとします。		

2-1-4 フリーダイヤル通話に関わるもの

(1) IP通信網付加機能利用契約に関わるもの

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話料)	
フリーダイヤル通話料	固定電話等設備からの通話	180秒ごとに8円(8.8円)
	携帯電話設備からの通話	60秒数ごとに16円(17.6円)
	公衆電話設備からの通話	60秒数ごとに27円(29.7円)
備考 この表に規定する料金は、IP電話設備(当社に係るものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。		

(2) (1)以外の契約に関わるもの

(ア) (イ)以外のもの

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話料)	
フリーダイヤル通話料	固定電話等設備からの通話	180秒ごとに8.5円(9.35円)
	携帯電話設備からの通話	20秒数ごとに10円(11円)
	公衆電話設備からの通話	60秒数ごとに30円(33円)
備考 この表に規定する料金は、加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話に適用します。		

(イ) フリーダイヤルeプランに関わるもの

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話料)	
フリーダイヤル通話料	固定電話等設備からの通話	180秒ごとに8円(8.8円)
	携帯電話設備からの通話	60秒数ごとに16円(17.6円)
	公衆電話設備からの通話	60秒数ごとに30円(33円)
備考 この表に規定する料金は、他社直収電話等設備(特定協定事業者の設備でかつフリーダイヤルeプランに関わるものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。		

15 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引 I

区 分	内 容				
(1) 定義等	ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引 I」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、同表に規定する料金額を適用することをいいます。				
	区分	料 金 額			
	定額料	1 割引選択回線群ごとに 月額3,000円(3,300円)			
	通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（区域内通話については8.5円(9.35円)） (ア) (イ)以外のもの			
		昼間、夜間		深夜・早朝	
	隣接区域内通話	90秒		2分	
	区域外通話	通話地域間距離			
		20km まで	90秒		2分
		30km "	60秒		75秒
		昼 間	夜間	深夜・早朝	
			土曜日・日曜日・祝日		
	60km "	45秒	60秒	60秒	75秒
	100km "	30秒	45秒	45秒	60秒
	100km を超えるもの	22.5秒	30秒	30秒	45秒
	(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの				
	区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝	
				3分 4分	

15 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引 I

区 分	内 容				
(1) 定義等	ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引 I」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、同表に規定する料金額を適用することをいいます。				
	区分	料 金 額			
	定額料	1 割引選択回線群ごとに 月額3,000円(3,300円)			
	通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（区域内通話については8.5円(9.35円)） (ア) (イ)以外のもの			
		昼間、夜間		深夜・早朝	
	隣接区域内通話	90秒		2分	
	区域外通話	通話地域間距離			
		20km まで	90秒		2分
		30km "	60秒		75秒
		昼 間	夜間	深夜・早朝	
			土曜日・日曜日・祝日		
	60km "	45秒	60秒	60秒	75秒
	100km "	30秒	45秒	45秒	60秒
	100km を超えるもの	22.5秒	30秒	30秒	45秒
	(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの				
	区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝	
				3分 4分	

隣接区域内 通話		90秒			2分
区域外 通話	通話地 域間距 離				
	20km まで	90秒			2分
		昼 間	夜間	深夜・ 早朝	
		土曜 日・ 日曜 日・ 祝日			
60km "	60秒	75秒	75秒	90秒	
60km を超える もの	45秒	60秒	60秒	90秒	

イ この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうちその割引選択回線群を代表する回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の電話等利用契約者又は当社が別に定めるところによりその電話等利用契約者があらかじめ指定する割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち、加入電話等設備に係る一般通話（フリーダイヤル通話を除きます。）、又はフリーダイヤル通話であって、次に該当しないものに限ります。

(ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話

(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話

(ウ) [公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話](#)

(エ) [IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行うフリーダイヤル通話](#)

(オ) [IP電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話](#)

エ ウの規定に関わらず、(2)欄のイ(オ)に規定する他の月極割引の適用を受けており、割引選択代表回線と契約者が異なる割引選択回線については、当該割引選択回線が適用を受けている他の月極割引の割引対象通話に限り、この月極割引を適用します。

(2) 承諾

ア この月極割引を選択する電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

隣接区域内 通話		90秒			2分
区域外 通話	通話地 域間距 離				
	20km まで	90秒			2分
		昼 間	夜間	深夜・ 早朝	
		土曜 日・ 日曜 日・ 祝日			
60km "	60秒	75秒	75秒	90秒	
60km を超える もの	45秒	60秒	60秒	90秒	

イ この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうちその割引選択回線群を代表する回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の電話等利用契約者又は当社が別に定めるところによりその電話等利用契約者があらかじめ指定する割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち、加入電話等設備に係る一般通話（フリーダイヤル通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。

(ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話

(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話

(ウ) [削除](#)

(エ) [削除](#)

(オ) [削除](#)

エ ウの規定に関わらず、(2)欄のイ(オ)に規定する他の月極割引の適用を受けており、割引選択代表回線と契約者が異なる割引選択回線については、当該割引選択回線が適用を受けている他の月極割引の割引対象通話に限り、この月極割引を適用します。

(2) 承諾

ア この月極割引を選択する電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）	
	<p>(ア) その申出のあった利用回線が、加入電話等設備に係るものであるとき。</p> <p>(イ) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(ウ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法（明治29年法律第89号）第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限りませ。）の適用を受けるときはこの限りではありません。）</p> <p>(エ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</p> <p>(オ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限りませ。）の適用を受けるときはこの限りではありません。）</p> <p>(カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>		<p>(ア) その申出のあった利用回線が、加入電話等設備に係るものであるとき。</p> <p>(イ) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(ウ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法（明治29年法律第89号）第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限りませ。）の適用を受けるときはこの限りではありません。）</p> <p>(エ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</p> <p>(オ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限りませ。）の適用を受けるときはこの限りではありません。）</p> <p>(カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>
(3) 月極割引の適用	<p>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</p> <p>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</p> <p>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(ク) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p> <p>(ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</p>	(3) 月極割引の適用	<p>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</p> <p>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</p> <p>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(ク) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p> <p>(ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</p>



電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

- (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- エ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条(電話等利用契約者からの通知)に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、その変更があった日を含む料金月からこの利用回線に係る一般通話についてこの月極割引を適用しません。
- ただし、その利用回線に係る一般通話について電話等利用契約者からこの月極割引の適用の申出があるときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。
- オ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から8欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄から8欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から8以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約の解除があったとき(3に規定する場合を除きます。)又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承諾日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(オ)又は(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 削除	削除
6 ウの(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
<a href="#">7 地域指定着信課金機能の廃止により月極割引の廃止があったとき(ウの(カ)の規定による地域指定着信課金機能の廃止により、月極割引の廃止があった場合を含みます。)</a>	<a href="#">月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</a>

- (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- エ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条(電話等利用契約者からの通知)に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、その変更があった日を含む料金月からこの利用回線に係る一般通話についてこの月極割引を適用しません。
- ただし、その利用回線に係る一般通話について電話等利用契約者からこの月極割引の適用の申出があるときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。
- オ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から8欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄から8欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から8以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約の解除があったとき(3に規定する場合を除きます。)又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承諾日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(オ)又は(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 削除	削除
6 ウの(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
<a href="#">7 削除</a>	<a href="#">削除</a>

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

8 削除 削除

カ 割引選択回線の電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、特定協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。

ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、電話等利用契約者の責めによらない理由により、1料金月のすべての日にわたって、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい故障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ク ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択代表回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(キ)に規定する支払期日とします。

ただし、割引選択回線がこの月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。

ケ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

(ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。

$$\text{最低基準額} = \frac{\text{当該料金月における割引選択回線の総回線数}}{\text{線数}} \times 2,000\text{円}$$

(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。

$$\text{割引相当額} = \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}} - \text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}$$

(注) 定額料については、日割は行いません

(4) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算

ア 当社は、(3)欄のクの規定又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話（(1)欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。

(ア) (イ)以外のとき。

$$\text{1割引選択回線当たりの通話に関する料金の額} = \text{定額料} \times \frac{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金の額}}{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金の額}}$$

8 削除 削除

カ 割引選択回線の電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、特定協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。

ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、電話等利用契約者の責めによらない理由により、1料金月のすべての日にわたって、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい故障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ク ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択代表回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(キ)に規定する支払期日とします。

ただし、割引選択回線がこの月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。

ケ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

(ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。

$$\text{最低基準額} = \frac{\text{当該料金月における割引選択回線の総回線数}}{\text{線数}} \times 2,000\text{円}$$

(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。

$$\text{割引相当額} = \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}} - \text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}$$

(注) 定額料については、日割は行いません

(4) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算

ア 当社は、(3)欄のクの規定又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話（(1)欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。

(ア) (イ)以外のとき。

$$\text{1割引選択回線当たりの通話に関する料金の額} = \text{定額料} \times \frac{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金の額}}{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金の額}}$$

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）	
<p style="text-align: center;"> <math display="block">\frac{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}{\text{この月極割引適用後のその割引選択回線に係る通話に関する料金の額}} + \text{この月極割引適用後のその割引選択回線に係る通話に関する料金の額}</math> </p> <p>(イ) この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金が0円の時。</p> <p>1割引選択回線当たり = 定額料 ÷ 割引選択回線群を構成する割引選択回線の総回線数</p> <p>イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。</p>	<p style="text-align: center;"> <math display="block">\frac{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}{\text{この月極割引適用後のその割引選択回線に係る通話に関する料金の額}} + \text{この月極割引適用後のその割引選択回線に係る通話に関する料金の額}</math> </p> <p>(イ) この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金が0円の時。</p> <p>1割引選択回線当たり = 定額料 ÷ 割引選択回線群を構成する割引選択回線の総回線数</p> <p>イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。</p>		

16 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅱ

区 分	内 容																																
(1) 定義等	<p>ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅱ」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、同表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td> <td colspan="3">1割引選択回線群ごとに 月額1,000円(1,100円)</td> </tr> <tr> <td>通話に関する料金</td> <td colspan="3">次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（区域内通話については8.5円(9.35円)） (ア) (イ)以外のもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>隣接区域内通話</td> <td>昼間、夜間</td> <td>深夜・早朝</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">90秒</td> <td style="text-align: center;">2分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区域外通話</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>通話地域間距離 20km まで</td> <td style="text-align: center;">90秒</td> <td style="text-align: center;">2分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>昼 間</td> <td>夜間 深夜・</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料 金 額			定額料	1割引選択回線群ごとに 月額1,000円(1,100円)			通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（区域内通話については8.5円(9.35円)） (ア) (イ)以外のもの				隣接区域内通話	昼間、夜間	深夜・早朝			90秒	2分		区域外通話				通話地域間距離 20km まで	90秒	2分			昼 間	夜間 深夜・
区分	料 金 額																																
定額料	1割引選択回線群ごとに 月額1,000円(1,100円)																																
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（区域内通話については8.5円(9.35円)） (ア) (イ)以外のもの																																
	隣接区域内通話	昼間、夜間	深夜・早朝																														
		90秒	2分																														
	区域外通話																																
	通話地域間距離 20km まで	90秒	2分																														
		昼 間	夜間 深夜・																														

16 削除

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

		土曜日・日曜日・祝日		早朝
30km	75秒	90秒	90秒	90秒
〃				
60km	60秒	90秒	90秒	90秒
〃				
100km	30秒	45秒	45秒	60秒
〃				
100kmを超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒

(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの

区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝
	3分		4分
隣接区域内通話	90秒		2分
区域外通話	通話地域間距離		
	20kmまで	90秒	2分
60km	〃	昼間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日	
60km	45秒	60秒	90秒
〃			
60kmを超えるもの	45秒	60秒	90秒

イ この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうちフリーダイヤル通話であって、次に該当しないものに限ります。

(ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話

(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話。

(ウ) 公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話

電話等サービス契約約款

		旧（～2023年10月31日）	新（2023年11月1日～）
		<p>(エ) IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り、）から行うフリーダイヤル通話</p> <p>(オ) IP電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り、）に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話</p> <p>エ 削除</p> <p>(注) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引Ⅱ</li> <li>・ 回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引</li> </ul>	
(2) 承諾		<p>ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限り、）の適用を受けるときはこの限りではありません。）</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</p> <p>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限り、）の適用を受けるときはこの限りではありません。）</p> <p>(オ) 契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるすべての利用回線若しくは他社直収電話等利用回線により構成される回線群（以下この表において「特定割引回線群」といいます。）と割引選択回線群が同一であるとき。（特定割引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとします。）</p> <p>(カ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>	
(3) 月極割引の適用		<p>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含</p>	

む料金月の翌料金月からとします。

ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線、他社直収電話等利用回線について、当社が別に定める付加機能の提供開始があったときであってその契約者から申出があり、(2) 欄のイに規定する承諾条件を満たしたときはその付加機能に係る通話についてその付加機能の提供開始日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。

エ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。

(ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったとき。

(イ) 電話等利用契約又は他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき。

(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。

(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。

(オ) その利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合デジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。

(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

オ この月極割引の適用を受けている利用回線について付加機能の廃止又はその利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の5（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。

区 分	月極割引の適用
1 削除	削除
2 この月極割引の適用を受けている利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であって、第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の5（他社直収電話等付加機能	その変更日を含む料金月からこの利用回線又は他社直収電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話についてこの月極割引を適用しません。 ただし、その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話について契約者からのこの月極割引の適用の申出があるときは、その申出を当

利用契約者からの通知)に規定する事前通知があったとき。	社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。
-----------------------------	-----------------------------------

カ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合は、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 エの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4に規定する場合を除きます)。	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 エの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 エの(エ)の規定又は第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除又は第14条の47(他社直収電話等契約の解除に伴う他社直収電話等付加機能利用契約の取扱い)に規定する他社直収電話等付加機能利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 エの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 エの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	① 削除 ② フリーダイヤル通話については、その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。

キ (1)欄のエに規定する契約者からの申出があった場合において、この料金額の適用の開始については、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとし、廃止の申出があったときは、廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この料金額を適用します。

ク 割引選択回線の契約者は、この月極割引が適用される料金

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

月において、特定協定事業者又は他社直収電話等会社の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。

ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月のすべての日にわたって、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい故障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

ケ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

コ エの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

サ 割引選択代表回線の契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

(ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。

$$\text{最低基準額} = \frac{\text{当該料金月における割引選択回線の総回線数} \times 2,000\text{円}}{\text{線数}}$$

(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。

$$\text{割引相当額} = \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}$$

(注) 定額料については、日割は行いません



17 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅲ

17 削除

区 分	内 容																																																																					
(1) 定義等	<p>ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅲ」とは、(ア)の表に規定する利用期間において、この月極割引を継続して利用し、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係るこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額（当該割引選択回線群がこの月極割引の適用を開始した日に係る料金月の起算日から12料金月毎の累計とします。以下この表において同じとします。）が(ア)の表に定める約定金額以上の利用を行う申出をした場合に、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、(イ)の表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>(ア) 利用期間及び約定金額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利 用 期 間</th> <th style="text-align: center;">約 定 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">12料金月</td> <td style="text-align: center;">1,000万円(1,100万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 料金額 ① ②以外のもの</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">通話に 関する 料金</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">次の分数又は秒数までごとに9.2円(10.12円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">隣接区域内 通話</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">昼間、夜間</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">深夜・早朝</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">90秒</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区 域 外 通 話</td> <td style="text-align: center;">通話地 域間距 離</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">20kmま で</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">90秒</td> <td style="text-align: center;">2分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">深夜・ 早朝</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">土曜日・ 日曜日・ 祝日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">30km〃</td> <td style="text-align: center;">60秒</td> <td style="text-align: center;">60秒</td> <td style="text-align: center;">75秒</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">60km〃</td> <td style="text-align: center;">45秒</td> <td style="text-align: center;">60秒</td> <td style="text-align: center;">75秒</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">100km</td> <td style="text-align: center;">30秒</td> <td style="text-align: center;">45秒</td> <td style="text-align: center;">60秒</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">100km を 超 え る も の</td> <td style="text-align: center;">22.5 秒</td> <td style="text-align: center;">26秒</td> <td style="text-align: center;">45秒</td> </tr> </tbody> </table>	利 用 期 間	約 定 金 額	12料金月	1,000万円(1,100万円)	区 分	料 金 額				通話に 関する 料金	次の分数又は秒数までごとに9.2円(10.12円)				隣接区域内 通話	昼間、夜間		深夜・早朝			90秒		2分		区 域 外 通 話	通話地 域間距 離					20kmま で	90秒		2分			昼間	夜間	深夜・ 早朝			土曜日・ 日曜日・ 祝日				30km〃	60秒	60秒	75秒		60km〃	45秒	60秒	75秒		100km	30秒	45秒	60秒		〃					100km を 超 え る も の	22.5 秒	26秒	45秒
利 用 期 間	約 定 金 額																																																																					
12料金月	1,000万円(1,100万円)																																																																					
区 分	料 金 額																																																																					
通話に 関する 料金	次の分数又は秒数までごとに9.2円(10.12円)																																																																					
隣接区域内 通話	昼間、夜間		深夜・早朝																																																																			
	90秒		2分																																																																			
区 域 外 通 話	通話地 域間距 離																																																																					
	20kmま で	90秒		2分																																																																		
		昼間	夜間	深夜・ 早朝																																																																		
		土曜日・ 日曜日・ 祝日																																																																				
	30km〃	60秒	60秒	75秒																																																																		
	60km〃	45秒	60秒	75秒																																																																		
	100km	30秒	45秒	60秒																																																																		
	〃																																																																					
	100km を 超 え る も の	22.5 秒	26秒	45秒																																																																		

② 同一の都道府県の区域に終始するもの

区 分	料 金 額			
通話に 関する 料金	次の分数又は秒数までごとに9.2円(10.12円)			
	隣接区域内 通話	昼間、夜間		深夜・早朝
		90秒		2分
区 域 外 通 話	通話地 域間距 離			
	20kmま で	90秒		2分
		昼間	夜間	深夜・ 早朝
		土曜日・ 日曜日・ 祝日		
	30km〃	60秒	75秒	90秒
	60km〃	60秒	75秒	90秒
	100km 〃	45秒	60秒	90秒
	100km を超え るもの	45秒	60秒	90秒

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうちフリーダイヤル通話（区域内通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。

- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話
- (ウ) 公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話
- (エ) 削除
- (オ) IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行うフリーダイヤル通話
- (カ) IP電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話

(注1) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。

- ・ 回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ

- ・ 回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤ

		旧（～2023年10月31日）	新（2023年11月1日～）
		<p><u>ル通話の通話料金の月極割引</u>                      (注2) 約定金額に表示する税込価格については、国際通話が含まれている場合はこの限りではありません。</p>	
(2) 承諾		<p><u>ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u></p> <p><u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u>                      (ア) <u>その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u>                      (イ) <u>その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるもの)に限りません。)の適用を受けるときはこの限りではありません。</u>                      (ウ) <u>割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</u>                      (エ) <u>その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるもの)に限りません。)の適用を受けるときはこの限りではありません。</u>                      (オ) <u>契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなる全ての利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群(以下この表において「特定割引回線群」といいます。)と割引選択回線群が同一であるとき。(特定割引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとします。)</u>                      (カ) <u>(1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u>                      (キ) <u>その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u></p> <p><u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u></p>	
(3) 月極割引の適用		<p><u>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u></p> <p><u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u></p> <p><u>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について当社が別に定める付加機能の提供の開始があったときであってその契約者から申出があり、(2)欄のイに規定する承諾条件を満たしたときは、その付加機能に係る通話についてその付加機能の提供開始日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。</u></p> <p><u>エ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</u>                      (ア) <u>割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったと</u></p>	

- き。
- (イ) 電話等利用契約又は他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき。
  - (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
  - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
  - (オ) その利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であつて、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
  - (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合デジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であつて、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
  - (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
  - (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
  - (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。
  - (コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- オ この月極割引の適用を受けている利用回線について、付加機能の廃止又はその利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であつて、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の5（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、エの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。

区 分	月極割引の適用
1 削除	削除
2 <u>この月極割引の適用を受けている利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であつて、第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の5（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったとき。</u>	<u>その変更日を含む料金月からこの利用回線又は他社直収電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話について、この月極割引を適用しません。ただし、その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話について契約者からのこの月極割引の適用の申出があるときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。</u>

カ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2 欄から

6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 エの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4に規定する場合を除きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 エの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 エの(エ)の規定若しくは第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除又は第14条の47(他社直収電話等契約の解除に伴う他社直収電話等付加機能利用契約の取扱い)に規定する他社直収電話等付加機能利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 エの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 エの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	① 削除  ② フリーダイヤル通話については、その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。

キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ク エの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ケ 割引選択代表回線の契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額

電話等サービス契約約款

電話等サービス契約約款	
旧（～2023年10月31日）	新（2023年11月1日～）
	<p><u>（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が約定金額に満たないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</u></p> $\text{割引相当額} = \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}$ <p>コ <u>割引選択代表回線の契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、ケに定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</u></p> <p><u>ただし、ケの適用を受けるときはこの限りではありません。</u></p> $\text{最低基準額} = \frac{\text{年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引の適用を受けた割引選択回線の数の累計}}{12 \text{（この月極割引を利用期間満了前に廃止したときは、年間累計額の算出対象期間内に利用した月数とします。）}} \times 2,000\text{円} \times 12$
(4) <u>割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等</u>	<p>ア <u>割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月極割引の適用を開始した日から(1)欄のアの表中に規定する利用期間とします。</u></p> <p><u>割引選択代表回線の契約者は、利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。</u></p> <p>イ <u>割引選択代表回線の契約者は、割引選択回線群に係る全ての割引選択回線について、アに規定する利用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数（以下この表において「残余月数」といいます。）により算出します。</u></p> $\text{解約金} = 3\text{万円} \times \text{残余月数}$

18 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅳ

18 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅳ

区 分	内 容				
(1) 定義等	<p>ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅳ」とは、(ア)の表に規定する利用期間において、この月極割引を継続して利用し、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係るこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額（当該割引選択回線群がこの月極割引の適用を開始した日に係る料金の起算日から12料金月毎の累計とします。以下この表において同じとします。）が(ア)の表に定める約定金額以上の利用を行う申出をした場合であって当社が別に定める料金額の利用があることを当社が確認した場合に、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、(イ)の表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>(ア) 利用期間及び約定金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用 期 間</th> <th>約 定 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12料金月</td> <td>5億円(5.5億円)</td> </tr> </tbody> </table>	利用 期 間	約 定 金 額	12料金月	5億円(5.5億円)
利用 期 間	約 定 金 額				
12料金月	5億円(5.5億円)				

(イ) 料金額  
① ②以外のもの

区 分	料 金 額			
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えるもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.2円(9.02円)）			
隣接区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝	
	90秒		2分	
区域外通話	通話地域間距離			
	20kmまで	90秒		2分
30km〃	昼間	夜間		深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	60秒	60秒	60秒	75秒
	60km〃	45秒	60秒	60秒
100km〃	30秒	45秒	45秒	60秒

区 分	内 容				
(1) 定義等	<p>ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅳ」とは、(ア)の表に規定する利用期間において、この月極割引を継続して利用し、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係るこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額（当該割引選択回線群がこの月極割引の適用を開始した日に係る料金の起算日から12料金月毎の累計とします。以下この表において同じとします。）が(ア)の表に定める約定金額以上の利用を行う申出をした場合であって当社が別に定める料金額の利用があることを当社が確認した場合に、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、(イ)の表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>(ア) 利用期間及び約定金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用 期 間</th> <th>約 定 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12料金月</td> <td>5億円(5.5億円)</td> </tr> </tbody> </table>	利用 期 間	約 定 金 額	12料金月	5億円(5.5億円)
利用 期 間	約 定 金 額				
12料金月	5億円(5.5億円)				

(イ) 料金額  
① ②以外のもの

区 分	料 金 額			
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えるもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.2円(9.02円)）			
隣接区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝	
	90秒		2分	
区域外通話	通話地域間距離			
	20kmまで	90秒		2分
30km〃	昼間	夜間		深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	60秒	60秒	60秒	75秒
	60km〃	45秒	60秒	60秒
100km〃	30秒	45秒	45秒	60秒

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

	100km を超えるもの	22.5 秒	26秒	26秒	45秒
② 同一の都道府県の区域に終始するもの					
区分	料 金 額				
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)				
	隣接区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝	
		90秒		2分	
区域外通話	通話地域間距離				
	20kmまで	90秒		2分	
		昼間	夜間	深夜・早朝	
		土曜日・日曜日・祝日			
	30km〃	60秒	75秒	75秒	90秒
	60km〃	60秒	75秒	75秒	90秒
	100km	45秒	60秒	60秒	90秒
	〃				
	100kmを超えるもの	45秒	60秒	60秒	90秒

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（フリーダイヤル通話並びに区域内通話を除きます。）、又はフリーダイヤル通話（区域内通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。

- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話

(ウ) [公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話](#)

(エ) 削除

(オ) [IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行うフリーダイヤル通話](#)

(カ) [IP電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話](#)

(注1) アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることは、(2)欄のアに規定する割引選択代表回線の契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網

	100km を超えるもの	22.5 秒	26秒	26秒	45秒
② 同一の都道府県の区域に終始するもの					
区分	料 金 額				
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)				
	隣接区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝	
		90秒		2分	
区域外通話	通話地域間距離				
	20kmまで	90秒		2分	
		昼間	夜間	深夜・早朝	
		土曜日・日曜日・祝日			
	30km〃	60秒	75秒	75秒	90秒
	60km〃	60秒	75秒	75秒	90秒
	100km	45秒	60秒	60秒	90秒
	〃				
	100kmを超えるもの	45秒	60秒	60秒	90秒

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（フリーダイヤル通話並びに区域内通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。

- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話

(ウ) 削除

(エ) 削除

(オ) 削除

(カ) 削除

(注1) アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることは、(2)欄のアに規定する割引選択代表回線の契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網



電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）	
	<p>サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。</p> <p>(注2) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。(この通話料金別表に規定する長期高額利用による通話料金の月極割引の(1)欄のアに規定するプラン1-4の適用を受けている又はその適用を受けることについて当社の承諾がある場合に限りです。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ</li> <li>回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ <u>(フリーダイヤル通話については、割引選択回線の契約者から申出があったときにこの月極割引を適用します。)</u></li> </ul> <p><u>・ 回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引</u></p> <p>(注3) 約定金額等に表示する税込価格については、国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。</p>		<p>サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。</p> <p>(注2) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。(この通話料金別表に規定する長期高額利用による通話料金の月極割引の(1)欄のアに規定するプラン1-4の適用を受けている又はその適用を受けることについて当社の承諾がある場合に限りです。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ</li> <li>回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ</li> </ul> <p>(注3) 約定金額等に表示する税込価格については、国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。</p>
(2) 承諾	<p>ア この月極割引を選択する割引選択回線（割引選択回線群を構成する利用回線又は他社直収電話等利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）の契約者は、1の割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する1以上の回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるもの）に限りです。）の適用を受けるときはこの限りではありません。）</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</p> <p>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるもの）に限りです。）の適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の契約者その他の割引選択回線の契約者が相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合するときはこの限りではありません。）</p> <p>(オ) 契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなる全ての利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群（以下この表において「特定割引回線群」といいます。）と割引選択回線群が同一であ</p>	(2) 承諾	<p>ア この月極割引を選択する割引選択回線（割引選択回線群を構成する利用回線又は他社直収電話等利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）の契約者は、1の割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する1以上の回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるもの）に限りです。）の適用を受けるときはこの限りではありません。）</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</p> <p>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるもの）に限りです。）の適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の契約者その他の割引選択回線の契約者が相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合するときはこの限りではありません。）</p> <p>(オ) 契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなる全ての利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群（以下この表において「特定割引回線群」といいます。）と割引選択回線群が同一であ</p>

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）	
	<p>るとき。（特定割引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとします。）</p> <p>(カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>		<p>るとき。（特定割引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとします。）</p> <p>(カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>
(3) 月極割引の適用	<p>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について当社が別に定める付加機能の提供の開始があったときであってその契約者から申出があり、(2) 欄のイに規定する承諾条件を満たしたときは、その付加機能に係る通話についてその付加機能の提供開始日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。</p> <p>エ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったとき。</p> <p>(イ) 電話等利用契約又は他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</p> <p>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(オ) その利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合デジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p> <p>(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</p> <p>オ この月極割引の適用を受けている利用回線について付加機能の廃止又はその利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）又は</p>	(3) 月極割引の適用	<p>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について当社が別に定める付加機能の提供の開始があったときであってその契約者から申出があり、(2) 欄のイに規定する承諾条件を満たしたときは、その付加機能に係る通話についてその付加機能の提供開始日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。</p> <p>エ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったとき。</p> <p>(イ) 電話等利用契約又は他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</p> <p>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(オ) その利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合デジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p> <p>(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</p> <p>オ この月極割引の適用を受けている利用回線について付加機能の廃止又はその利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）又は</p>

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

第45条の5（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。

区 分	月極割引の適用
1 削除	削除
2 この月極割引の適用を受けている利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であって、第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の5（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったとき。	その変更日を含む料金月からこの利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る一般通話について、この月極割引を適用しません。 ただし、その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る一般通話について契約者からのこの月極割引の適用の申出があるときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。

カ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 エの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき（4に規定する場合を除きます。）。	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 エの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 エの(エ)の規定若しくは第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は第14条の47（他社直収電話等契約の解除に伴う他社直収電話等付加機能利用契約の	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

第45条の5（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。

区 分	月極割引の適用
1 削除	削除
2 この月極割引の適用を受けている利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であって、第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の5（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったとき。	その変更日を含む料金月からこの利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る一般通話について、この月極割引を適用しません。 ただし、その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る一般通話について契約者からのこの月極割引の適用の申出があるときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。

カ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 エの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき（4に規定する場合を除きます。）。	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 エの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 エの(エ)の規定若しくは第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は第14条の47（他社直収電話等契約の解除に伴う他社直収電話等付加機能利用契約の	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）	
<p>取扱い)に規定する他社直収電話等付加機能利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。</p>		<p>取扱い)に規定する他社直収電話等付加機能利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。</p>	
<p>5 エの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</p>	<p>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</p>	<p>5 エの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</p>	<p>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</p>
<p>6 エの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</p>	<p>① 削除  ② 一般通話については、その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。</p>	<p>6 エの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</p>	<p>① 削除  ② 一般通話については、その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。</p>
<p>キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p>		<p>キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p>	
<p>ク エの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。</p>		<p>ク エの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。</p>	
<p>ケ 割引選択代表回線の契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が約定金額に満たないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p>		<p>ケ 割引選択代表回線の契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が約定金額に満たないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p>	
$\text{割引相当額} = \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}$		$\text{割引相当額} = \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}$	
<p>コ 割引選択代表回線の契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、ケに定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。</p> <p>ただし、ケの適用を受けるときはこの限りではありません。</p>		<p>コ 割引選択代表回線の契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、ケに定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。</p> <p>ただし、ケの適用を受けるときはこの限りではありません。</p>	
$\text{最低基準額} = \frac{\text{年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引の適用を受けた割引選択回線の数の累計}}{\div 12 \text{ (この月極割引を利用期間満了前に廃止したときは、年間累計額の算出対象期間内に利用した月数とします.)}}$		$\text{最低基準額} = \frac{\text{年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引の適用を受けた割引選択回線の数の累計}}{\div 12 \text{ (この月極割引を利用期間満了前に廃止したときは、年間累計額の算出対象期間内に利用した月数とします.)}}$	
<p>(4) 割引選択回線</p>	<p>ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月</p>	<p>(4) 割引選択回線</p>	<p>ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月</p>

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

群に係る月極割引の契約期間等

極割引の適用を開始した日から(1)欄のAの表中に規定する利用期間とします。

割引選択代表回線の契約者は、利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。

イ 割引選択代表回線の契約者は、割引選択回線群に係る全ての割引選択回線について、Aに規定する利用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からAに規定する利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数（以下この表において「残余月数」といいます。）により算出します。この場合、割引選択代表回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。

$$\text{解約金} = 260\text{万円} \times \text{残余月数}$$

群に係る月極割引の契約期間等

極割引の適用を開始した日から(1)欄のAの表中に規定する利用期間とします。

割引選択代表回線の契約者は、利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。

イ 割引選択代表回線の契約者は、割引選択回線群に係る全ての割引選択回線について、Aに規定する利用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からAに規定する利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数（以下この表において「残余月数」といいます。）により算出します。この場合、割引選択代表回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。

$$\text{解約金} = 260\text{万円} \times \text{残余月数}$$

19 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引V

19 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引V

区 分	内 容															
(1) 定義等	<p>ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引V」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、当社が別に定める料金額の利用があることを当社が確認した場合に、この月極割引を選択する利用回線であって、その終端の場所が同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この表において同じとします。）又は同一の建物内にあるものにより構成される回線群に係る通話に関する料金が50万円(55万円)以上である場合、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通話に関する料金</td> <td colspan="3">次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えて100kmまでのもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.2円(9.02円)。昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）100kmを超えるものについては、7.2円(7.92円)）</td> </tr> <tr> <td>隣接区域内通話</td> <td>昼間、夜間</td> <td>深夜・早朝</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>90秒</td> <td>2分</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料 金 額			通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えて100kmまでのもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.2円(9.02円)。昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）100kmを超えるものについては、7.2円(7.92円)）			隣接区域内通話	昼間、夜間	深夜・早朝			90秒	2分
区分	料 金 額															
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えて100kmまでのもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.2円(9.02円)。昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）100kmを超えるものについては、7.2円(7.92円)）															
	隣接区域内通話	昼間、夜間	深夜・早朝													
		90秒	2分													

区 分	内 容															
(1) 定義等	<p>ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引V」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、当社が別に定める料金額の利用があることを当社が確認した場合に、この月極割引を選択する利用回線であって、その終端の場所が同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この表において同じとします。）又は同一の建物内にあるものにより構成される回線群に係る通話に関する料金が50万円(55万円)以上である場合、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通話に関する料金</td> <td colspan="3">次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えて100kmまでのもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.2円(9.02円)。昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）100kmを超えるものについては、7.2円(7.92円)）</td> </tr> <tr> <td>隣接区域内通話</td> <td>昼間、夜間</td> <td>深夜・早朝</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>90秒</td> <td>2分</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料 金 額			通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えて100kmまでのもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.2円(9.02円)。昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）100kmを超えるものについては、7.2円(7.92円)）			隣接区域内通話	昼間、夜間	深夜・早朝			90秒	2分
区分	料 金 額															
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えて100kmまでのもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.2円(9.02円)。昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）100kmを超えるものについては、7.2円(7.92円)）															
	隣接区域内通話	昼間、夜間	深夜・早朝													
		90秒	2分													

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

区域外通話	通話地域間距離				
	20kmまで	90秒			2分
	30km "	昼間	夜間	深夜・早朝	
		土曜日・日曜日・祝日			
		60秒	60秒	60秒	75秒
	60km "	45秒	60秒	60秒	75秒
100km "	30秒	45秒	45秒	60秒	
100kmを超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒	

区域外通話	通話地域間距離				
	20kmまで	90秒			2分
	30km "	昼間	夜間	深夜・早朝	
		土曜日・日曜日・祝日			
		60秒	60秒	60秒	75秒
	60km "	45秒	60秒	60秒	75秒
100km "	30秒	45秒	45秒	60秒	
100kmを超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒	

(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの

(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの

区分	料 金 額				
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)				
	隣接区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝	
		90秒		2分	
区域外通話	通話地域間距離				
	20kmまで	90秒 2分			
	30km "	昼間	夜間	深夜・早朝	
		土曜日・日曜日・祝日			
		60秒	75秒	75秒	90秒
	60km "	60秒	75秒	75秒	90秒
100km "	45秒	60秒	60秒	90秒	
100kmを超えるもの	45秒	60秒	60秒	90秒	

区分	料 金 額				
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)				
	隣接区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝	
		90秒		2分	
区域外通話	通話地域間距離				
	20kmまで	90秒 2分			
	30km "	昼間	夜間	深夜・早朝	
		土曜日・日曜日・祝日			
		60秒	75秒	75秒	90秒
	60km "	60秒	75秒	75秒	90秒
100km "	45秒	60秒	60秒	90秒	
100kmを超えるもの	45秒	60秒	60秒	90秒	

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）	
	<p>イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。</p> <p>ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（<a href="#">フリーダイヤル通話および区域内通話</a>を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。</p> <p>(ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話</p> <p>(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話</p> <p>(ウ) <a href="#">公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話</a></p> <p>(エ) 削除</p> <p>(オ) <a href="#">IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行うフリーダイヤル通話</a></p> <p>(カ) <a href="#">IP電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話</a></p> <p>(注1) アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることは、(2)欄のアに規定する割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款、データ伝送契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。</p> <p>(注2) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。(この料金表別表に規定する「長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅰ」の(1)欄のアに規定するプラン6又は「長期高額利用による通話料金の月極割引」の(1)欄のアに規定するプラン1-4の適用を受けている又はその適用を受けることについて当社の承諾がある場合に限り、)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ</li> <li>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ</li> </ul> <p>(注3) 割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額等に表示する税込価格については、料金の累計額に国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。</p>		<p>イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。</p> <p>ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（<a href="#">フリーダイヤル通話および区域内通話</a>を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。</p> <p>(ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話</p> <p>(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話</p> <p>(ウ) <a href="#">削除</a></p> <p>(エ) <a href="#">削除</a></p> <p>(オ) <a href="#">削除</a></p> <p>(カ) <a href="#">削除</a></p> <p>(注1) アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることは、(2)欄のアに規定する割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款、データ伝送契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。</p> <p>(注2) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。(この料金表別表に規定する「長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅰ」の(1)欄のアに規定するプラン6又は「長期高額利用による通話料金の月極割引」の(1)欄のアに規定するプラン1-4の適用を受けている又はその適用を受けることについて当社の承諾がある場合に限り、)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ</li> <li>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ</li> </ul> <p>(注3) 割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額等に表示する税込価格については、料金の累計額に国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。</p>
(2) 承諾	<p>ア この月極割引を選択する割引選択回線（割引選択回線群を構成する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する1以上の回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者</p>	(2) 承諾	<p>ア この月極割引を選択する割引選択回線（割引選択回線群を構成する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する1以上の回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者</p>

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）	
	<p>が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。）</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</p> <p>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者と他の割引選択回線の契約者が相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合するときはこの限りではありません。）</p> <p>(オ) 電話等利用契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなる全ての利用回線により構成される回線群（以下この表において「特定割引回線群」といいます。）と割引選択回線群が同一であるとき。（特定割引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとします。）</p> <p>(カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>		<p>が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。）</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</p> <p>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者と他の割引選択回線の契約者が相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合するときはこの限りではありません。）</p> <p>(オ) 電話等利用契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなる全ての利用回線により構成される回線群（以下この表において「特定割引回線群」といいます。）と割引選択回線群が同一であるとき。（特定割引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとします。）</p> <p>(カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>
(3) 月極割引の適用	<p>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</p> <p>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</p> <p>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p>	(3) 月極割引の適用	<p>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</p> <p>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</p> <p>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p>



旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

- (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
  - (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。
  - (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4に規定する場合を除きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又は約款第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。

- オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。
- キ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額(消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年

- (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
  - (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。
  - (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4に規定する場合を除きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又は約款第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。

- オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。
- キ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額(消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）	
	<p>間累計額に応じた額を支払っていただきます。</p> <p>(ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。</p> $\text{最低基準額} = \frac{\text{年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引の適用を受けた割引選択回線の数の累計}}{12 \text{ (この月極割引を利用期間満了前に廃止したときは、年間累計額の算出対象期間内に利用した月数とします。)}} \times 2,000\text{円} \times 12$ <p>(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。</p> $\text{割引相当額} = \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額} - \text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}$		<p>間累計額に応じた額を支払っていただきます。</p> <p>(ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。</p> $\text{最低基準額} = \frac{\text{年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引の適用を受けた割引選択回線の数の累計}}{12 \text{ (この月極割引を利用期間満了前に廃止したときは、年間累計額の算出対象期間内に利用した月数とします。)}} \times 2,000\text{円} \times 12$ <p>(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。</p> $\text{割引相当額} = \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額} - \text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}$
(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	<p>ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月極割引の適用を開始した日から1年間とします。</p> <p>割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。</p> <p>ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選択代表回線の契約者の同意を得た上で申し出ていただきます。</p> <p>イ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択回線群に係る全ての割引選択回線について、アに規定する利用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数（以下この表において「残余月数」といいます。）により算出します。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。</p> $\text{解約金} = 8\text{万円} \times \text{残余月数}$	(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	<p>ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月極割引の適用を開始した日から1年間とします。</p> <p>割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。</p> <p>ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選択代表回線の契約者の同意を得た上で申し出ていただきます。</p> <p>イ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択回線群に係る全ての割引選択回線について、アに規定する利用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数（以下この表において「残余月数」といいます。）により算出します。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。</p> $\text{解約金} = 8\text{万円} \times \text{残余月数}$
20 削除		20 削除	

21 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅶ

21 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅶ

区 分	内 容																																																						
(1) 定義等	<p>ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅶ」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）であって、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="4">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">通話に関する料金</td> <td colspan="4">次の分数又は秒数までごとに9.3円(10.23円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">昼間、夜間</td> <td>深夜・早朝</td> </tr> <tr> <td>隣接区域内通話</td> <td colspan="2">90秒</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">区域外通話</td> <td>通話地域間距離</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20kmまで</td> <td colspan="2">90秒</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30km</td> <td rowspan="2">"</td> <td>昼 間</td> <td>夜間</td> <td rowspan="2">深夜・早朝</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>75秒</td> </tr> <tr> <td>60km</td> <td>45秒</td> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>75秒</td> </tr> <tr> <td>100km</td> <td>30秒</td> <td>45秒</td> <td>45秒</td> <td>60秒</td> </tr> <tr> <td>100kmを超えるもの</td> <td>22.5秒</td> <td>26秒</td> <td>26秒</td> <td>45秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。</p> <p>ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（同</p>	区 分	料 金 額				通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに9.3円(10.23円)					昼間、夜間		深夜・早朝	隣接区域内通話	90秒		2分	区域外通話	通話地域間距離				20kmまで	90秒		2分	30km	"	昼 間	夜間	深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝日			60秒	60秒	60秒	75秒	60km	45秒	60秒	60秒	75秒	100km	30秒	45秒	45秒	60秒	100kmを超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒
区 分	料 金 額																																																						
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに9.3円(10.23円)																																																						
		昼間、夜間		深夜・早朝																																																			
	隣接区域内通話	90秒		2分																																																			
	区域外通話	通話地域間距離																																																					
		20kmまで	90秒		2分																																																		
	30km	"	昼 間	夜間	深夜・早朝																																																		
			土曜日・日曜日・祝日																																																				
		60秒	60秒	60秒	75秒																																																		
	60km	45秒	60秒	60秒	75秒																																																		
	100km	30秒	45秒	45秒	60秒																																																		
100kmを超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒																																																			

区 分	内 容																																																						
(1) 定義等	<p>ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅶ」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）であって、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="4">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">通話に関する料金</td> <td colspan="4">次の分数又は秒数までごとに9.3円(10.23円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">昼間、夜間</td> <td>深夜・早朝</td> </tr> <tr> <td>隣接区域内通話</td> <td colspan="2">90秒</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">区域外通話</td> <td>通話地域間距離</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20kmまで</td> <td colspan="2">90秒</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30km</td> <td rowspan="2">"</td> <td>昼 間</td> <td>夜間</td> <td rowspan="2">深夜・早朝</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>75秒</td> </tr> <tr> <td>60km</td> <td>45秒</td> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>75秒</td> </tr> <tr> <td>100km</td> <td>30秒</td> <td>45秒</td> <td>45秒</td> <td>60秒</td> </tr> <tr> <td>100kmを超えるもの</td> <td>22.5秒</td> <td>26秒</td> <td>26秒</td> <td>45秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。</p> <p>ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（同</p>	区 分	料 金 額				通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに9.3円(10.23円)					昼間、夜間		深夜・早朝	隣接区域内通話	90秒		2分	区域外通話	通話地域間距離				20kmまで	90秒		2分	30km	"	昼 間	夜間	深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝日			60秒	60秒	60秒	75秒	60km	45秒	60秒	60秒	75秒	100km	30秒	45秒	45秒	60秒	100kmを超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒
区 分	料 金 額																																																						
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに9.3円(10.23円)																																																						
		昼間、夜間		深夜・早朝																																																			
	隣接区域内通話	90秒		2分																																																			
	区域外通話	通話地域間距離																																																					
		20kmまで	90秒		2分																																																		
	30km	"	昼 間	夜間	深夜・早朝																																																		
			土曜日・日曜日・祝日																																																				
		60秒	60秒	60秒	75秒																																																		
	60km	45秒	60秒	60秒	75秒																																																		
	100km	30秒	45秒	45秒	60秒																																																		
100kmを超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒																																																			

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）	
	<p>一の都道府県の区域に終始する通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限り、</p> <p>(ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話</p> <p>(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話</p> <p>(ウ) <u>公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話</u></p> <p>(エ) <u>IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り、）から行うフリーダイヤル通話</u></p> <p>(注) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。 （この通話料金別表に規定する長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）の(1)欄のアに規定するプラン1-4の適用を受けている又はその適用を受けることについて当社の承諾がある場合に限り、） ・長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ2）</p>		<p>一の都道府県の区域に終始する通話<u>並びにフリーダイヤル通話</u>を除きます。）であって、次に該当しないものに限り、</p> <p>(ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話</p> <p>(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話</p> <p>(ウ) <u>削除</u></p> <p>(エ) <u>削除</u></p> <p>(注) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。 （この通話料金別表に規定する長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）の(1)欄のアに規定するプラン1-4の適用を受けている又はその適用を受けることについて当社の承諾がある場合に限り、） ・長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ2）</p>
(2) 承諾	<p>ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出いただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出いただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限り、）の適用を受けるときはこの限りではありません。）</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</p> <p>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。）</p> <p>(オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</p> <p>(カ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>	(2) 承諾	<p>ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出いただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出いただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限り、）の適用を受けるときはこの限りではありません。）</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</p> <p>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。）</p> <p>(オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</p> <p>(カ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>
(3) 月極割引の適用	<p>ア この月極割引の適用は、特定月極割引の規定によります。</p>	(3) 月極割引の適用	<p>ア この月極割引の適用は、特定月極割引の規定によります。</p>

22 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅷ

22 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅷ

区 分	内 容				
(1) 定義等	<p>ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅷ」とは、(ア)の表に規定する利用期間において、この月極割引を継続して利用し、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係るこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額（当該割引選択回線群がこの月極割引の適用を開始した日に係る料金月の起算日から12料金月毎の累計とします。以下この表において同じとします。）が(ア)の表に定める約定金額以上の利用を行う申出をした場合であって、当社が別に定める料金額の利用があることを当社が確認した場合に、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金が100万円(110万円)以上である場合（(2)欄のアの規定により割引選択回線群を代表する回線を1以上指定する場合は、その割引選択回線群単位毎とします）について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、(イ)の表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>(ア) 利用期間及び約定金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用期間</th> <th>約定金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12料金月</td> <td>5億円(5.5億円)</td> </tr> </tbody> </table>	利用期間	約定金額	12料金月	5億円(5.5億円)
利用期間	約定金額				
12料金月	5億円(5.5億円)				

区 分	内 容				
(1) 定義等	<p>ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅷ」とは、(ア)の表に規定する利用期間において、この月極割引を継続して利用し、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係るこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額（当該割引選択回線群がこの月極割引の適用を開始した日に係る料金月の起算日から12料金月毎の累計とします。以下この表において同じとします。）が(ア)の表に定める約定金額以上の利用を行う申出をした場合であって、当社が別に定める料金額の利用があることを当社が確認した場合に、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金が100万円(110万円)以上である場合（(2)欄のアの規定により割引選択回線群を代表する回線を1以上指定する場合は、その割引選択回線群単位毎とします）について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、(イ)の表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>(ア) 利用期間及び約定金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用期間</th> <th>約定金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12料金月</td> <td>5億円(5.5億円)</td> </tr> </tbody> </table>	利用期間	約定金額	12料金月	5億円(5.5億円)
利用期間	約定金額				
12料金月	5億円(5.5億円)				

(イ) 料金額  
① 本月極割引の対象となる通話のうち②以外のもの

(イ) 料金額  
① 本月極割引の対象となる通話のうち②以外のもの

区分	料 金 額			
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.6円(8.36円)。）			
	昼間、夜間		深夜・早朝	
隣接区域内通話	90秒		2分	
区域外通話	通話地域間距離	90秒		2分
	20kmまで			
30km	昼 間	夜間	深夜・早朝	
	土曜日・日曜日・祝日			
	60秒	60秒	60秒	75秒

区分	料 金 額			
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.6円(8.36円)。）			
	昼間、夜間		深夜・早朝	
隣接区域内通話	90秒		2分	
区域外通話	通話地域間距離	90秒		2分
	20kmまで			
30km	昼 間	夜間	深夜・早朝	
	土曜日・日曜日・祝日			
	60秒	60秒	60秒	75秒

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

60km	45秒	60秒	60秒	75秒
”				
100km	30秒	45秒	45秒	60秒
”				
100km を超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒

60km	45秒	60秒	60秒	75秒
”				
100km	30秒	45秒	45秒	60秒
”				
100km を超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒

② 同一の都道府県の区域に終始するもの

区分	料 金 額			
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.6円(8.36円)。）			
	昼間、夜間		深夜・早朝	
隣接区域内通話	90秒		2分	
区域外通話	通話地域間距離			
	20kmまで	90秒		2分
60km”	昼間 土曜日・日曜日・祝日	夜間	深夜・早朝	
		60秒	75秒	75秒
60kmを超えるもの	45秒	60秒	60秒	90秒

② 同一の都道府県の区域に終始するもの

区分	料 金 額			
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.6円(8.36円)。）			
	昼間、夜間		深夜・早朝	
隣接区域内通話	90秒		2分	
区域外通話	通話地域間距離			
	20kmまで	90秒		2分
60km”	昼間 土曜日・日曜日・祝日	夜間	深夜・早朝	
		60秒	75秒	75秒
60kmを超えるもの	45秒	60秒	60秒	90秒

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（区域内通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。

- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話

(ウ) [公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話](#)

(エ) 削除

(オ) [IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行うフリーダイヤル通話](#)

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（区域内通話並びにフリーダイヤル通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。

- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話

(ウ) 削除

(エ) 削除

(オ) 削除

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）	
	<p>エ ア又はウの規定中同一の都道府県の区域に終始する通話に関する部分については、特定月極割引のうち当社が別に定めるものを選択する場合であって、割引選択回線の契約者から申出があったときに適用します。</p> <p>(注1) アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることは、(2)欄のアに規定する割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。</p> <p>(注2) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引とは次に掲げるものとします。(「長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ1)」の(1)欄のアに規定するプラン1-4の適用を受けている場合に限りです。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ</li> <li>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ</li> </ul> <p>(注3) 割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額等に表示する税込価格については、料金の累計額に国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。</p>		<p>エ ア又はウの規定中同一の都道府県の区域に終始する通話に関する部分については、特定月極割引のうち当社が別に定めるものを選択する場合であって、割引選択回線の契約者から申出があったときに適用します。</p> <p>(注1) アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることは、(2)欄のアに規定する割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。</p> <p>(注2) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引とは次に掲げるものとします。(「長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ1)」の(1)欄のアに規定するプラン1-4の適用を受けている場合に限りです。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ</li> <li>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ</li> </ul> <p>(注3) 割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額等に表示する税込価格については、料金の累計額に国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。</p>
(2) 承諾	<p>ア この月極割引を選択する割引選択回線（割引選択回線群を構成する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する1以上の回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるもの）に限り適用を受けるときはこの限りではありません。)</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</p> <p>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるもの）に限り適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者と他の割引選択回線の契約者が相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合するときはこの限りではありません。)</p>	(2) 承諾	<p>ア この月極割引を選択する割引選択回線（割引選択回線群を構成する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する1以上の回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるもの）に限り適用を受けるときはこの限りではありません。)</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</p> <p>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるもの）に限り適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者と他の割引選択回線の契約者が相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合するときはこの限りではありません。)</p>

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

(オ) 電話等利用契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなる全ての利用回線により構成される回線群（以下この表において「特定割引回線群」といいます。）と割引選択回線群が同一であるとき。（特定割引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとします。）  
 (カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。  
 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。  
 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。

(オ) 電話等利用契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなる全ての利用回線により構成される回線群（以下この表において「特定割引回線群」といいます。）と割引選択回線群が同一であるとき。（特定割引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとします。）  
 (カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。  
 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。  
 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。

(3) 月極割引の適用

ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。  
 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。  
 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。  
 (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。  
 (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。  
 (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。  
 (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。  
 (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。  
 (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。  
 (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。  
 (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。  
 (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。  
 (コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。  
 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2 欄から6 欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

(3) 月極割引の適用

ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。  
 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。  
 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。  
 (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。  
 (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。  
 (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。  
 (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。  
 (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。  
 (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。  
 (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。  
 (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。  
 (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。  
 (コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。  
 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2 欄から6 欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。



電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）			
2	<p>ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき（4に規定する場合を除きます。）。</p>	<p>その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</p>	2	<p>ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき（4に規定する場合を除きます。）。</p>	<p>その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</p>
3	<p>ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</p>	<p>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</p>	3	<p>ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</p>	<p>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</p>
4	<p>ウの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。</p>	<p>その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</p>	4	<p>ウの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。</p>	<p>その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</p>
5	<p>ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</p>	<p>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</p>	5	<p>ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</p>	<p>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</p>
6	<p>ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</p>	<p>その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。</p>	6	<p>ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</p>	<p>その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。</p>
<p>オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p>				<p>オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p>	
<p>カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。</p>				<p>カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。</p>	
<p>キ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が約定金額に満たないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p>		<p>この月極割引適用前 この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額</p> <p>割引相当額 = —</p>		<p>この月極割引適用前 この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額</p> <p>割引相当額 = —</p>	
<p>ク 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、キに定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。</p> <p>ただし、キの適用を受けるときはこの限りではありません。</p>				<p>ク 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、キに定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。</p> <p>ただし、キの適用を受けるときはこの限りではありません。</p>	

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）	
	<p>年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引の適用を受けた割引選択回線の数の累計</p> $\text{最低基準額} = \frac{\text{年間累計額}}{12}$ <p>12（この月極割引を利用期間満了前に廃止したときは、年間累計額の算出対象期間内に利用した月数とします。）</p>		<p>年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引の適用を受けた割引選択回線の数の累計</p> $\text{最低基準額} = \frac{\text{年間累計額}}{12}$ <p>12（この月極割引を利用期間満了前に廃止したときは、年間累計額の算出対象期間内に利用した月数とします。）</p>
(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	<p>ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月極割引の適用を開始した日から(1)欄のアの表中に規定する利用期間とします。</p> <p>割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。</p> <p>ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選択代表回線の契約者の同意を得た上で申し出ていただきます。</p> <p>イ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択回線群に係る全ての割引選択回線について、アに規定する利用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数（以下この表において「残余月数」といいます。）により算出します。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。</p> $\text{解約金} = 430\text{万円} \times \text{残余月数}$	(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	<p>ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月極割引の適用を開始した日から(1)欄のアの表中に規定する利用期間とします。</p> <p>割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。</p> <p>ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選択代表回線の契約者の同意を得た上で申し出ていただきます。</p> <p>イ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択回線群に係る全ての割引選択回線について、アに規定する利用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数（以下この表において「残余月数」といいます。）により算出します。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。</p> $\text{解約金} = 430\text{万円} \times \text{残余月数}$

電話等サービス契約約款	
旧（～2023年10月31日）	新（2023年11月1日～）

23 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引区

23 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引区

区 分	内 容																																													
(1) 定義等	<p>ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引区」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、当社が別に定める料金額の利用があることを当社が確認した場合に、この月極割引を選択する利用回線であって、その終端の場所が同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この表において同じとします。）又は同一の建物内にあるものにより構成される回線群に係る通話に関する料金が40万円(44万円)以上である場合、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通話に関する料金</td> <td colspan="4">次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えて100kmまでのもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.4円(9.24円)。昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）100kmを超えるものについては、7.4円(8.14円)）</td> </tr> <tr> <td>隣接区域内通話</td> <td colspan="2">昼間、夜間</td> <td>深夜・早朝</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">90秒</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">区域外通話</td> <td>通話地域間距離</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>20kmまで</td> <td colspan="2">90秒</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30km</td> <td>昼 間</td> <td rowspan="2">夜間</td> <td rowspan="2">深夜・早朝</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝日</td> </tr> <tr> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>75秒</td> </tr> <tr> <td>60km</td> <td>45秒</td> <td>60秒</td> <td>75秒</td> </tr> <tr> <td>100km</td> <td>30秒</td> <td>45秒</td> <td>60秒</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料 金 額				通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えて100kmまでのもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.4円(9.24円)。昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）100kmを超えるものについては、7.4円(8.14円)）				隣接区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝			90秒		2分	区域外通話	通話地域間距離				20kmまで	90秒		2分	30km	昼 間	夜間	深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝日	60秒	60秒	60秒	75秒	60km	45秒	60秒	75秒	100km	30秒	45秒	60秒
区分	料 金 額																																													
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えて100kmまでのもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.4円(9.24円)。昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）100kmを超えるものについては、7.4円(8.14円)）																																													
	隣接区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝																																										
		90秒		2分																																										
区域外通話	通話地域間距離																																													
	20kmまで	90秒		2分																																										
	30km	昼 間	夜間	深夜・早朝																																										
		土曜日・日曜日・祝日																																												
	60秒	60秒	60秒	75秒																																										
60km	45秒	60秒	75秒																																											
100km	30秒	45秒	60秒																																											

区 分	内 容																																													
(1) 定義等	<p>ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引区」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、当社が別に定める料金額の利用があることを当社が確認した場合に、この月極割引を選択する利用回線であって、その終端の場所が同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この表において同じとします。）又は同一の建物内にあるものにより構成される回線群に係る通話に関する料金が40万円(44万円)以上である場合、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通話に関する料金</td> <td colspan="4">次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えて100kmまでのもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.4円(9.24円)。昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）100kmを超えるものについては、7.4円(8.14円)）</td> </tr> <tr> <td>隣接区域内通話</td> <td colspan="2">昼間、夜間</td> <td>深夜・早朝</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">90秒</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">区域外通話</td> <td>通話地域間距離</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>20kmまで</td> <td colspan="2">90秒</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30km</td> <td>昼 間</td> <td rowspan="2">夜間</td> <td rowspan="2">深夜・早朝</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝日</td> </tr> <tr> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>75秒</td> </tr> <tr> <td>60km</td> <td>45秒</td> <td>60秒</td> <td>75秒</td> </tr> <tr> <td>100km</td> <td>30秒</td> <td>45秒</td> <td>60秒</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料 金 額				通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えて100kmまでのもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.4円(9.24円)。昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）100kmを超えるものについては、7.4円(8.14円)）				隣接区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝			90秒		2分	区域外通話	通話地域間距離				20kmまで	90秒		2分	30km	昼 間	夜間	深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝日	60秒	60秒	60秒	75秒	60km	45秒	60秒	75秒	100km	30秒	45秒	60秒
区分	料 金 額																																													
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えて100kmまでのもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.4円(9.24円)。昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）100kmを超えるものについては、7.4円(8.14円)）																																													
	隣接区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝																																										
		90秒		2分																																										
区域外通話	通話地域間距離																																													
	20kmまで	90秒		2分																																										
	30km	昼 間	夜間	深夜・早朝																																										
		土曜日・日曜日・祝日																																												
	60秒	60秒	60秒	75秒																																										
60km	45秒	60秒	75秒																																											
100km	30秒	45秒	60秒																																											

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）											
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>100km を超える もの</td> <td>22.5秒</td> <td>26秒</td> <td>26秒</td> <td>45秒</td> </tr> </table> <p>イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。</p> <p>ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（同一の都道府県の区域に終始する通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。</p> <p>（ア）当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話</p> <p>（イ）携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話</p> <p>（ウ）<a href="#">公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話</a></p> <p>（エ）削除</p> <p>（オ）<a href="#">IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行うフリーダイヤル通話</a></p> <p>（注1）アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることは、(2)欄のアに規定する割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。</p> <p>（注2）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引とは次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ1)」の(1)欄のアに規定するプラン1～4の適用を受けている場合に限りします。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ</li> <li>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ</li> </ul> <p>（注3）割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額等に表示する税込価格については、料金の累計額に国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。</p>	100km を超える もの	22.5秒	26秒	26秒	45秒		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>100km を超える もの</td> <td>22.5秒</td> <td>26秒</td> <td>26秒</td> <td>45秒</td> </tr> </table> <p>イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。</p> <p>ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（同一の都道府県の区域に終始する通話並びに<a href="#">フリーダイヤル通話</a>を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。</p> <p>（ア）当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話</p> <p>（イ）携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話</p> <p>（ウ）<a href="#">削除</a></p> <p>（エ）削除</p> <p>（オ）<a href="#">削除</a></p> <p>（注1）アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることは、(2)欄のアに規定する割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。</p> <p>（注2）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引とは次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ1)」の(1)欄のアに規定するプラン1～4の適用を受けている場合に限りします。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ</li> <li>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ</li> </ul> <p>（注3）割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額等に表示する税込価格については、料金の累計額に国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。</p>	100km を超える もの	22.5秒	26秒	26秒	45秒
100km を超える もの	22.5秒	26秒	26秒	45秒									
100km を超える もの	22.5秒	26秒	26秒	45秒									
(2) 承諾	<p>ア この月極割引を選択する割引選択回線（割引選択回線群を構成する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する1以上の回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>（ア）その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>（イ）その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者</p>	(2) 承諾	<p>ア この月極割引を選択する割引選択回線（割引選択回線群を構成する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する1以上の回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>（ア）その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>（イ）その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者</p>										

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）	
	<p>が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。）</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</p> <p>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者と他の割引選択回線の契約者が相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合するときはこの限りではありません。）</p> <p>(オ) 電話等利用契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなる全ての利用回線により構成される回線群（以下この表において「特定割引回線群」といいます。）と割引選択回線群が同一であるとき。（特定割引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとします。）</p> <p>(カ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>		<p>が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。）</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</p> <p>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者と他の割引選択回線の契約者が相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合するときはこの限りではありません。）</p> <p>(オ) 電話等利用契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなる全ての利用回線により構成される回線群（以下この表において「特定割引回線群」といいます。）と割引選択回線群が同一であるとき。（特定割引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとします。）</p> <p>(カ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>
(3) 月極割引の適用	<p>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</p> <p>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</p> <p>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(キ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p>	(3) 月極割引の適用	<p>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</p> <p>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</p> <p>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(キ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p>

(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。  
 (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。  
 (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。  
 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4に規定する場合を除きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又は第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。

オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。  
 カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。  
 キ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額(消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累計額が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。  
 (ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。

(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。  
 (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。  
 (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。  
 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4に規定する場合を除きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又は第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。

オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。  
 カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。  
 キ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額(消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累計額が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。  
 (ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）	
	<p>年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引の適用を受けた割引選択回線の数の累計</p> $\text{最低基準額} = \frac{\text{年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引の適用を受けた割引選択回線の数の累計}}{\div 12 \text{ (この月極割引を利用期間満了前に廃止したときは、年間累計額の算出対象期間内に利用した月数とします。)}} \times 2,000\text{円} \times 12$ <p>(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。</p> $\text{割引相当額} = \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}$		<p>年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引の適用を受けた割引選択回線の数の累計</p> $\text{最低基準額} = \frac{\text{年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引の適用を受けた割引選択回線の数の累計}}{\div 12 \text{ (この月極割引を利用期間満了前に廃止したときは、年間累計額の算出対象期間内に利用した月数とします。)}} \times 2,000\text{円} \times 12$ <p>(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。</p> $\text{割引相当額} = \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}$
(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	<p>ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月極割引の適用を開始した日から1年間とします。 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。 ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選択代表回線の契約者の同意を得た上で申し出ていただきます。</p> <p>イ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択回線群に係る全ての割引選択回線について、アに規定する利用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数（以下この表において「残余月数」といいます。）により算出します。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。</p> $\text{解約金} = 4\text{万円} \times \text{残余月数}$	(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	<p>ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月極割引の適用を開始した日から1年間とします。 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。 ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選択代表回線の契約者の同意を得た上で申し出ていただきます。</p> <p>イ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択回線群に係る全ての割引選択回線について、アに規定する利用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数（以下この表において「残余月数」といいます。）により算出します。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。</p> $\text{解約金} = 4\text{万円} \times \text{残余月数}$



電話等サービス契約約款	
旧（～2023年10月31日）	新（2023年11月1日～）

24 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引X

24 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引X

区 分	内 容																																																						
(1) 定義等	<p>ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引X」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）であって、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通話に関する料金</td> <td colspan="4">次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えるもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.2円(9.02円)）</td> </tr> <tr> <td>隣接区域内通話</td> <td colspan="2">昼間、夜間</td> <td>深夜・早朝</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">90秒</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">区域外通話</td> <td>通話地域間距離</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20kmまで</td> <td colspan="2">90秒</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30km</td> <td>昼 間</td> <td>夜間</td> <td rowspan="2">深夜・早朝</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>75秒</td> </tr> <tr> <td>60km</td> <td>45秒</td> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>75秒</td> </tr> <tr> <td>100km</td> <td>30秒</td> <td>45秒</td> <td>45秒</td> <td>60秒</td> </tr> <tr> <td>100kmを超えるもの</td> <td>22.5秒</td> <td>26秒</td> <td>26秒</td> <td>45秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの</p>	区分	料 金 額				通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えるもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.2円(9.02円)）				隣接区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝			90秒		2分	区域外通話	通話地域間距離				20kmまで	90秒		2分	30km	昼 間	夜間	深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝日			60秒	60秒	60秒	75秒	60km	45秒	60秒	60秒	75秒	100km	30秒	45秒	45秒	60秒	100kmを超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒
区分	料 金 額																																																						
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えるもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.2円(9.02円)）																																																						
	隣接区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝																																																			
		90秒		2分																																																			
区域外通話	通話地域間距離																																																						
	20kmまで	90秒		2分																																																			
	30km	昼 間	夜間	深夜・早朝																																																			
		土曜日・日曜日・祝日																																																					
		60秒	60秒	60秒	75秒																																																		
	60km	45秒	60秒	60秒	75秒																																																		
100km	30秒	45秒	45秒	60秒																																																			
100kmを超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒																																																			

区 分	内 容																																																						
(1) 定義等	<p>ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引X」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）であって、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通話に関する料金</td> <td colspan="4">次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えるもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.2円(9.02円)）</td> </tr> <tr> <td>隣接区域内通話</td> <td colspan="2">昼間、夜間</td> <td>深夜・早朝</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">90秒</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">区域外通話</td> <td>通話地域間距離</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20kmまで</td> <td colspan="2">90秒</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30km</td> <td>昼 間</td> <td>夜間</td> <td rowspan="2">深夜・早朝</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>75秒</td> </tr> <tr> <td>60km</td> <td>45秒</td> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>75秒</td> </tr> <tr> <td>100km</td> <td>30秒</td> <td>45秒</td> <td>45秒</td> <td>60秒</td> </tr> <tr> <td>100kmを超えるもの</td> <td>22.5秒</td> <td>26秒</td> <td>26秒</td> <td>45秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの</p>	区分	料 金 額				通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えるもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.2円(9.02円)）				隣接区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝			90秒		2分	区域外通話	通話地域間距離				20kmまで	90秒		2分	30km	昼 間	夜間	深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝日			60秒	60秒	60秒	75秒	60km	45秒	60秒	60秒	75秒	100km	30秒	45秒	45秒	60秒	100kmを超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒
区分	料 金 額																																																						
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えるもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.2円(9.02円)）																																																						
	隣接区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝																																																			
		90秒		2分																																																			
区域外通話	通話地域間距離																																																						
	20kmまで	90秒		2分																																																			
	30km	昼 間	夜間	深夜・早朝																																																			
		土曜日・日曜日・祝日																																																					
		60秒	60秒	60秒	75秒																																																		
	60km	45秒	60秒	60秒	75秒																																																		
100km	30秒	45秒	45秒	60秒																																																			
100kmを超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒																																																			

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

区分	料 金 額					
通話に関する料金	区域内通話については、次の分数又は秒数までごとに8.5円(9.35円)。区域外通話については、次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の20kmまでのもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の60kmを超えるものについては8.2円(9.02円)）。					
	区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝		
		180秒		4分		
	隣接区域内通話					
	区域外通話	通話地域間距離				
		20kmまで	90秒	2分		
		30km	昼 間	夜間	深夜・早朝	
		”	土曜日・日曜日・祝日			
			60秒	75秒	75秒	90秒
		60km	60秒	75秒	75秒	90秒
		”				
		60kmを超えるもの	45秒	60秒	60秒	90秒

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話であって、次に該当しないものに限ります。

- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話。
- (ウ) [公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話](#)
- (エ) [IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行うフリーダイヤル通話](#)

(2) 承諾

ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群

区分	料 金 額					
通話に関する料金	区域内通話については、次の分数又は秒数までごとに8.5円(9.35円)。区域外通話については、次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の20kmまでのもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の60kmを超えるものについては8.2円(9.02円)）。					
	区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝		
		180秒		4分		
	隣接区域内通話					
	区域外通話	通話地域間距離				
		20kmまで	90秒	2分		
		30km	昼 間	夜間	深夜・早朝	
		”	土曜日・日曜日・祝日			
			60秒	75秒	75秒	90秒
		60km	60秒	75秒	75秒	90秒
		”				
		60kmを超えるもの	45秒	60秒	60秒	90秒

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（[フリーダイヤル通話を除きます。](#)）であって、次に該当しないものに限ります。

- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話。
- (ウ) [削除](#)
- (エ) [削除](#)

(2) 承諾

ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）	
	<p>を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。）</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</p> <p>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。）</p> <p>(オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</p> <p>(カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>		<p>を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。）</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</p> <p>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。）</p> <p>(オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</p> <p>(カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>
(3) 月極割引の適用	<p>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</p> <p>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</p> <p>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p> <p>(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があっ</p>	(3) 月極割引の適用	<p>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</p> <p>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</p> <p>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p> <p>(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があっ</p>

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

たとき。  
 (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。  
 (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。  
 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4)に規定する場合を除きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。

オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。  
 カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。  
 キ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。

たとき。  
 (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。  
 (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。  
 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4)に規定する場合を除きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。

オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。  
 カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。  
 キ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）	
	<p>(ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。</p> $\text{最低基準額} = \frac{\text{年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引の適用を受けた割引選択回線の数の累計}}{12 \text{ (この月極割引を利用期間満了前に廃止したときは、年間累計額の算出対象期間内に利用した月数とします.)}}$ <p>(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。</p> $\text{割引相当額} = \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}$		<p>(ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。</p> $\text{最低基準額} = \frac{\text{年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引の適用を受けた割引選択回線の数の累計}}{12 \text{ (この月極割引を利用期間満了前に廃止したときは、年間累計額の算出対象期間内に利用した月数とします.)}}$ <p>(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。</p> $\text{割引相当額} = \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}$
(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	<p>ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月極割引の適用を開始した日から1年間とします。</p> <p>割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。</p> <p>ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選択代表回線の契約者の同意を得た上で申し出ていただきます。</p> <p>イ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択回線群に係る全ての割引選択回線について、アに規定する利用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。(この月極割引を廃止した日を含む料金月の翌料金月から当社が別に定める月極割引の適用を受ける場合はこの限りではありません。)この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数(以下この表において「残余月数」といいます。)により算出します。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。</p> $\text{解約金} = 250\text{万円} \times \text{残余月数}$	(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	<p>ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月極割引の適用を開始した日から1年間とします。</p> <p>割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。</p> <p>ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選択代表回線の契約者の同意を得た上で申し出ていただきます。</p> <p>イ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択回線群に係る全ての割引選択回線について、アに規定する利用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。(この月極割引を廃止した日を含む料金月の翌料金月から当社が別に定める月極割引の適用を受ける場合はこの限りではありません。)この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数(以下この表において「残余月数」といいます。)により算出します。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。</p> $\text{解約金} = 250\text{万円} \times \text{残余月数}$

25 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引X I

25 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引X I

区 分	内 容																																																																										
(1) 定義等	<p>ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引XI」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）であって、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="5">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通話に関する料金</td> <td colspan="5">次の分数又は秒数までごとに8.5円(9.35円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">隣接区域内通話</td> <td colspan="2">昼間、夜間</td> <td colspan="2">深夜・早朝</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">180秒</td> <td colspan="2">180秒</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">区域外通話</td> <td rowspan="2">通話地域間距離</td> <td rowspan="2">20kmまで</td> <td colspan="2">180秒</td> <td>180秒</td> </tr> <tr> <td colspan="2">180秒</td> <td>180秒</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30km</td> <td>昼 間</td> <td rowspan="2">夜間</td> <td rowspan="2">深夜・早朝</td> <td rowspan="2">180秒</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝日</td> </tr> <tr> <td>60km</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> </tr> <tr> <td>100km</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> </tr> <tr> <td>100kmを超えるもの</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの</td> </tr> <tr> <th>区分</th> <th colspan="5">料 金 額</th> </tr> <tr> <td>通話に関する料金</td> <td colspan="5">次の分数又は秒数までごとに8.5円(9.35円)</td> </tr> </tbody> </table>					区分	料 金 額					通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに8.5円(9.35円)					隣接区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝			180秒		180秒		区域外通話	通話地域間距離	20kmまで	180秒		180秒	180秒		180秒	30km	昼 間	夜間	深夜・早朝	180秒	土曜日・日曜日・祝日	60km	180秒	180秒	180秒	180秒	100km	180秒	180秒	180秒	180秒	100kmを超えるもの	180秒	180秒	180秒	180秒	(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの						区分	料 金 額					通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに8.5円(9.35円)				
区分	料 金 額																																																																										
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに8.5円(9.35円)																																																																										
	隣接区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝																																																																							
		180秒		180秒																																																																							
区域外通話	通話地域間距離	20kmまで	180秒		180秒																																																																						
			180秒		180秒																																																																						
	30km	昼 間	夜間	深夜・早朝	180秒																																																																						
		土曜日・日曜日・祝日																																																																									
	60km	180秒	180秒	180秒	180秒																																																																						
	100km	180秒	180秒	180秒	180秒																																																																						
	100kmを超えるもの	180秒	180秒	180秒	180秒																																																																						
	(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの																																																																										
	区分	料 金 額																																																																									
	通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに8.5円(9.35円)																																																																									

区 分	内 容																																																																										
(1) 定義等	<p>ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引XI」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）であって、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="5">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通話に関する料金</td> <td colspan="5">次の分数又は秒数までごとに8.5円(9.35円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">隣接区域内通話</td> <td colspan="2">昼間、夜間</td> <td colspan="2">深夜・早朝</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">180秒</td> <td colspan="2">180秒</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">区域外通話</td> <td rowspan="2">通話地域間距離</td> <td rowspan="2">20kmまで</td> <td colspan="2">180秒</td> <td>180秒</td> </tr> <tr> <td colspan="2">180秒</td> <td>180秒</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30km</td> <td>昼 間</td> <td rowspan="2">夜間</td> <td rowspan="2">深夜・早朝</td> <td rowspan="2">180秒</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝日</td> </tr> <tr> <td>60km</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> </tr> <tr> <td>100km</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> </tr> <tr> <td>100kmを超えるもの</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの</td> </tr> <tr> <th>区分</th> <th colspan="5">料 金 額</th> </tr> <tr> <td>通話に関する料金</td> <td colspan="5">次の分数又は秒数までごとに8.5円(9.35円)</td> </tr> </tbody> </table>					区分	料 金 額					通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに8.5円(9.35円)					隣接区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝			180秒		180秒		区域外通話	通話地域間距離	20kmまで	180秒		180秒	180秒		180秒	30km	昼 間	夜間	深夜・早朝	180秒	土曜日・日曜日・祝日	60km	180秒	180秒	180秒	180秒	100km	180秒	180秒	180秒	180秒	100kmを超えるもの	180秒	180秒	180秒	180秒	(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの						区分	料 金 額					通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに8.5円(9.35円)				
区分	料 金 額																																																																										
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに8.5円(9.35円)																																																																										
	隣接区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝																																																																							
		180秒		180秒																																																																							
区域外通話	通話地域間距離	20kmまで	180秒		180秒																																																																						
			180秒		180秒																																																																						
	30km	昼 間	夜間	深夜・早朝	180秒																																																																						
		土曜日・日曜日・祝日																																																																									
	60km	180秒	180秒	180秒	180秒																																																																						
	100km	180秒	180秒	180秒	180秒																																																																						
	100kmを超えるもの	180秒	180秒	180秒	180秒																																																																						
	(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの																																																																										
	区分	料 金 額																																																																									
	通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに8.5円(9.35円)																																																																									

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

する料金	隣接区域内 通話		昼間、夜間		深夜・ 早朝
			180秒		240秒
区域外 通話	通話地 域間距 離				
	20km まで	180秒		180秒	
		昼 間	夜間	深夜・ 早朝	
		土曜日 ・日曜 日・祝 日			
	30km	180秒	180秒	180秒	180秒
	60km	180秒	180秒	180秒	180秒
	100km	180秒	180秒	180秒	180秒
	100km を超える もの	180秒	180秒	180秒	180秒

- イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。
- ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話であって、次に該当しないものに限ります。
  - (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
  - (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話。
  - (ウ) [公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話](#)
  - (エ) [IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行うフリーダイヤル通話](#)
  - (オ) [IP電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話](#)
- (注) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。
  - ・長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ10）

(2) 承諾

- ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。
- イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

する料金	隣接区域内 通話		昼間、夜間		深夜・ 早朝
			180秒		240秒
区域外 通話	通話地 域間距 離				
	20km まで	180秒		180秒	
		昼 間	夜間	深夜・ 早朝	
		土曜日 ・日曜 日・祝 日			
	30km	180秒	180秒	180秒	180秒
	60km	180秒	180秒	180秒	180秒
	100km	180秒	180秒	180秒	180秒
	100km を超える もの	180秒	180秒	180秒	180秒

- イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。
- ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（[フリーダイヤル通話を除きます。](#)）であって、次に該当しないものに限ります。
  - (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
  - (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話。
  - (ウ) [削除](#)
  - (エ) [削除](#)
  - (オ) [削除](#)
- (注) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。
  - ・長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ10）

(2) 承諾

- ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。
- イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。



電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）	
	<p>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。)</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</p> <p>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</p> <p>(オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</p> <p>(カ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠りまたは怠るおそれがないとき。</p> <p>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>		<p>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。)</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</p> <p>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</p> <p>(オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</p> <p>(カ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠りまたは怠るおそれがないとき。</p> <p>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>
(3) 月極割引の適用	<p>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</p> <p>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</p> <p>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(キ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p> <p>(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</p>	(3) 月極割引の適用	<p>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</p> <p>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</p> <p>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(キ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p> <p>(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</p>

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）															
	<p>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。</p> <table border="1" data-bbox="706 352 1386 1260"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>月極割引の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき</td> <td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td>2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4)に規定する場合を除きます。)</td> <td>その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td>3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき</td> <td>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td>4 ウの(エ)の規定又は約款第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき</td> <td>その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td>5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき</td> <td>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td>6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td> <td>その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。</p>	区 分	月極割引の適用	1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4)に規定する場合を除きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	4 ウの(エ)の規定又は約款第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。	(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、特定月極割引の規定によります。
区 分	月極割引の適用																
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。																
2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4)に規定する場合を除きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。																
3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。																
4 ウの(エ)の規定又は約款第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。																
5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。																
6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。																
	<p>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。</p> <table border="1" data-bbox="1804 352 2484 1260"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>月極割引の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき</td> <td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td>2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4)に規定する場合を除きます。)</td> <td>その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td>3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき</td> <td>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td>4 ウの(エ)の規定又は約款第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき</td> <td>その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td>5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき</td> <td>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td>6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td> <td>その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。</p>	区 分	月極割引の適用	1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4)に規定する場合を除きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	4 ウの(エ)の規定又は約款第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。	(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、特定月極割引の規定によります。
区 分	月極割引の適用																
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。																
2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4)に規定する場合を除きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。																
3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。																
4 ウの(エ)の規定又は約款第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。																
5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。																
6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。																

26 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引ⅩⅡ

26 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引ⅩⅡ

区 分	内 容																																																					
(1) 定義等	<p>ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引ⅩⅡ」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）であって、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">通話に関する料金</td> <td colspan="4">次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるもの並びに昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.2円(7.92円)）。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">隣接区域内通話</td> <td colspan="2">昼間、夜間</td> <td>深夜・早朝</td> </tr> <tr> <td colspan="2">180秒</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">区域外通話</td> <td>通話地域間距離</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20kmまで</td> <td colspan="2">90秒</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30km</td> <td>昼 間</td> <td>夜間</td> <td rowspan="2">深夜・早朝</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>75秒</td> </tr> <tr> <td>60km</td> <td>45秒</td> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>75秒</td> </tr> <tr> <td>100km</td> <td>30秒</td> <td>45秒</td> <td>45秒</td> <td>60秒</td> </tr> <tr> <td>100kmを超えるもの</td> <td>22.5秒</td> <td>26秒</td> <td>26秒</td> <td>45秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> </table>	区分	料 金 額				通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるもの並びに昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.2円(7.92円)）。				隣接区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝	180秒		2分	区域外通話	通話地域間距離				20kmまで	90秒		2分	30km	昼 間	夜間	深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝日		60秒	60秒	60秒	75秒	60km	45秒	60秒	60秒	75秒	100km	30秒	45秒	45秒	60秒	100kmを超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒	区分	料 金 額
区分	料 金 額																																																					
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるもの並びに昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.2円(7.92円)）。																																																					
	隣接区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝																																																		
		180秒		2分																																																		
	区域外通話	通話地域間距離																																																				
		20kmまで	90秒		2分																																																	
		30km	昼 間	夜間	深夜・早朝																																																	
			土曜日・日曜日・祝日																																																			
		60秒	60秒	60秒	75秒																																																	
		60km	45秒	60秒	60秒	75秒																																																
	100km	30秒	45秒	45秒	60秒																																																	
100kmを超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒																																																		
区分	料 金 額																																																					

区 分	内 容																																																					
(1) 定義等	<p>ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引ⅩⅡ」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）であって、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">通話に関する料金</td> <td colspan="4">次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるもの並びに昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.2円(7.92円)）。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">隣接区域内通話</td> <td colspan="2">昼間、夜間</td> <td>深夜・早朝</td> </tr> <tr> <td colspan="2">180秒</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">区域外通話</td> <td>通話地域間距離</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20kmまで</td> <td colspan="2">90秒</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30km</td> <td>昼 間</td> <td>夜間</td> <td rowspan="2">深夜・早朝</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>75秒</td> </tr> <tr> <td>60km</td> <td>45秒</td> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>75秒</td> </tr> <tr> <td>100km</td> <td>30秒</td> <td>45秒</td> <td>45秒</td> <td>60秒</td> </tr> <tr> <td>100kmを超えるもの</td> <td>22.5秒</td> <td>26秒</td> <td>26秒</td> <td>45秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> </table>	区分	料 金 額				通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるもの並びに昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.2円(7.92円)）。				隣接区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝	180秒		2分	区域外通話	通話地域間距離				20kmまで	90秒		2分	30km	昼 間	夜間	深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝日		60秒	60秒	60秒	75秒	60km	45秒	60秒	60秒	75秒	100km	30秒	45秒	45秒	60秒	100kmを超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒	区分	料 金 額
区分	料 金 額																																																					
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるもの並びに昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.2円(7.92円)）。																																																					
	隣接区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝																																																		
		180秒		2分																																																		
	区域外通話	通話地域間距離																																																				
		20kmまで	90秒		2分																																																	
		30km	昼 間	夜間	深夜・早朝																																																	
			土曜日・日曜日・祝日																																																			
		60秒	60秒	60秒	75秒																																																	
		60km	45秒	60秒	60秒	75秒																																																
	100km	30秒	45秒	45秒	60秒																																																	
100kmを超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒																																																		
区分	料 金 額																																																					

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

通話に関する料金

次の分数又は秒数までごとに区域内通話については8.5円(9.35円)、それ以外については10円(11円)（夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の60kmを超えるもの並びに昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.2円(7.92円)）。

区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝
		180秒		4分
隣接区域内通話				
区域外通話	通話地域間距離			
	20kmまで	90秒		2分
	30km	昼間	夜間	深夜・早朝
	30km	土曜日・日曜日・祝日		
60km	60秒	75秒	75秒	90秒
60km	60秒	75秒	75秒	90秒
60kmを超えるもの	45秒	60秒	60秒	90秒

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話であって、次に該当しないものに限ります。

- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話。

(ウ) [公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話](#)

(エ) [IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行うフリーダイヤル通話](#)

(オ) [IP電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話](#)

(2) 承諾

ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただけます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただけます。

通話に関する料金

次の分数又は秒数までごとに区域内通話については8.5円(9.35円)、それ以外については10円(11円)（夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の60kmを超えるもの並びに昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.2円(7.92円)）。

区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝
		180秒		4分
隣接区域内通話				
区域外通話	通話地域間距離			
	20kmまで	90秒		2分
	30km	昼間	夜間	深夜・早朝
	30km	土曜日・日曜日・祝日		
60km	60秒	75秒	75秒	90秒
60km	60秒	75秒	75秒	90秒
60kmを超えるもの	45秒	60秒	60秒	90秒

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（[フリーダイヤル通話を除きます。](#)）であって、次に該当しないものに限ります。

- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話。

(ウ) [削除](#)

(エ) [削除](#)

(オ) [削除](#)

(2) 承諾

ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただけます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）	
	<p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。)</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</p> <p>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</p> <p>(オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</p> <p>(カ) (1) 欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>		<p>当社に申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。)</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</p> <p>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</p> <p>(オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</p> <p>(カ) (1) 欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>
(3) 月極割引の適用	<p>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</p> <p>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</p> <p>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p> <p>(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。</p>	(3) 月極割引の適用	<p>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</p> <p>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</p> <p>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p> <p>(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</p>

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

(コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。  
 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4)に規定する場合を除きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。

オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。  
 カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等

ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、特定月極割引の規定によります。

(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。  
 (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。  
 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4)に規定する場合を除きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。

オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。  
 カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等

ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、特定月極割引の規定によります。

27 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引ⅩⅢ

27 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引ⅩⅢ

区 分	内 容																																																																
(1) 定義等	<p>ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引ⅩⅢ」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）であって、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="5">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">通話に関する料金</td> <td colspan="5">次の分数又は秒数までごとに25円(27.5円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">隣接区域内通話</td> <td colspan="3">昼間、夜間</td> <td>深夜・早朝</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">180秒</td> <td>180分</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">区域外通話</td> <td rowspan="2">通話地域間距離</td> <td colspan="3">20kmまで</td> <td>180秒 180分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30km</td> <td>昼 間</td> <td>夜間</td> <td>深夜・早朝</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>180秒</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> </tr> <tr> <td>60km</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> </tr> <tr> <td>100km</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> </tr> <tr> <td>100kmを超えるもの</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="5">料 金 額</th> </tr> </thead> </table>					区分	料 金 額					通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに25円(27.5円)					隣接区域内通話	昼間、夜間			深夜・早朝		180秒			180分		区域外通話	通話地域間距離	20kmまで			180秒 180分	30km	昼 間	夜間	深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝日				180秒	180秒	180秒	180秒	60km	180秒	180秒	180秒	100km	180秒	180秒	180秒	100kmを超えるもの	180秒	180秒	180秒	180秒	区分	料 金 額				
区分	料 金 額																																																																
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに25円(27.5円)																																																																
	隣接区域内通話	昼間、夜間			深夜・早朝																																																												
		180秒			180分																																																												
	区域外通話	通話地域間距離	20kmまで			180秒 180分																																																											
			30km	昼 間	夜間	深夜・早朝																																																											
		土曜日・日曜日・祝日																																																															
		180秒	180秒	180秒	180秒																																																												
		60km	180秒	180秒	180秒																																																												
		100km	180秒	180秒	180秒																																																												
	100kmを超えるもの	180秒	180秒	180秒	180秒																																																												
区分	料 金 額																																																																

区 分	内 容																																																																
(1) 定義等	<p>ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引ⅩⅢ」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）であって、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="5">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">通話に関する料金</td> <td colspan="5">次の分数又は秒数までごとに25円(27.5円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">隣接区域内通話</td> <td colspan="3">昼間、夜間</td> <td>深夜・早朝</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">180秒</td> <td>180分</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">区域外通話</td> <td rowspan="2">通話地域間距離</td> <td colspan="3">20kmまで</td> <td>180秒 180分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30km</td> <td>昼 間</td> <td>夜間</td> <td>深夜・早朝</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>180秒</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> </tr> <tr> <td>60km</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> </tr> <tr> <td>100km</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> </tr> <tr> <td>100kmを超えるもの</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> <td>180秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="5">料 金 額</th> </tr> </thead> </table>					区分	料 金 額					通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに25円(27.5円)					隣接区域内通話	昼間、夜間			深夜・早朝		180秒			180分		区域外通話	通話地域間距離	20kmまで			180秒 180分	30km	昼 間	夜間	深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝日				180秒	180秒	180秒	180秒	60km	180秒	180秒	180秒	100km	180秒	180秒	180秒	100kmを超えるもの	180秒	180秒	180秒	180秒	区分	料 金 額				
区分	料 金 額																																																																
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに25円(27.5円)																																																																
	隣接区域内通話	昼間、夜間			深夜・早朝																																																												
		180秒			180分																																																												
	区域外通話	通話地域間距離	20kmまで			180秒 180分																																																											
			30km	昼 間	夜間	深夜・早朝																																																											
		土曜日・日曜日・祝日																																																															
		180秒	180秒	180秒	180秒																																																												
		60km	180秒	180秒	180秒																																																												
		100km	180秒	180秒	180秒																																																												
	100kmを超えるもの	180秒	180秒	180秒	180秒																																																												
区分	料 金 額																																																																

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに区域内通話については8.5円(9.35円)、それ以外については11.2円(12.32円)			
	区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝
		180秒		24分
	隣接区域内通話			
区域外通話	通話地域間距離			
	20kmまで	180秒		180秒
	30km	昼間	夜間	深夜・早朝
	”	土曜日・日曜日・祝日		
		180秒	180秒	180秒
	60km	180秒	180秒	180秒
	60kmを超えるもの	180秒	180秒	180秒

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話であって、次に該当しないものに限ります。

- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話。
- (ウ) [公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話](#)
- (エ) [IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行うフリーダイヤル通話](#)
- (オ) [IP電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話](#)

(2) 承諾

ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出てください。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出てください。

イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに区域内通話については8.5円(9.35円)、それ以外については11.2円(12.32円)			
	区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝
		180秒		24分
	隣接区域内通話			
区域外通話	通話地域間距離			
	20kmまで	180秒		180秒
	30km	昼間	夜間	深夜・早朝
	”	土曜日・日曜日・祝日		
		180秒	180秒	180秒
	60km	180秒	180秒	180秒
	60kmを超えるもの	180秒	180秒	180秒

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（[フリーダイヤル通話を除きます。](#)）であって、次に該当しないものに限ります。

- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話。
- (ウ) [削除](#)
- (エ) [削除](#)
- (オ) [削除](#)

(2) 承諾

ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出てください。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出てください。

イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細



電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）	
	<p>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。)</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</p> <p>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</p> <p>(オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</p> <p>(カ) (1) 欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>		<p>内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。)</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</p> <p>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</p> <p>(オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</p> <p>(カ) (1) 欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>
(3) 月極割引の適用	<p>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</p> <p>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</p> <p>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p> <p>(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</p>	(3) 月極割引の適用	<p>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</p> <p>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</p> <p>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p> <p>(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</p> <p>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次</p>

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合は、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4)に規定する場合を除きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。

オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等

ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、特定月極割引の規定によります。

表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合は、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4)に規定する場合を除きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。

オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等

ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、特定月極割引の規定によります。

電話等サービス契約約款	
旧（～2023年10月31日）	新（2023年11月1日～）
28 削除	28 削除

29 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引X V

29 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引X V

区 分	内 容				
(1) 定義等	<p>ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引X V」とは、(ア)の表に規定する利用期間において、この月極割引を継続して利用し、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係るこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額（当該割引選択回線群がこの月極割引の適用を開始した日に係る料金月の起算日から12料金月毎の累計とします。以下この表において同じとします。）が(ア)の表に定める約定金額以上の利用を行う申出をした場合であって、当社が別に定める料金額の利用があることを当社が確認した場合に、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金が200万円(220万円)以上である場合（(2)欄のアの規定により割引選択回線群を代表する回線を1以上指定する場合は、その割引選択回線群単位毎とします）について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、(イ)の表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>(ア) 利用期間及び約定金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用期間</th> <th>約定金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12料金月</td> <td>5億円(5.5億円)</td> </tr> </tbody> </table>	利用期間	約定金額	12料金月	5億円(5.5億円)
利用期間	約定金額				
12料金月	5億円(5.5億円)				

区 分	内 容				
(1) 定義等	<p>ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引X V」とは、(ア)の表に規定する利用期間において、この月極割引を継続して利用し、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係るこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額（当該割引選択回線群がこの月極割引の適用を開始した日に係る料金月の起算日から12料金月毎の累計とします。以下この表において同じとします。）が(ア)の表に定める約定金額以上の利用を行う申出をした場合であって、当社が別に定める料金額の利用があることを当社が確認した場合に、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金が200万円(220万円)以上である場合（(2)欄のアの規定により割引選択回線群を代表する回線を1以上指定する場合は、その割引選択回線群単位毎とします）について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、(イ)の表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>(ア) 利用期間及び約定金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用期間</th> <th>約定金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12料金月</td> <td>5億円(5.5億円)</td> </tr> </tbody> </table>	利用期間	約定金額	12料金月	5億円(5.5億円)
利用期間	約定金額				
12料金月	5億円(5.5億円)				

(イ) 料金額  
① 本月極割引の対象となる通話のうち②以外のもの

(イ) 料金額  
① 本月極割引の対象となる通話のうち②以外のもの

区分	料 金 額			
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.2円(7.92円)。）			
		昼間、夜間		深夜・早朝
	隣接区域内通話	90秒		2分
	区域外通話	通話地域間距離	90秒	
20kmまで		90秒		2分
30km	昼 間	夜 間	深夜・早朝	
	土曜日・日曜日・祝日			
	60秒	60秒	60秒	75秒

区分	料 金 額			
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.2円(7.92円)。）			
		昼間、夜間		深夜・早朝
	隣接区域内通話	90秒		2分
	区域外通話	通話地域間距離	90秒	
20kmまで		90秒		2分
30km	昼 間	夜 間	深夜・早朝	
	土曜日・日曜日・祝日			
	60秒	60秒	60秒	75秒

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

60km	45秒	60秒	60秒	75秒
”				
100km	30秒	45秒	45秒	60秒
”				
100km を超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒

60km	45秒	60秒	60秒	75秒
”				
100km	30秒	45秒	45秒	60秒
”				
100km を超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒

② 同一の都道府県の区域に終始するもの

区分	料 金 額			
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.2円(7.92円)。）			
	昼間、夜間		深夜・早朝	
隣接区域内通話	90秒		2分	
区域外通話	通話地域間距離			
	20kmまで	90秒		2分
60km”	昼間 土曜日・日曜日・祝日	夜間	深夜・早朝	
		60秒	75秒	75秒
60kmを超えるもの	45秒	60秒	60秒	90秒

② 同一の都道府県の区域に終始するもの

区分	料 金 額			
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.2円(7.92円)。）			
	昼間、夜間		深夜・早朝	
隣接区域内通話	90秒		2分	
区域外通話	通話地域間距離			
	20kmまで	90秒		2分
60km”	昼間 土曜日・日曜日・祝日	夜間	深夜・早朝	
		60秒	75秒	75秒
60kmを超えるもの	45秒	60秒	60秒	90秒

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（区域内通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。

- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話

(ウ) [公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話](#)

(エ) 削除

(オ) [IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行うフリーダイヤル通話](#)

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（区域内通話並びにフリーダイヤル通話を除きます。）を除きます。であって、次に該当しないものに限ります。

- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話

(ウ) [削除](#)

(エ) 削除

(オ) [削除](#)

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）	
	<p><u>(カ) IP電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り、）に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話</u></p> <p>エ ア又はウの規定中同一の都道府県の区域に終始する通話に関する部分については、特定月極割引のうち当社が別に定めるものを選択する場合であって、割引選択回線の契約者から申出があったときに適用します。</p> <p>(注1) アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることとは、(2)欄のアに規定する割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。</p> <p>(注2) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引とは次に掲げるものとします。(「長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ1)」の(1)欄のアに規定するプラン1-4の適用を受けている場合に限り、)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引I</li> <li>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引II</li> </ul> <p>(注3) 割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額等に表示する税込価格については、料金の累計額に国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。</p>		<p><u>(カ) 削除</u></p> <p>エ ア又はウの規定中同一の都道府県の区域に終始する通話に関する部分については、特定月極割引のうち当社が別に定めるものを選択する場合であって、割引選択回線の契約者から申出があったときに適用します。</p> <p>(注1) アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることとは、(2)欄のアに規定する割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。</p> <p>(注2) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引とは次に掲げるものとします。(「長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ1)」の(1)欄のアに規定するプラン1-4の適用を受けている場合に限り、)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引I</li> <li>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引II</li> </ul> <p>(注3) 割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額等に表示する税込価格については、料金の累計額に国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。</p>
(2) 承諾	<p>ア この月極割引を選択する割引選択回線（割引選択回線群を構成する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する1以上の回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限り、）の適用を受けるときはこの限りではありません。)</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</p>	(2) 承諾	<p>ア この月極割引を選択する割引選択回線（割引選択回線群を構成する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する1以上の回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限り、）の適用を受けるときはこの限りではありません。)</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</p>

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）	
	<p>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者との割引選択回線の契約者が相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合するときはこの限りではありません。)</p> <p>(オ) 電話等利用契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなる全ての利用回線により構成される回線群(以下この表において「特定割引回線群」といいます。)と割引選択回線群が同一であるとき。(特定割引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとします。)</p> <p>(カ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>		<p>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者との割引選択回線の契約者が相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合するときはこの限りではありません。)</p> <p>(オ) 電話等利用契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなる全ての利用回線により構成される回線群(以下この表において「特定割引回線群」といいます。)と割引選択回線群が同一であるとき。(特定割引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとします。)</p> <p>(カ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>
(3) 月極割引の適用	<p>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</p> <p>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</p> <p>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(キ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p> <p>(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</p>	(3) 月極割引の適用	<p>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</p> <p>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</p> <p>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(キ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p> <p>(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</p>

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき（4に規定する場合を除きます。）。	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。

オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

キ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が約定金額に満たないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

$$\text{割引相当額} = \begin{matrix} \text{この月極割引適用前} \\ \text{の割引選択回線群に} \\ \text{係る通話に関する料} \\ \text{金の額} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{この月極割引適用} \\ \text{後の割引選択回線} \\ \text{群に係る通話に関} \\ \text{する料金の額} \end{matrix}$$

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき（4に規定する場合を除きます。）。	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。

オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

キ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が約定金額に満たないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

$$\text{割引相当額} = \begin{matrix} \text{この月極割引適用前} \\ \text{の割引選択回線群に} \\ \text{係る通話に関する料} \\ \text{金の額} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{この月極割引適用} \\ \text{後の割引選択回線} \\ \text{群に係る通話に関} \\ \text{する料金の額} \end{matrix}$$



電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）	
	<p>ク 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、キに定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。</p> <p>ただし、キの適用を受けるときはこの限りではありません。</p> $\text{最低基準額} = \frac{\text{年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引の適用を受けた割引選択回線の数の累計}}{12 \text{（この月極割引を利用期間満了前に廃止したときは、年間累計額の算出対象期間内に利用した月数とします。）}} \times 2,000\text{円} \times 12$		<p>ク 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、キに定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。</p> <p>ただし、キの適用を受けるときはこの限りではありません。</p> $\text{最低基準額} = \frac{\text{年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引の適用を受けた割引選択回線の数の累計}}{12 \text{（この月極割引を利用期間満了前に廃止したときは、年間累計額の算出対象期間内に利用した月数とします。）}} \times 2,000\text{円} \times 12$
(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	<p>ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月極割引の適用を開始した日から(1)欄のアの表中に規定する利用期間とします。</p> <p>割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前までに、当社に申出ていただきます。</p> <p>ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選択代表回線の契約者の同意を得た上で申出ていただきます。</p> <p>イ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択回線群に係る全ての割引選択回線について、アに規定する利用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数（以下この表において「残余月数」といいます。）により算出します。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。</p> $\text{解約金} = 200\text{万円} \times \text{残余月数}$	(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	<p>ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月極割引の適用を開始した日から(1)欄のアの表中に規定する利用期間とします。</p> <p>割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前までに、当社に申出ていただきます。</p> <p>ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選択代表回線の契約者の同意を得た上で申出ていただきます。</p> <p>イ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択回線群に係る全ての割引選択回線について、アに規定する利用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数（以下この表において「残余月数」といいます。）により算出します。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。</p> $\text{解約金} = 200\text{万円} \times \text{残余月数}$

電話等サービス契約約款	
旧（～2023年10月31日）	新（2023年11月1日～）
30 削除	30 削除

31 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引ⅩⅦ

区 分	内 容																																																																						
(1) 定義等	<p>ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引ⅩⅦ」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）であって、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="5">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">通話に関する料金</td> <td colspan="5">次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるもの並びに昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.1円(7.81円)）。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">隣接区域内通話</td> <td colspan="3">昼間、夜間</td> <td>深夜・早朝</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">180秒</td> <td>2分</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">区域外通話</td> <td rowspan="2">通話地域間距離</td> <td colspan="3">20kmまで</td> <td>90秒</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30km</td> <td>昼 間</td> <td>夜間</td> <td>深夜・早朝</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>75秒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>60km</td> <td>45秒</td> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>75秒</td> </tr> <tr> <td>100km</td> <td>30秒</td> <td>45秒</td> <td>45秒</td> <td>60秒</td> </tr> <tr> <td>100kmを超えるもの</td> <td>22.5秒</td> <td>26秒</td> <td>26秒</td> <td>45秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="5">料 金 額</th> </tr> </thead> </table>					区 分	料 金 額					通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるもの並びに昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.1円(7.81円)）。					隣接区域内通話	昼間、夜間			深夜・早朝		180秒			2分		区域外通話	通話地域間距離	20kmまで			90秒	2分	30km	昼 間	夜間	深夜・早朝		土曜日・日曜日・祝日					60秒	60秒	60秒	75秒		60km	45秒	60秒	60秒	75秒	100km	30秒	45秒	45秒	60秒	100kmを超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒	区 分	料 金 額				
区 分	料 金 額																																																																						
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるもの並びに昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.1円(7.81円)）。																																																																						
	隣接区域内通話	昼間、夜間			深夜・早朝																																																																		
		180秒			2分																																																																		
	区域外通話	通話地域間距離	20kmまで			90秒	2分																																																																
			30km	昼 間	夜間	深夜・早朝																																																																	
		土曜日・日曜日・祝日																																																																					
		60秒	60秒	60秒	75秒																																																																		
		60km	45秒	60秒	60秒	75秒																																																																	
		100km	30秒	45秒	45秒	60秒																																																																	
	100kmを超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒																																																																		
区 分	料 金 額																																																																						

31 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引ⅩⅧ

区 分	内 容																																																																						
(1) 定義等	<p>ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引ⅩⅧ」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）であって、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="5">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">通話に関する料金</td> <td colspan="5">次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるもの並びに昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.1円(7.81円)）。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">隣接区域内通話</td> <td colspan="3">昼間、夜間</td> <td>深夜・早朝</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">180秒</td> <td>2分</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">区域外通話</td> <td rowspan="2">通話地域間距離</td> <td colspan="3">20kmまで</td> <td>90秒</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30km</td> <td>昼 間</td> <td>夜間</td> <td>深夜・早朝</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>75秒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>60km</td> <td>45秒</td> <td>60秒</td> <td>60秒</td> <td>75秒</td> </tr> <tr> <td>100km</td> <td>30秒</td> <td>45秒</td> <td>45秒</td> <td>60秒</td> </tr> <tr> <td>100kmを超えるもの</td> <td>22.5秒</td> <td>26秒</td> <td>26秒</td> <td>45秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="5">料 金 額</th> </tr> </thead> </table>					区 分	料 金 額					通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるもの並びに昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.1円(7.81円)）。					隣接区域内通話	昼間、夜間			深夜・早朝		180秒			2分		区域外通話	通話地域間距離	20kmまで			90秒	2分	30km	昼 間	夜間	深夜・早朝		土曜日・日曜日・祝日					60秒	60秒	60秒	75秒		60km	45秒	60秒	60秒	75秒	100km	30秒	45秒	45秒	60秒	100kmを超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒	区 分	料 金 額				
区 分	料 金 額																																																																						
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるもの並びに昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.1円(7.81円)）。																																																																						
	隣接区域内通話	昼間、夜間			深夜・早朝																																																																		
		180秒			2分																																																																		
	区域外通話	通話地域間距離	20kmまで			90秒	2分																																																																
			30km	昼 間	夜間	深夜・早朝																																																																	
		土曜日・日曜日・祝日																																																																					
		60秒	60秒	60秒	75秒																																																																		
		60km	45秒	60秒	60秒	75秒																																																																	
		100km	30秒	45秒	45秒	60秒																																																																	
	100kmを超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒																																																																		
区 分	料 金 額																																																																						

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝	
	180秒		4分	
隣接区域内通話	90秒		2分	
区域外通話	通話地域間距離			
	20kmまで	90秒 2分		
	30km"	昼間	夜間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
60km	60秒	75秒	90秒	
60km	60秒	75秒	90秒	
60kmを超えるもの	45秒	60秒	90秒	

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話であって、次に該当しないものに限ります。

(ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話

(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話

(ウ) [公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話](#)

(エ) [IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行うフリーダイヤル通話](#)

(2) 承諾

ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細

区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝	
	180秒		4分	
隣接区域内通話	90秒		2分	
区域外通話	通話地域間距離			
	20kmまで	90秒 2分		
	30km"	昼間	夜間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
60km	60秒	75秒	90秒	
60km	60秒	75秒	90秒	
60kmを超えるもの	45秒	60秒	90秒	

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（[フリーダイヤル通話を除きます。](#)）であって、次に該当しないものに限ります。

(ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話

(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話

(ウ) [削除](#)

(エ) [削除](#)

(2) 承諾

ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）	
	<p>内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。)</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</p> <p>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</p> <p>(オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</p> <p>(カ) (1) 欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>		<p>(イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。)</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</p> <p>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</p> <p>(オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</p> <p>(カ) (1) 欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>
(3) 月極割引の適用	<p>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</p> <p>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</p> <p>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p> <p>(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</p> <p>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2 欄から</p>	(3) 月極割引の適用	<p>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</p> <p>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</p> <p>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p> <p>(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</p> <p>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2 欄から6 欄の規定によるものとします。</p>

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4)に規定する場合を除きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。

オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。  
 カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等

ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、特定月極割引の規定によります。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4)に規定する場合を除きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。

オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。  
 カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等

ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、特定月極割引の規定によります。

35 回線群を単位とする通話料金の月極割引（タイプ2）

35 回線群を単位とする通話料金の月極割引（タイプ2）

区 分	内 容				
(1) 定義等	<p>ア 「回線群を単位とする通話料金の月極割引（タイプ2）」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群であって、この回線群を代表する利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の電話等利用契約者を電気通信事業者（この表においては、事業法第16条の届出をした者をいいます。以下同じとします。）とするものをいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p style="text-align: center;">1 割引選択回線群ごとに</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>定額料</th> <th>割 引 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額 600,000円 (660,000円)</td> <td>1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.25を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群ごと一括して割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求します。</p> <p>ただし、その割引選択回線群が総合デジタル通信設備に係る利用回線のみで構成されている場合は、その利用回線に係る料金その他の債務（「<a href="#">回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引</a>」の適用を受けている利用回線に係るフリーダイヤル通話の通話料金を除きます。）について、割引選択回線群ごと一括して請求します。</p> <p>ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を含みます。）のうち、区域内通話を除くダイヤル通話又はデジタル通信モードであって、次に該当しないものに限ります。</p> <p>(ア) フリーダイヤル通話その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話</p> <p>(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話</p> <p>(ウ) 削除</p>	定額料	割 引 額	月額 600,000円 (660,000円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.25を乗じて得た額
定額料	割 引 額				
月額 600,000円 (660,000円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.25を乗じて得た額				
(2) 承諾	<p>ア この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者が(4)欄のイの規定に該当する電気通信事業者であるとき。</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</p> <p>(エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けると</p>				

区 分	内 容				
(1) 定義等	<p>ア 「回線群を単位とする通話料金の月極割引（タイプ2）」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群であって、この回線群を代表する利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の電話等利用契約者を電気通信事業者（この表においては、事業法第16条の届出をした者をいいます。以下同じとします。）とするものをいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p style="text-align: center;">1 割引選択回線群ごとに</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>定額料</th> <th>割 引 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額 600,000円 (660,000円)</td> <td>1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.25を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群ごと一括して割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求します。</p> <p>ただし、その割引選択回線群が総合デジタル通信設備に係る利用回線のみで構成されている場合は、その利用回線に係る料金その他の債務について、割引選択回線群ごと一括して請求します。</p> <p>ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を含みます。）のうち、区域内通話を除くダイヤル通話又はデジタル通信モードであって、次に該当しないものに限ります。</p> <p>(ア) フリーダイヤル通話その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話</p> <p>(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話</p> <p>(ウ) 削除</p>	定額料	割 引 額	月額 600,000円 (660,000円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.25を乗じて得た額
定額料	割 引 額				
月額 600,000円 (660,000円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.25を乗じて得た額				
(2) 承諾	<p>ア この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者が(4)欄のイの規定に該当する電気通信事業者であるとき。</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</p> <p>(エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けると</p>				

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

きは、その申出を承諾しません。

(3) 月極割引の適用

- ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。
- イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。
- ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。
  - (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。
  - (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。
  - (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
  - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
  - (オ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
  - (カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
  - (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
  - (ク) 割引選択代表回線の電話等利用契約者がこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
  - (ケ) (4) 欄のウの規定その他割引選択代表回線の電話等利用契約者の申出等により、割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
  - (コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2 欄から6 欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約の解除があったとき（3 に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

きは、その申出を承諾しません。

(3) 月極割引の適用

- ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。
- イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。
- ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。
  - (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。
  - (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。
  - (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
  - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
  - (オ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
  - (カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
  - (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
  - (ク) 割引選択代表回線の電話等利用契約者がこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
  - (ケ) (4) 欄のウの規定その他割引選択代表回線の電話等利用契約者の申出等により、割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
  - (コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2 欄から6 欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約の解除があったとき（3 に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。



電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

渡があったとき。	
4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ 割引選択回線の電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。

ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、電話等利用契約者の責めによらない理由により、1料金月のすべての日にわたって、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

カ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

キ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(ク)に規定する支払期日とします。

（注1）定額料については、日割は行いません。

（注2）割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。

(4) 割引選択代表回線に係るその他の適用

ア 割引選択代表回線の電話等利用契約者となる者は、当社が別に定める書類を添付して、当社指定の書面により当社に申し出ていただきます。

イ 当社は、アに規定する申出があったときは、その電話等利用契約者が電気通信事業者であって、次に定めるすべての基準に適合する者である場合に限りこれを承諾します。

（ア）商法（明治32年法律第48号）第52条に規定する会社又は有限会社法（昭和13年法律第74号）第1条に規定する有限会社であること。

（イ）一定の経理的基礎を有している者であること。

（ウ）この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金について一括して支払うことを現に怠っていない者又は怠るおそれがない者であること。

ウ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、この月極割引の適用開始に先立って保証金を預け入れていただきます。

ただし、保証金に代わる銀行（銀行法（昭和56年法律59号）

渡があったとき。	
4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ 割引選択回線の電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。

ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、電話等利用契約者の責めによらない理由により、1料金月のすべての日にわたって、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

カ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

キ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(ク)に規定する支払期日とします。

（注1）定額料については、日割は行いません。

（注2）割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。

(4) 割引選択代表回線に係るその他の適用

ア 割引選択代表回線の電話等利用契約者となる者は、当社が別に定める書類を添付して、当社指定の書面により当社に申し出ていただきます。

イ 当社は、アに規定する申出があったときは、その電話等利用契約者が電気通信事業者であって、次に定めるすべての基準に適合する者である場合に限りこれを承諾します。

（ア）商法（明治32年法律第48号）第52条に規定する会社又は有限会社法（昭和13年法律第74号）第1条に規定する有限会社であること。

（イ）一定の経理的基礎を有している者であること。

（ウ）この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金について一括して支払うことを現に怠っていない者又は怠るおそれがない者であること。

ウ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、この月極割引の適用開始に先立って保証金を預け入れていただきます。

ただし、保証金に代わる銀行（銀行法（昭和56年法律59号）

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

第2条に規定する銀行をいいます。以下同じとします。）又は当社が指定する金融機関の保証がある場合には、この限りではありません。

エ 保証金の額は1,000万円(1,080万円)とし、預入期間は1年間とします。

オ 保証金については、無利息とします。

カ 当社は、保証金の預入期間が終了したとき又は割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったときは、割引選択代表回線の電話等利用契約者に保証金を返還します。この場合、割引選択代表回線の電話等利用契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

ただし、(1)欄のイの規定及び(6)欄のアの規定により割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求する料金のうち、その割引選択代表回線の電話等利用契約者以外の者が支払うべき料金については、返還額を充当しません。

キ エからカの規定は、銀行又は当社が指定する金融機関の保証による場合について、準用します。

ク 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。以下クにおいて同じとします。）が次に定める方法により算出した最低保証通話料の額を超えないときは、その最低保証通話料の額から当該料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額を差し引いて得た額に消費税相当額を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

$$\begin{aligned} \text{最低保証通話料} &= \left( \begin{array}{l} \text{当該料金月における} \\ \text{加入電話設備に係る} \\ \text{割引選択回線の総回} \\ \text{線数} \end{array} \right) \times 600\text{円 (660円)} \\ &= \left( \begin{array}{l} \text{当該料金月における} \\ \text{総合デジタル通信} \\ \text{設備に係る割引選択} \\ \text{回線の総回線数} \end{array} \right) \times 1,100\text{円 (1,210円)} \\ &\quad + 600,000\text{円} \\ &\quad \quad (660,000円) \end{aligned}$$

ケ 割引選択代表回線について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から1年間とします。

ただし、割引選択代表回線の電話等利用契約者から適用期間終了日の3カ月前までに書面による適用廃止の申出がない場合には、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。

コ 当社は、割引選択代表回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。

(ア) 割引選択代表回線について、(3)欄のウの(イ)から(ク)のいずれかに該当するが生じたとき。

(イ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者が、イに規定する基準に適合する者でなくなったとき。

(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者が、クに規定する額について当社が定める期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

サ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択代表回線についてケに規定する適用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、次に定める方法により算出した解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

第2条に規定する銀行をいいます。以下同じとします。）又は当社が指定する金融機関の保証がある場合には、この限りではありません。

エ 保証金の額は1,000万円(1,080万円)とし、預入期間は1年間とします。

オ 保証金については、無利息とします。

カ 当社は、保証金の預入期間が終了したとき又は割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったときは、割引選択代表回線の電話等利用契約者に保証金を返還します。この場合、割引選択代表回線の電話等利用契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

ただし、(1)欄のイの規定及び(6)欄のアの規定により割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求する料金のうち、その割引選択代表回線の電話等利用契約者以外の者が支払うべき料金については、返還額を充当しません。

キ エからカの規定は、銀行又は当社が指定する金融機関の保証による場合について、準用します。

ク 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。以下クにおいて同じとします。）が次に定める方法により算出した最低保証通話料の額を超えないときは、その最低保証通話料の額から当該料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額を差し引いて得た額に消費税相当額を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

$$\begin{aligned} \text{最低保証通話料} &= \left( \begin{array}{l} \text{当該料金月における} \\ \text{加入電話設備に係る} \\ \text{割引選択回線の総回} \\ \text{線数} \end{array} \right) \times 600\text{円 (660円)} \\ &= \left( \begin{array}{l} \text{当該料金月における} \\ \text{総合デジタル通信} \\ \text{設備に係る割引選択} \\ \text{回線の総回線数} \end{array} \right) \times 1,100\text{円 (1,210円)} \\ &\quad + 600,000\text{円} \\ &\quad \quad (660,000円) \end{aligned}$$

ケ 割引選択代表回線について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から1年間とします。

ただし、割引選択代表回線の電話等利用契約者から適用期間終了日の3カ月前までに書面による適用廃止の申出がない場合には、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。

コ 当社は、割引選択代表回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。

(ア) 割引選択代表回線について、(3)欄のウの(イ)から(ク)のいずれかに該当するが生じたとき。

(イ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者が、イに規定する基準に適合する者でなくなったとき。

(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者が、クに規定する額について当社が定める期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

サ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択代表回線についてケに規定する適用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、次に定める方法により算出した解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）	
	<p>解約金=300,000円×  <math>\left( \frac{\text{この月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からケに規定する適用期間の終了日を含む料金月までの料金月数}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \times \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \right)</math></p>		<p>解約金=300,000円×  <math>\left( \frac{\text{この月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からケに規定する適用期間の終了日を含む料金月までの料金月数}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \times \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \right)</math></p>
(5) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	<p>ア 当社は、(3)欄のキの規定又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話（(1)欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。</p> <p>(ア) (イ)以外のとき。</p> $\text{1割引選択回線当たりの通話に関する料金} = \left( \frac{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \right) \times \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}$ <p>(イ) この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金が0円の時。</p> $\text{1割引選択回線当たりの通話に関する料金} = \frac{\text{定額料}}{\text{割引選択回線群を構成する割引選択回線の総回線数}}$ <p>イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。</p>	(5) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	<p>ア 当社は、(3)欄のキの規定又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話（(1)欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。</p> <p>(ア) (イ)以外のとき。</p> $\text{1割引選択回線当たりの通話に関する料金} = \left( \frac{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \right) \times \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}$ <p>(イ) この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金が0円の時。</p> $\text{1割引選択回線当たりの通話に関する料金} = \frac{\text{定額料}}{\text{割引選択回線群を構成する割引選択回線の総回線数}}$ <p>イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。</p>
(6) その他の適用	<p>ア 当社は、割引選択代表回線の電話等利用契約者から申出があったときは、次の場合を除いて、その申出に係る割引選択回線の電話等利用契約者に請求すべき料金その他の債務のうち、(1)欄のイの規定に基づき割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求される料金以外の料金その他の債務について、その請求先を割引選択代表回線の電話等利用契約者に変更する取扱いを行います。</p> <p>(ア) その割引選択回線の電話等利用契約者の同意がないとき。</p> <p>(イ) 当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>イ アの規定により割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求した料金その他の債務について、その割引選択代表回線の電話等利用契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、アに規定する請求先の変更の取扱いは廃止するものとし、割引選択回線の電話等利用契約者に当社から請求しなおります。</p> <p>ウ イの規定により、割引選択回線の電話等利用契約者に請求しなおりますときの支払期日は、イに規定する支払期日とします。</p>	(6) その他の適用	<p>ア 当社は、割引選択代表回線の電話等利用契約者から申出があったときは、次の場合を除いて、その申出に係る割引選択回線の電話等利用契約者に請求すべき料金その他の債務のうち、(1)欄のイの規定に基づき割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求される料金以外の料金その他の債務について、その請求先を割引選択代表回線の電話等利用契約者に変更する取扱いを行います。</p> <p>(ア) その割引選択回線の電話等利用契約者の同意がないとき。</p> <p>(イ) 当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>イ アの規定により割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求した料金その他の債務について、その割引選択代表回線の電話等利用契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、アに規定する請求先の変更の取扱いは廃止するものとし、割引選択回線の電話等利用契約者に当社から請求しなおります。</p> <p>ウ イの規定により、割引選択回線の電話等利用契約者に請求しなおりますときの支払期日は、イに規定する支払期日とします。</p>

37 回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ

区分	内容																				
(1) 定義等	<p>ア 「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウ、エ及びオの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金（当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1"> <tr> <td>割引額</td> <td>1の割引選択回線群に係る通話等に関する料金の月間累計額に、次表の（ア）、（イ）に規定する割引率を乗じて得た額を合計した額を割引額とします。 （ア）この月極割引の対象となる通話のうち、（イ）に規定する通話を除いたもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">1 割引選択回線群ごとに</td> </tr> <tr> <td>（イ）に規定する携帯フリーダイヤル通話を除いた割引選択回線群に係る通話（区域内通話を含みます。）に関する料金の月間累計額</td> <td>割引率</td> </tr> <tr> <td>1万円(1.1万円)以上3万円(3.3万円)未満の場合</td> <td>26%</td> </tr> <tr> <td>3万円(3.3万円)以上20万円(22万円)未満の場合</td> <td>28%</td> </tr> <tr> <td>20万円(22万円)以上の場合</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（イ）フリーダイヤル通話のうち携帯電話設備からのフリーダイヤル通話（以下この表において「携帯フリーダイヤル通話」といいます。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">1 割引選択回線群ごとに</td> </tr> <tr> <td>割引選択回線群に係る携帯フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額</td> <td>割引率</td> </tr> <tr> <td>10,000円(11,000円)以上の場合</td> <td>5%</td> </tr> </table> <p>イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する利用回線又は他社直収電話等利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうちその割引選択回線群を代表する回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者又は当社が別に定めるところによりその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。</p> <p>ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（区域内通話を除きます。）のうちのダイヤル通話又はデジタル通信モード及び国際通話（デジタル通信モード等を除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限ります。 （ア）当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話</p>	割引額	1の割引選択回線群に係る通話等に関する料金の月間累計額に、次表の（ア）、（イ）に規定する割引率を乗じて得た額を合計した額を割引額とします。 （ア）この月極割引の対象となる通話のうち、（イ）に規定する通話を除いたもの	1 割引選択回線群ごとに		（イ）に規定する携帯フリーダイヤル通話を除いた割引選択回線群に係る通話（区域内通話を含みます。）に関する料金の月間累計額	割引率	1万円(1.1万円)以上3万円(3.3万円)未満の場合	26%	3万円(3.3万円)以上20万円(22万円)未満の場合	28%	20万円(22万円)以上の場合	30%	（イ）フリーダイヤル通話のうち携帯電話設備からのフリーダイヤル通話（以下この表において「携帯フリーダイヤル通話」といいます。）		1 割引選択回線群ごとに		割引選択回線群に係る携帯フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額	割引率	10,000円(11,000円)以上の場合	5%
割引額	1の割引選択回線群に係る通話等に関する料金の月間累計額に、次表の（ア）、（イ）に規定する割引率を乗じて得た額を合計した額を割引額とします。 （ア）この月極割引の対象となる通話のうち、（イ）に規定する通話を除いたもの																				
1 割引選択回線群ごとに																					
（イ）に規定する携帯フリーダイヤル通話を除いた割引選択回線群に係る通話（区域内通話を含みます。）に関する料金の月間累計額	割引率																				
1万円(1.1万円)以上3万円(3.3万円)未満の場合	26%																				
3万円(3.3万円)以上20万円(22万円)未満の場合	28%																				
20万円(22万円)以上の場合	30%																				
（イ）フリーダイヤル通話のうち携帯電話設備からのフリーダイヤル通話（以下この表において「携帯フリーダイヤル通話」といいます。）																					
1 割引選択回線群ごとに																					
割引選択回線群に係る携帯フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額	割引率																				
10,000円(11,000円)以上の場合	5%																				

区分	内容												
(1) 定義等	<p>ア 「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウ、エ及びオの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金（当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1"> <tr> <td>割引額</td> <td>1の割引選択回線群に係る通話等に関する料金の月間累計額に、次表に規定する割引率を乗じて得た額を合計した額を割引額とします。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">1 割引選択回線群ごとに</td> </tr> <tr> <td>割引選択回線群に係る通話（区域内通話を含みます。）に関する料金の月間累計額</td> <td>割引率</td> </tr> <tr> <td>1万円(1.1万円)以上3万円(3.3万円)未満の場合</td> <td>26%</td> </tr> <tr> <td>3万円(3.3万円)以上20万円(22万円)未満の場合</td> <td>28%</td> </tr> <tr> <td>20万円(22万円)以上の場合</td> <td>30%</td> </tr> </table> <p>イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する利用回線又は他社直収電話等利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうちその割引選択回線群を代表する回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者又は当社が別に定めるところによりその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。</p> <p>ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（区域内通話並びにフリーダイヤル通話を除きます。）のうちのダイヤル通話又はデジタル通信モード及び国際通話（デジタル通信モード等を除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限ります。 （ア）当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話</p>	割引額	1の割引選択回線群に係る通話等に関する料金の月間累計額に、次表に規定する割引率を乗じて得た額を合計した額を割引額とします。	1 割引選択回線群ごとに		割引選択回線群に係る通話（区域内通話を含みます。）に関する料金の月間累計額	割引率	1万円(1.1万円)以上3万円(3.3万円)未満の場合	26%	3万円(3.3万円)以上20万円(22万円)未満の場合	28%	20万円(22万円)以上の場合	30%
割引額	1の割引選択回線群に係る通話等に関する料金の月間累計額に、次表に規定する割引率を乗じて得た額を合計した額を割引額とします。												
1 割引選択回線群ごとに													
割引選択回線群に係る通話（区域内通話を含みます。）に関する料金の月間累計額	割引率												
1万円(1.1万円)以上3万円(3.3万円)未満の場合	26%												
3万円(3.3万円)以上20万円(22万円)未満の場合	28%												
20万円(22万円)以上の場合	30%												

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話（携帯フリーダイヤル通話を除きます。）  
 (ウ) IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り、）から行うフリーダイヤル通話  
 (エ) IP電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り、）に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話  
 エ この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、特定携帯電話番号（電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信電話番号（電話通信番号規則9条第3号に規定する電気通信番号に限り、）をいいます。以下この表において同じとします。）に係るフリーダイヤル通話（コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るフリーダイヤル通話（デジタル通信モードを除きます。）に限り、）を利用することとなるときは、ウの(イ)の規定にかかわらず特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に関する料金の月額累計額について、同表に規定する額の割引を行います。

種類	割引額
コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るもの	月額累計額に0.462を乗じて得た額

オ ア又はウの規定中、フリーダイヤル通話に関する部分については、割引選択回線の契約者から申出があったときに適用します。

カ エの規定にかかわらず、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けることとなるフリーダイヤル通話については、この月極割引の対象となりません。

キ 削除  
 ク 削除

(2) 承諾

ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出てください。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出てください。  
 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。  
 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。  
 (イ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。  
 (ウ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。）  
 (エ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。  
 (オ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。  
 ウ 当社は、(1)のエの割引の適用を受けることについての申

(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話

(ウ) 削除

(エ) 削除

エ この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、特定携帯電話番号（電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信電話番号（電話通信番号規則9条第3号に規定する電気通信番号に限り、）をいいます。以下この表において同じとします。）に係るフリーダイヤル通話（コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るフリーダイヤル通話（デジタル通信モードを除きます。）に限り、）を利用することとなるときは、特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に関する料金の月額累計額について、同表に規定する額の割引を行います。

種類	割引額
コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るもの	月額累計額に0.462を乗じて得た額

オ 削除

カ 削除

キ 削除  
 ク 削除

(2) 承諾

ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出てください。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出てください。  
 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。  
 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。  
 (イ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。  
 (ウ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。）  
 (エ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。  
 (オ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

	<p>出があったとしても、この申出を承諾しません。                  エ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線がこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>		<p>ウ 当社は、(1)のエの割引の適用を受けることについての申出があったとしても、この申出を承諾しません。                  エ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線がこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>												
<p>(3) 月極割引の適用</p>	<p>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。                  イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。                  ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。                  (ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取り消しがあったとき。                  (イ) 電話等利用契約又は他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき。                  (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。                  (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。                  (オ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。                  (カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又は他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合デジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。                  (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。                  (ク) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。                  (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。                  (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。                  エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。</p> <table border="1" data-bbox="706 1564 1383 1980"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>月極割引の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 から 6 以外により、月極割引の廃止があったとき。</td> <td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td>2 電話等利用契約若しくは他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中</td> <td>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	月極割引の適用	1 2 から 6 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	2 電話等利用契約若しくは他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	<p>(3) 月極割引の適用</p>	<p>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。                  イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。                  ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。                  (ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取り消しがあったとき。                  (イ) 電話等利用契約又は他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき。                  (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。                  (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。                  (オ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。                  (カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又は他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合デジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。                  (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。                  (ク) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。                  (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。                  (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。                  エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。</p> <table border="1" data-bbox="1798 1596 2475 1980"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>月極割引の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 から 6 以外により、月極割引の廃止があったとき。</td> <td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td>2 電話等利用契約若しくは他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サ</td> <td>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	月極割引の適用	1 2 から 6 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	2 電話等利用契約若しくは他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サ	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
区 分	月極割引の適用														
1 2 から 6 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。														
2 電話等利用契約若しくは他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。														
区 分	月極割引の適用														
1 2 から 6 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。														
2 電話等利用契約若しくは他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サ	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。														

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

断があったとき。	
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除若しくは14条の47（他社直収電話等契約の解除に伴う他社直収電話等付加機能利用契約の取扱い）に規定する他社直収電話等付加機能利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ フリーダイヤル通話についてこの月極割引の適用を開始する場合の適用開始日及びフリーダイヤル通話についてこの月極割引を廃止する場合の廃止日については、この月極割引の適用対象となるフリーダイヤル通話以外の通話の場合に準じて取り扱います。

カ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

キ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(ク)に規定する支払期日とします。

ただし、この月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。

ク (1)欄のキに規定する契約者からの申出があった場合において、この月極割引の適用の開始については、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとし、廃止の申出があったときは、廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

ケ 割引選択代表回線の契約者は、1料金月におけるこの月極割引を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額の月間累計額（消費税相当額を加算しない額とします。）が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

(ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。

サービスの利用の一時的断があったとき。	
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除若しくは14条の47（他社直収電話等契約の解除に伴う他社直収電話等付加機能利用契約の取扱い）に規定する他社直収電話等付加機能利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ 削除

カ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

キ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(ク)に規定する支払期日とします。

ただし、この月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。

ク (1)欄のキに規定する契約者からの申出があった場合において、この月極割引の適用の開始については、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとし、廃止の申出があったときは、廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

ケ 割引選択代表回線の契約者は、1料金月におけるこの月極割引を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額の月間累計額（消費税相当額を加算しない額とします。）が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

(ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）	
	<p>最低基準額 = 当該料金月における割引 選択回線の総回線数 × 600円</p> <p>(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。 この月極割引を適用する 割引相当額 = 前の割引選択回線群に係 る通話に関する料金の額 × 割引率</p> <p>(注) 割引選択回線群に係る通話に関する料金を割引率を乗じ て得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定 にかかわらず、その端数を切り上げます。</p>		<p>最低基準額 = 当該料金月における割引 選択回線の総回線数 × 600円</p> <p>(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。 この月極割引を適用する 割引相当額 = 前の割引選択回線群に係 る通話に関する料金の額 × 割引率</p> <p>(注) 割引選択回線群に係る通話に関する料金を割引率を乗じ て得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定 にかかわらず、その端数を切り上げます。</p>
(4) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	<p>ア 当社は、(3)欄のキの規定又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話((1)欄のウ、エ及びオに規定する通話に限ります。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。</p> $\text{1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算} = \frac{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}} \times \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}$ <p>イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。</p> <p>ウ イに規定するほか、(1)欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する1割引選択回線当たりの通話に関する料金を、次の算式により算出する1割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。</p> $\text{1割引選択回線当たりの定額料相当額} = \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線に係る通話に関する料金の額}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}} \times \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}$	(4) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	<p>ア 当社は、(3)欄のキの規定又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話((1)欄のウ、エ及びオに規定する通話に限ります。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。</p> $\text{1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算} = \frac{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}} \times \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}$ <p>イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。</p> <p>ウ イに規定するほか、(1)欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する1割引選択回線当たりの通話に関する料金を、次の算式により算出する1割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。</p> $\text{1割引選択回線当たりの定額料相当額} = \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線に係る通話に関する料金の額}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}} \times \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}$



43 フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引（フリーダイヤル割引サービス）

43 削除

区 分	内 容																																
(1) 定義等	<p>ア 「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、フリーダイヤル通話（デジタル通信モードに係るもの、携帯電話設備又はPHS設備に係る他社通話に伴って行われるもの、IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り、）に伴って行われるもの、IP電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り、）に係る他社通話に伴って行われるもの及びIP電話設備に着信するものを除きます。以下この表において同じとします。）の通話料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p style="text-align: center;">イに規定する適用の単位ごとに</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td> <td>月額 2,500円(2,750円)</td> </tr> <tr> <td>割引額</td> <td>フリーダイヤル通話の通話料金の累計額に、次表に規定する割引率を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>フリーダイヤル通話の通話料金の月間累計額</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5万円(5.5万円)までの部分</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>5万円(5.5万円)を超え20万円(22万円)までの部分</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>20万円(22万円)を超え100万円(110万円)までの部分</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>100万円(110万円)を超える部分</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 定額料及び割引率の適用の単位は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適 用 の 単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (イ)から(オ)以外の場合</td> <td>1着信課金番号ごとに</td> </tr> <tr> <td>(イ) 共通番号機能（全国共通番号）を利用している場合</td> <td>1の着信課金番号により行う通話の着信先として指定した1の着信先ごとに</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 着信先指定機能（受付先変更）を利用している場合</td> <td>着信先指定機能を利用している1の着信元ごとに</td> </tr> <tr> <td>(エ) 広域迂回接続機能（広域代表）を利用している場合</td> <td>広域迂回接続機能を利用しているそれぞれ1の着信先ごとに</td> </tr> <tr> <td>(オ) 着信分配機能を利用している場合</td> <td>着信分配機能により通話が分配されるそれぞれ1の着信先ごとに</td> </tr> <tr> <td>(カ) 高度振り分け機能を利用している場合</td> <td>1の着信課金番号により行う通話の着信先として指定した1の着信先ごとに</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料 金 額	定額料	月額 2,500円(2,750円)	割引額	フリーダイヤル通話の通話料金の累計額に、次表に規定する割引率を乗じて得た額		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>フリーダイヤル通話の通話料金の月間累計額</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5万円(5.5万円)までの部分</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>5万円(5.5万円)を超え20万円(22万円)までの部分</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>20万円(22万円)を超え100万円(110万円)までの部分</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>100万円(110万円)を超える部分</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table>	フリーダイヤル通話の通話料金の月間累計額	割引率	5万円(5.5万円)までの部分	5%	5万円(5.5万円)を超え20万円(22万円)までの部分	10%	20万円(22万円)を超え100万円(110万円)までの部分	15%	100万円(110万円)を超える部分	20%	区 分	適 用 の 単 位	(ア) (イ)から(オ)以外の場合	1着信課金番号ごとに	(イ) 共通番号機能（全国共通番号）を利用している場合	1の着信課金番号により行う通話の着信先として指定した1の着信先ごとに	(ウ) 着信先指定機能（受付先変更）を利用している場合	着信先指定機能を利用している1の着信元ごとに	(エ) 広域迂回接続機能（広域代表）を利用している場合	広域迂回接続機能を利用しているそれぞれ1の着信先ごとに	(オ) 着信分配機能を利用している場合	着信分配機能により通話が分配されるそれぞれ1の着信先ごとに	(カ) 高度振り分け機能を利用している場合	1の着信課金番号により行う通話の着信先として指定した1の着信先ごとに
区 分	料 金 額																																
定額料	月額 2,500円(2,750円)																																
割引額	フリーダイヤル通話の通話料金の累計額に、次表に規定する割引率を乗じて得た額																																
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>フリーダイヤル通話の通話料金の月間累計額</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5万円(5.5万円)までの部分</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>5万円(5.5万円)を超え20万円(22万円)までの部分</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>20万円(22万円)を超え100万円(110万円)までの部分</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>100万円(110万円)を超える部分</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table>	フリーダイヤル通話の通話料金の月間累計額	割引率	5万円(5.5万円)までの部分	5%	5万円(5.5万円)を超え20万円(22万円)までの部分	10%	20万円(22万円)を超え100万円(110万円)までの部分	15%	100万円(110万円)を超える部分	20%																						
フリーダイヤル通話の通話料金の月間累計額	割引率																																
5万円(5.5万円)までの部分	5%																																
5万円(5.5万円)を超え20万円(22万円)までの部分	10%																																
20万円(22万円)を超え100万円(110万円)までの部分	15%																																
100万円(110万円)を超える部分	20%																																
区 分	適 用 の 単 位																																
(ア) (イ)から(オ)以外の場合	1着信課金番号ごとに																																
(イ) 共通番号機能（全国共通番号）を利用している場合	1の着信課金番号により行う通話の着信先として指定した1の着信先ごとに																																
(ウ) 着信先指定機能（受付先変更）を利用している場合	着信先指定機能を利用している1の着信元ごとに																																
(エ) 広域迂回接続機能（広域代表）を利用している場合	広域迂回接続機能を利用しているそれぞれ1の着信先ごとに																																
(オ) 着信分配機能を利用している場合	着信分配機能により通話が分配されるそれぞれ1の着信先ごとに																																
(カ) 高度振り分け機能を利用している場合	1の着信課金番号により行う通話の着信先として指定した1の着信先ごとに																																
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、そ																																

の申出のあった利用回線が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。  
(ア) 削除  
(イ) 料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがない電話等利用契約者に係る利用回線  
(ウ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がない利用回線  
イ アの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引又は回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。  
ウ アの規定により、この月極割引の申出の承諾を受けた電話等利用契約者は、当社が別に定める手数料の支払いを要します。  
(注) ウに規定する当社が別に定める手数料は、(1)欄のイに規定する適用の単位ごとに1,000円(1,100円)とします。

(3) 月極割引の適用

ア フリーダイヤル通話の通話料金の月間累計は、料金月単位で行います。  
イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。  
ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。  
(ア) 地域指定着信課金機能の廃止があったとき。  
(イ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。  
(ウ) その他(2)欄に規定する承諾条件を満たさなくなったとき。  
エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄の規定に該当する場合は生じたときは、2欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
<u>1 2以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>2 地域指定着信課金機能の廃止又はウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。</u>

オ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、月極割引はその変更の前後でそれぞれ累計して行います。  
カ この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったとき

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）	新（2023年11月1日～）
<p><u>その他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。</u></p> <p><u>ただし、電話等利用契約者の責めによらない理由により、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料については、その支払いを要しません。</u></p> <p><u>キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u></p> <p><u>（注1）定額料については、日割は行いません。</u></p> <p><u>（注2）フリーダイヤル通話の通話料金の累計額に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u></p>	

44 回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引（フリーダイヤルスーパー割引サービス）

44 削除

区 分	内 容															
(1) 定義等	<p>ア 「回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係るフリーダイヤル通話（区域内通話を除きます。以下この表において同じとします。）に関する料金（当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引には同表の8種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p style="text-align: center;">1 割引選択回線群ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">定 額 料</th> <th style="text-align: center;">割 引 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">(ア) プラン1</td> <td style="vertical-align: top;">月額 10,000円 (11,000円)</td> <td style="vertical-align: top;">1の割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話（フリーダイヤル通話のうち携帯電話設備又はPHS設備に係る他社通話に伴って行われる通話、IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行う通話及びIP電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）に係る他社通話に伴って行われる通話を除いたものをいいます。以下この表において「一般フリーダイヤル通話」といいます。）の通話料金に0.15を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(イ) プラン2</td> <td style="vertical-align: top;">月額 30,000円 (33,000円)</td> <td style="vertical-align: top;">1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話の通話料金に0.20を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(ウ) プラン3</td> <td style="vertical-align: top;">月額 90,000円 (99,000円)</td> <td style="vertical-align: top;">1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話の通話料金に0.25を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(エ) プラン4</td> <td style="vertical-align: top;">月額 270,000円 (297,600円)</td> <td style="vertical-align: top;">1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話の通話料金に0.30を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	定 額 料	割 引 額	(ア) プラン1	月額 10,000円 (11,000円)	1の割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話（フリーダイヤル通話のうち携帯電話設備又はPHS設備に係る他社通話に伴って行われる通話、IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行う通話及びIP電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）に係る他社通話に伴って行われる通話を除いたものをいいます。以下この表において「一般フリーダイヤル通話」といいます。）の通話料金に0.15を乗じて得た額	(イ) プラン2	月額 30,000円 (33,000円)	1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話の通話料金に0.20を乗じて得た額	(ウ) プラン3	月額 90,000円 (99,000円)	1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話の通話料金に0.25を乗じて得た額	(エ) プラン4	月額 270,000円 (297,600円)	1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話の通話料金に0.30を乗じて得た額
種 類	定 額 料	割 引 額														
(ア) プラン1	月額 10,000円 (11,000円)	1の割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話（フリーダイヤル通話のうち携帯電話設備又はPHS設備に係る他社通話に伴って行われる通話、IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行う通話及びIP電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）に係る他社通話に伴って行われる通話を除いたものをいいます。以下この表において「一般フリーダイヤル通話」といいます。）の通話料金に0.15を乗じて得た額														
(イ) プラン2	月額 30,000円 (33,000円)	1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話の通話料金に0.20を乗じて得た額														
(ウ) プラン3	月額 90,000円 (99,000円)	1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話の通話料金に0.25を乗じて得た額														
(エ) プラン4	月額 270,000円 (297,600円)	1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話の通話料金に0.30を乗じて得た額														

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）	
			ル通話の通話料金に0.30を乗じて得た額
(オ) プラン5	月額 20,000円 (22,000円)	1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話の通話料金に0.15を乗じて得た額と 1の割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話（携帯電話設備又はPHS設備に係る他社通話に伴って行われる通話に限ります。以下この表において「携帯・PHSフリーダイヤル通話」といいます。）の通話料金に0.05を乗じて得た額を合計して得た額	
(カ) プラン6	月額 40,000円 (44,000円)	1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話の通話料金に0.20を乗じて得た額と 1の割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話の通話料金に0.05を乗じて得た額を合計して得た額	
(キ) プラン7	月額 100,000円 (110,000円)	1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話の通話料金に0.25を乗じて得た額と 1の割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話の通話料金に0.05を乗じて得た額を合計して得た額	
(ク) プラン8	月額 280,000円 (308,000円)	1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話の通話料金に0.30を乗じて得た額と 1の割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話の通話料金に0.05を乗じて得た額を合計して得た額	
<p>イ この月極割引は、加入電話設備に係る利用回線へのフリーダイヤル通話ごと、総合デジタル通信設備に係る利用回線への通話モードによるフリーダイヤル通話ごと又はデジタル通信モードによるフリーダイヤル通話ごとに適用するものとし、契約者は1の割引選択回線群ごとにあらかじめいずれかを選択していただきます。この場合、契約者が通話モードによるフリーダイヤル通話ごと又はデジタル通信モードによるフリーダイヤル通話ごとのそれぞれについてこの月極割引を同時に選択するときは、当社は、それぞれの割引選択回</p>			

		旧（～2023年10月31日）	新（2023年11月1日～）
		<p>線群の構成が同一である場合に限りこの月極割引を適用します。</p> <p>ウ この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を代表する利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者又は当社が別に定めるところによりその契約者があらかじめ指定する利用回線（その割引選択回線群を構成するものに限ります。）の契約者に請求します。</p>	
(2) 承諾		<p>ア この月極割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった割引選択回線群が、加入電話設備に係る利用回線のみ又は総合デジタル通信設備に係る利用回線で構成されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった利用回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(ウ) その申出のあった利用回線が、割引選択代表回線に係る契約者と同一の者に係るものであるとき。</p> <p>(エ) (1)欄のウの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(オ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線がこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）又は回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>	
(3) 月極割引の適用		<p>ア 割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、月極割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) 地域指定着信課金機能の廃止があったとき。</p> <p>(イ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(ウ) その利用回線に係る電話番号若しくは契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(エ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(オ) (1)欄のウの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p> <p>(カ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があつ</p>	

たとき。  
 (キ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。  
 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から4欄までの規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から4欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 <u>2から4以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。</u>
2 <u>地域指定着信課金機能の廃止があったとき(3に規定する場合を除きます。)</u>	<u>その廃止日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。</u>
3 <u>第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。</u>
4 <u>ウの(ウ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までのフリーダイヤル通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>

オ 当社は、割引選択代表回線の契約者から申出があったときは、この月極割引の種類を変更します。この場合、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降のフリーダイヤル通話の通話料金について、変更後の種類の月極割引を適用します。  
 カ この月極割引の適用を受けている契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。  
ただし、その割引選択回線群を構成するすべての利用回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月のすべての日にわたって、電話等サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りではありません。  
 キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。  
 ク ウの(オ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、1利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金を算出して、その利用回線の契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(オ)に規定する支払期日とします。  
ただし、この月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるもの)に限りま

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）
	<p>す。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。</p>	
<p>(4) 1 利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金の計算</p>	<p>ア 当社は、(3) 欄のクの規定又は料金返還その他の場合において1 利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合。</p> $\frac{\text{1 利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金}}{\left( \frac{\text{この月極割引適用前のその利用回線に係るフリーダイヤル通話の通話料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金}} \right)} \times \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金}}$ <p>(イ) この月極割引適用前の割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金が0円の場合。</p> <p>1 利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金 <math>\frac{\text{定額料}}{\text{割引選択回線群を構成する利用回線の総回線数}}</math></p> <p>イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金からその割引選択回線群を構成するすべての利用回線についてアに規定する算式により算出した1 利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係るフリーダイヤル通話の通話料金に加算します。</p> <p>ウ イに規定するほか、(1) 欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する1 利用回線当たり又は1 他社接続契約者回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金を、次の算式により算出する1割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。</p> $\frac{\text{1 割引選択回線当たりの定額料相当額}}{\text{その月極割引の定額料}} \times \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}$	



45 回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引（フリーダイヤルボリューム割引サービス）

45 削除

区 分	内 容												
(1) 定義等	<p>ア 「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係るフリーダイヤル通話に関する料金（当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p style="text-align: right;">1 割引選択回線群ごとに</p> <p>次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)に定める額を合計して得た額を割引額とします。</p> <p>(ア) フリーダイヤル通話のうち区域内通話、携帯電話設備又はPHS設備に係る他社通話を伴って行われる通話、IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り、）から行う通話及びIP電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り、）に係る他社通話に伴って行われる通話を除いたもの（以下この表において「一般フリーダイヤル通話」といいます。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額</th> <th style="text-align: center;">割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円(5,500円)以上 30,000円(33,000円)未満の場合</td> <td>1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額に0.25を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>30,000円(33,000円)以上 200,000円(220,000円)未満の場合</td> <td>1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>200,000円(220,000円)以上の場合</td> <td>1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 削除</p> <p>(ウ) フリーダイヤル通話のうち携帯電話設備又はPHS設備に係る他社通話に伴って行われる通話（以下この表において「携帯・PHSフリーダイヤル通話」といいます。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額</th> <th style="text-align: center;">割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額	割引額	5,000円(5,500円)以上 30,000円(33,000円)未満の場合	1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額に0.25を乗じて得た額	30,000円(33,000円)以上 200,000円(220,000円)未満の場合	1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額	200,000円(220,000円)以上の場合	1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額	割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額	割引額		
割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額	割引額												
5,000円(5,500円)以上 30,000円(33,000円)未満の場合	1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額に0.25を乗じて得た額												
30,000円(33,000円)以上 200,000円(220,000円)未満の場合	1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額												
200,000円(220,000円)以上の場合	1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額												
割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額	割引額												

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）		
	<table border="1"> <tr> <td>5,000円(5,500円)以上の 場合</td> <td>1の割引選択回線群に係る 携帯・PHSフリーダイヤ ル通話に関する料金の月間 累計額に0.05を乗じて得た 額</td> </tr> </table> <p>(エ) 削除</p> <p>イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を代表する利用回線又は他社直収電話等利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者又は当社が別に定めるところによりその契約者があらかじめ指定する利用回線又は他社直収電話等利用回線（その割引選択回線群を構成するものに限り、）の契約者に請求します。</p>	5,000円(5,500円)以上の 場合	1の割引選択回線群に係る 携帯・PHSフリーダイヤ ル通話に関する料金の月間 累計額に0.05を乗じて得た 額	
5,000円(5,500円)以上の 場合	1の割引選択回線群に係る 携帯・PHSフリーダイヤ ル通話に関する料金の月間 累計額に0.05を乗じて得た 額			
(2) 承諾	<p>ア この月極割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線が、割引選択代表回線に係る契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。）</p> <p>(ウ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>(オ) その申し出のあった割引選択回線群が、利用回線若しくは他社直収電話等利用回線により構成される回線群により構成される回線群であるとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線が、フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引又は回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>			
(3) 月極割引の適用	<p>ア 割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、月極割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) 地域指定着信課金機能の廃止があったとき。</p> <p>(イ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(ウ) その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る電話番号若しくは契約者回線番号の変更があった場合であつて、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p>			

(エ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合デジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(オ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(カ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

(キ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から4 欄までの規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2 欄から4 欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
<u>1 2 から4 以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>2 地域指定着信課金機能の廃止があったとき（3 に規定する場合を除きます。）。</u>	<u>その廃止日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除若しくは14条の47（他社直収電話等契約の解除に伴う他社直収電話等付加機能利用契約の取扱い）に規定する他社直収電話等付加機能利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>4 ウの(ウ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までのフリーダイヤル通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>

オ (1) 欄のアの(エ)に規定する契約者からの申出があった場合において、この月極割引の適用の開始については、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとし、廃止の申出があったときは、廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

カ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

電話等サービス契約約款

		旧（～2023年10月31日）	新（2023年11月1日～）
		<p>キ ウの(オ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、1利用回線又は1他社直収電話等利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金を算出して、その利用回線又は他社直収電話等利用回線の契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(オ)に規定する支払期日とします。</p> <p>ただし、この月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。</p> <p>（注）割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金を割引率を乗じて得た額に、1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。</p>	
(4) 1利用回線当たり又は1他社直収電話等利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金の計算	<p>ア 当社は、(3)欄の力の規定又は料金返還その他の場合において1利用回線当たり又は1他社直収電話等利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。</p> $\frac{\text{1利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金}}{\text{この月極割引適用前のその利用回線に係るフリーダイヤル通話の通話料金}} \times \frac{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金}}$ <p>イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金からその割引選択回線群を構成するすべての利用回線又は他社直収電話等利用回線についてアに規定する算式により算出した1利用回線当たり又は1他社直収電話等利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係るフリーダイヤル通話の通話料金に加算します。</p>		

46 回線群を単位とする定額時間によるフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引  
(タイプ1)

46 削除

区 分	内 容												
(1) 定義等	<p>ア 「回線群を単位とする定額時間によるフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引(タイプ1)」とは、割引選択回線群(この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。)に係るフリーダイヤル通話の通話料金について、次表に規定する額の割引を適用することをいいます。</p> <p style="text-align: center;">1 割引選択回線群ごとに</p> <p>(ア) フリーダイヤル通話のうち区域内通話、公衆電話設備、携帯電話設備又はPHS設備に係る他社通話に伴って行われる通話、IP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り、)から行う通話及びIP電話設備(電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り、)に係る他社通話に伴って行われる通話を除いたもの(以下この表において「一般フリーダイヤル通話」といいます。)については、通話時間を料金月単位に累積し、その累積した通話時間(以下この表において「一般フリーダイヤル通話の月間累積時間」といいます。)について、一定時間(以下この表において「基準時間」といいます。)までの場合に一定の料金額(以下この表において「定額料金」といいます。)を適用することとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">定額料金</th> <th style="text-align: center;">基準時間</th> <th style="text-align: center;">加算額 (1分までごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">100,000円 (110,000円)</td> <td style="text-align: center;">250時間</td> <td style="text-align: center;">7円(7.7円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 一般フリーダイヤル通話の月間累積時間の算出において、1の通話の通話時間に1分に満たない部分が生じた場合は、その1分に満たない部分を1分として扱います。以下この表において同じとします。</p> <p>(イ) 割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話のうち携帯電話設備又はPHS設備に係る他社通話に伴って行われる通話(以下この表において「携帯・PHSフリーダイヤル通話」といいます。)については、次表に規定する額の割引を行います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月額累計額</th> <th style="text-align: center;">割 引 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円(5,500円)以上 10,000円(11,000円)未満の場合</td> <td style="text-align: center;">1の割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月額累計額に0.05を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,000円(11,000円)以上の場合</td> <td style="text-align: center;">1の割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通</td> </tr> </tbody> </table>	定額料金	基準時間	加算額 (1分までごとに)	100,000円 (110,000円)	250時間	7円(7.7円)	割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月額累計額	割 引 額	5,000円(5,500円)以上 10,000円(11,000円)未満の場合	1の割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月額累計額に0.05を乗じて得た額	10,000円(11,000円)以上の場合	1の割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通
定額料金	基準時間	加算額 (1分までごとに)											
100,000円 (110,000円)	250時間	7円(7.7円)											
割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月額累計額	割 引 額												
5,000円(5,500円)以上 10,000円(11,000円)未満の場合	1の割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月額累計額に0.05を乗じて得た額												
10,000円(11,000円)以上の場合	1の割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通												

	話に関する料金の月額累計額 に0.1を乗じて得た額
--	------------------------------

(ウ) 割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話のうち公衆電話設備に係る他社通話に伴って行われる通話（以下この表において「公衆フリーダイヤル通話」といいます。）については、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することとします。

区 分	割 引 額
割引選択回線群に係る 公衆フリーダイヤル通話に関する料金	60秒までごとに30円(33円)

イ この月極割引適用後の定額料金を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を代表する利用回線又は他社直収電話等利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者又はその契約者があらかじめ指定する利用回線又は他社直収電話等利用回線（その割引選択回線群を構成するものに限ります。）の契約者に請求します。

(2) 承諾

ア この月極割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して申し出ていただきます。

イ 割引選択回線群について、この月極割引には最低利用期間があり、この月極割引の適用開始日から起算して12ヶ月とします。

ウ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。

(ア) その申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。

(イ) その申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線が、割引選択代表回線に係る契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。）

(ウ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。

(エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。

(オ) その申出のあった割引選択回線群が、利用回線若しくは他社直収電話等利用回線により構成される回線群であるとき。

エ ウの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。

(3) 月極割引の適用

ア 割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話の月間累計時間等の算出は、料金月単位で行います。

イ この月極割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引の適用を廃止します。

(ア) 地域指定着信課金機能の廃止があったとき。

(イ) 電話等利用権の譲渡があったとき。

(ウ) その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る電話番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(エ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合デジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(オ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料金を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(カ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

(キ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から4 欄までの規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2 欄から4 欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。
2 地域指定着信課金機能の廃止があったとき（3に規定する場合を除きます。）。	その廃止日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除若しくは14条の47（他社直収電話等契約の解除に伴う他社直収電話等付加機能利用契約の取扱い）に規定する他社直収電話等付加機能利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。

電話等サービス契約約款	
旧（～2023年10月31日）	新（2023年11月1日～）
<p>4 ウの(ウ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</p>	<p>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までのフリーダイヤル通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</p>
<p>オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>カ ウの(オ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、1 利用回線又は1 他社直収電話等利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金を算出して、その利用回線又は他社直収電話等利用回線の契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(オ)に規定する支払期日とします。</p> <p>ただし、この月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。</p> <p>キ この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線の契約者は、1 料金月を通じて一般フリーダイヤル通話の月額累積時間が、(1) 欄のアの(ア)に規定する基準時間に満たなかった場合又は全く利用がなかった場合においても、その料金月における定額料金を支払っていただきます。</p> <p>ク この月極割引の適用を受けている契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。</p> <p>ただし、その割引選択回線群を構成するすべての利用回線又は他社直収電話等利用回線について、契約者の責めによらない理由により、1 料金月のすべての日にわたって、電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。</p> <p>(注1) 定額料金については、日割は行いません。</p> <p>(注2) 割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料に割引率を乗じて得た額に、1 円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。</p>	<p>割引選択代表回線の契約者は、割引選択回線群を構成する全ての利用回線又は他社直収電話等利用回線について(2)のイに規定する最低利用期間内にこの月極割引の廃止があった場合には、1 割引選択回線群ごとに、次表に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。（この月極割引を廃止した日を含む料金月の翌料金月から当社が別に定める月極割引の適用を受けるとき、契約者の責めによらない理由によりこの月極割引が廃止となるときはこの限りではありません。）この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月から(2)のイに規定する最低利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数（以下この表において「残余月数」といいます。）により算出します。</p> <p>解約金 = 100,000円 × 残余月数</p>
<p>(4) その他の適用</p>	<p>割引選択代表回線の契約者は、割引選択回線群を構成する全ての利用回線又は他社直収電話等利用回線について(2)のイに規定する最低利用期間内にこの月極割引の廃止があった場合には、1 割引選択回線群ごとに、次表に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。（この月極割引を廃止した日を含む料金月の翌料金月から当社が別に定める月極割引の適用を受けるとき、契約者の責めによらない理由によりこの月極割引が廃止となるときはこの限りではありません。）この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月から(2)のイに規定する最低利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数（以下この表において「残余月数」といいます。）により算出します。</p> <p>解約金 = 100,000円 × 残余月数</p>



電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

(5) 1 利用回線当たり又は1他社直収電話等利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金の計算

当社は、(3) 欄のオの規定又は料金返還その他の場合において1利用回線当たり又は1他社直収電話等利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。

<p>1 利用回線当たり又は1他社直収電話等利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金</p>	<p>＝</p>	<p>定額料金 割引選択回線群を構成する利用回線又は他社直収電話等利用回線の総回線数</p>	<p>＋</p>	<p>この月極割引適用前のその利用回線又は他社直収電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話の通話料金</p>	<p>×</p>	<p>この月極割引適用後の割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金</p>
--	----------	--	----------	---	----------	---

48 フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引

48 削除

区 分	内 容																
(1) 定義等	<p>ア 「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係るフリーダイヤル通話に関する料金について、料金表第1表第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、この欄の表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>イ この月極割引の対象となる通話は、フリーダイヤル通話のうち、次に該当するものを除きます。</p> <p>(ア) IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するもの）に係るもの</p> <p>(イ) 携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの（デジタル通信モードに係るものに限りません。）</p> <p>(ウ) 衛星自動車電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話に係るもの</p> <p>(エ) IP電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限りません。）に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの</p> <p>ウ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を代表する契約回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者又は当社が別に定めるところによりその契約者があらかじめ指定する利用回線又は他社直収電話等利用回線（その割引選択回線群を構成するものに限りません。）の契約者に請求します。</p> <p style="text-align: center;">1 割引選択回線群ごとに</p> <p>(ア) (イ)、(ウ)、(エ)以外のもの</p> <p>① ②以外のもの 次の分数までごとに15円（16.5円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話に関する料金</td> <td style="text-align: center;">昼間・夜間・深夜・早朝 3分</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 同一の都道府県の区域に終始するもの 次の分数までごとに8円（8.8円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話に関する料金</td> <td style="text-align: center;">昼間・夜間・深夜・早朝 3分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 携帯電話設備に係る通話 次の分数までごとに16.0円（17.6円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話に関する料金</td> <td style="text-align: center;">昼間・夜間・深夜・早朝 1分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) PHS設備に係る他社通話に伴って行われる通話 次の秒数までごとに10円（11円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料 金 額	通話に関する料金	昼間・夜間・深夜・早朝 3分	区 分	料 金 額	通話に関する料金	昼間・夜間・深夜・早朝 3分	区 分	料 金 額	通話に関する料金	昼間・夜間・深夜・早朝 1分	区 分	料 金 額		
区 分	料 金 額																
通話に関する料金	昼間・夜間・深夜・早朝 3分																
区 分	料 金 額																
通話に関する料金	昼間・夜間・深夜・早朝 3分																
区 分	料 金 額																
通話に関する料金	昼間・夜間・深夜・早朝 1分																
区 分	料 金 額																

通話に関する料金	昼間・夜間・深夜・早朝		
	区域内通話	60秒	
	隣接区域内通話	45秒	
	区域外通話	160kmまで	
		160kmを超えるもの	36秒
上記の通話料のほか通話1回ごとに		10円（11円）	

(エ) 公衆電話設備に係る通話

① ②以外のもの

次の分数までごとに30円（33円）

区分	料金額
通話に関する料金	昼間・夜間・深夜・早朝 1分

② 区域内通話に係るもの

次の分数までごとに20円（22円）

区分	料金額
通話に関する料金	昼間・夜間・深夜・早朝 1分

(2) 承諾

ア この月極割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して申し出ていただきます。

イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。

(ア) その申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。

(イ) その申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線が、割引選択代表回線に係る契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)

(ウ) (1)欄のウの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。

(エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。

(オ) その申し出のあった割引選択回線群が、料金表第1表第1の2-2の(1)地域指定着信課金機能の備考欄の67に定める契約回線により構成される回線群又は料金表第1表第1の2-2の(1)地域指定着信課金機能の備考欄の71に定める契約回線により構成される回線群であるとき。

ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、月極割引の適用を廃止します。

(3) 月極割引の適

ア 割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金の適

用

用は、料金月単位で行います。

イ この月極割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。（但し、当社が別に定める場合はこの限りではありません。）

ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、月極割引の適用を廃止します。

（ア） 地域指定着信課金機能の廃止があったとき。

（イ） 電話等利用権の譲渡があったとき。

（ウ） その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る電話番号若しくは契約者回線番号の変更があった場合であつて、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

（エ） その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合デジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であつて、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

（オ） (1) 欄のウの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

（カ） 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

（キ） その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から4 欄までの規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2 欄から4 欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。
2 地域指定着信課金機能の廃止があったとき（3に規定する場合を除きます。）。	その廃止日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除若しくは14条の47（他社直収電話等契約の解除に伴う他社直収電話等付加機能利用契約の取扱い）に規定する他社直収電話等付加機能利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

<p>4 <u>ウの(ウ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></p>	<p><u>その廃止日までのフリーダイヤル通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></p>
---	---

オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

カ ウの(オ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、1 利用回線又は1 他社直収電話等利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金を算出して、その利用回線又は他社直収電話等利用回線の契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(オ)に規定する支払期日とします。

52 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）

52 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）

区 分	内 容									
(1) 定義等	<p>ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（以下この表において「長期高額利用割引」といいます。）」とは、1の企業（民法（明治29年法律第89号）第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体をいいます。以下この表において同じとします。）又は1の企業群（複数の企業が業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合するものをいいます。以下この表において同じとします。）に係る割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（力の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金（当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、（ア）の表及び（イ）の表に定める長期高額利用期間において、この月極割引を継続利用し、長期高額利用回線群（その割引選択回線群並びに当社が別に定める電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引の適用を受けている割引適用回線群であって契約者が合算対象として指定したものをいいます（（ア）の表の種類を選択する場合は割引選択回線群のみとします。）。以下この表において同じとします。）に係るこの表並びに当社が別に定める電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引適用後の通話に関する料金等の年間累計額（当該長期高額利用回線群がこの表並びに当社が別に定める電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引の適用を開始した日に係る料金月の起算日から12料金月毎の累計額とします。以下この表において同じとします。）が（ア）の表及び（イ）の表に定める約定金額以上の利用を行う申出をした場合に（ア）の表及び（イ）の表に規定する額の割引（（ア）の（4）について、当社が別に定める場合は、申出のあった割引選択代表回線に係る割引選択回線群に係る通話に関する料金の割引額の算出について、割引額の欄の算出式の数値に0.06を加算することとします。）を行うことをいいます。この場合、この月極割引には同表の11種類があり、あらかじめいずれか1つ（長期高額利用回線群に当社が別に定める電気通信サービスの契約約款等に規定する割引適用回線群が含まれる場合、その割引選択回線群に適用される種類は、割引適用回線群に適用される種類の長期継続利用期間及び約定金額と同一のものに限ります。）を選択していただきます。</p> <p>（ア） 長期高額利用期間が12料金月のもの</p> <p style="text-align: center;">1 割引選択回線群ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>約定金額</th> <th>割 引 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) プラン 1-1</td> <td>1,000万円 (1,100万円)</td> <td>1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.04を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(2) プラン 1-2</td> <td>1億円 (1.1億円)</td> <td>1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.06を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	約定金額	割 引 額	(1) プラン 1-1	1,000万円 (1,100万円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.04を乗じて得た額	(2) プラン 1-2	1億円 (1.1億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.06を乗じて得た額
種 類	約定金額	割 引 額								
(1) プラン 1-1	1,000万円 (1,100万円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.04を乗じて得た額								
(2) プラン 1-2	1億円 (1.1億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.06を乗じて得た額								

区 分	内 容									
(1) 定義等	<p>ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（以下この表において「長期高額利用割引」といいます。）」とは、1の企業（民法（明治29年法律第89号）第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体をいいます。以下この表において同じとします。）又は1の企業群（複数の企業が業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合するものをいいます。以下この表において同じとします。）に係る割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（力の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金（当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、（ア）の表及び（イ）の表に定める長期高額利用期間において、この月極割引を継続利用し、長期高額利用回線群（その割引選択回線群並びに当社が別に定める電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引の適用を受けている割引適用回線群であって契約者が合算対象として指定したものをいいます（（ア）の表の種類を選択する場合は割引選択回線群のみとします。）。以下この表において同じとします。）に係るこの表並びに当社が別に定める電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引適用後の通話に関する料金等の年間累計額（当該長期高額利用回線群がこの表並びに当社が別に定める電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引の適用を開始した日に係る料金月の起算日から12料金月毎の累計額とします。以下この表において同じとします。）が（ア）の表及び（イ）の表に定める約定金額以上の利用を行う申出をした場合に（ア）の表及び（イ）の表に規定する額の割引（（ア）の（4）について、当社が別に定める場合は、申出のあった割引選択代表回線に係る割引選択回線群に係る通話に関する料金の割引額の算出について、割引額の欄の算出式の数値に0.06を加算することとします。）を行うことをいいます。この場合、この月極割引には同表の11種類があり、あらかじめいずれか1つ（長期高額利用回線群に当社が別に定める電気通信サービスの契約約款等に規定する割引適用回線群が含まれる場合、その割引選択回線群に適用される種類は、割引適用回線群に適用される種類の長期継続利用期間及び約定金額と同一のものに限ります。）を選択していただきます。</p> <p>（ア） 長期高額利用期間が12料金月のもの</p> <p style="text-align: center;">1 割引選択回線群ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>約定金額</th> <th>割 引 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) プラン 1-1</td> <td>1,000万円 (1,100万円)</td> <td>1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.04を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(2) プラン 1-2</td> <td>1億円 (1.1億円)</td> <td>1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.06を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	約定金額	割 引 額	(1) プラン 1-1	1,000万円 (1,100万円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.04を乗じて得た額	(2) プラン 1-2	1億円 (1.1億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.06を乗じて得た額
種 類	約定金額	割 引 額								
(1) プラン 1-1	1,000万円 (1,100万円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.04を乗じて得た額								
(2) プラン 1-2	1億円 (1.1億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.06を乗じて得た額								

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

(3) プラン 1-3	3億円 (3.3億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.08を乗じて得た額
(4) プラン 1-4	5億円 (5.5億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.105を乗じて得た額

(3) プラン 1-3	3億円 (3.3億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.08を乗じて得た額
(4) プラン 1-4	5億円 (5.5億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.105を乗じて得た額

(イ) 長期高額利用期間が36料金月のもの  
1 長期高額利用回線群ごとに

種類	約定金額	割引額
(1) プラン 2-1	1,000万円 (1,100万円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.05を乗じて得た額
(2) プラン 2-2	5,000万円 (5,500万円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.06を乗じて得た額
(3) プラン 2-3	1億円 (1.1億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.07を乗じて得た額
(4) プラン 2-4	2億円 (2.2億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.08を乗じて得た額
(5) プラン 2-5	3億円 (3.3億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.09を乗じて得た額
(6) プラン 2-6	4億円 (4.4億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.1を乗じて得た額
(7) プラン 2-7	5億円 (5.5億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.11を乗じて得た額

(イ) 長期高額利用期間が36料金月のもの  
1 長期高額利用回線群ごとに

種類	約定金額	割引額
(1) プラン 2-1	1,000万円 (1,100万円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.05を乗じて得た額
(2) プラン 2-2	5,000万円 (5,500万円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.06を乗じて得た額
(3) プラン 2-3	1億円 (1.1億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.07を乗じて得た額
(4) プラン 2-4	2億円 (2.2億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.08を乗じて得た額
(5) プラン 2-5	3億円 (3.3億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.09を乗じて得た額
(6) プラン 2-6	4億円 (4.4億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.1を乗じて得た額
(7) プラン 2-7	5億円 (5.5億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.11を乗じて得た額

イ アの規定にかかわらず、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」又は「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」の適用を受けている場合であって、その適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る県内市外通話、県間市外通話、国際通話の各通話区分又は県内市外通信、県間市外通信、国際通信の各通信区分（以下この表において「各固定区分」といいます。）について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定しており、その回線の指定した区分の割引選択回線群に係る通話に関する料金（当社が別に定める月極割引を適用している場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額の合計が1万円（1.1万円）以上の場合（アに規定する当社が別に定める場合を除きます。）、その回線の指定した区分の割引選択回線群に係る通話に関する料金の割引額算出について、アにおいて選択したこの月極割引の種類ごとに、下記の（ア）の表及び（イ）の

イ アの規定にかかわらず、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」又は「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」の適用を受けている場合であって、その適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る県内市外通話、県間市外通話、国際通話の各通話区分又は県内市外通信、県間市外通信、国際通信の各通信区分（以下この表において「各固定区分」といいます。）について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定しており、その回線の指定した区分の割引選択回線群に係る通話に関する料金（当社が別に定める月極割引を適用している場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額の合計が1万円（1.1万円）以上の場合（アに規定する当社が別に定める場合を除きます。）、その回線の指定した区分の割引選択回線群に係る通話に関する料金の割引額算出について、アにおいて選択したこの月極割引の種類ごとに、下記の（ア）の表及び（イ）の

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

表に規定する額の割引を行います。（以下この表において「固定優先接続特別割引」といいます。）

ただし、当社が別に定める場合には、割引選択代表回線に係る割引選択回線群のそれぞれの回線の指定した区分に係る通話に関する料金の割引額算出について、アの表の割引額の欄の算出式の数値に0.05を加算することとします。

(ア) 長期高額利用期間が12料金月のもの

1 割引選択回線群ごとに

種類	割引額
(1) プラン1-1	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.09を乗じて得た額
(2) プラン1-2	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.11を乗じて得た額
(3) プラン1-3	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.12を乗じて得た額
(4) プラン1-4	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.12を乗じて得た額

(イ) 長期高額利用期間が36料金月のもの

1 長期高額利用回線群ごとに

種類	割引額
(1) プラン2-1	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.1を乗じて得た額
(2) プラン2-2	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.11を乗じて得た額
(3) プラン2-3	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.12を乗じて得た額
(4) プラン2-4	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.13を乗じて得た額
(5) プラン2-5	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.13を乗じて得た額
(6) プラン2-6	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.13を乗じて得た額
(7) プラン2-7	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.13を乗じて得た額

ウ [アの規定にかかわらず、「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅲ」の適用を受けている場合は、アにおいて選択したこの月極割引の種類ごとに、その対象となる通話（公衆電話設備から加入電話等設備又は他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話を含みます。）について下記の\(ア\)の表及び\(イ\)の表に規定する額の割引を行います。](#)

(ア) 長期高額利用期間が12料金月のもの

1 割引選択回線群ごとに

種類	割引額
(1) プラン1-1	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.04を乗じて得た額
(2) プラン1-2	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.06を乗じて得た額

表に規定する額の割引を行います。（以下この表において「固定優先接続特別割引」といいます。）

ただし、当社が別に定める場合には、割引選択代表回線に係る割引選択回線群のそれぞれの回線の指定した区分に係る通話に関する料金の割引額算出について、アの表の割引額の欄の算出式の数値に0.05を加算することとします。

(ア) 長期高額利用期間が12料金月のもの

1 割引選択回線群ごとに

種類	割引額
(1) プラン1-1	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.09を乗じて得た額
(2) プラン1-2	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.11を乗じて得た額
(3) プラン1-3	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.12を乗じて得た額
(4) プラン1-4	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.12を乗じて得た額

(イ) 長期高額利用期間が36料金月のもの

1 長期高額利用回線群ごとに

種類	割引額
(1) プラン2-1	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.1を乗じて得た額
(2) プラン2-2	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.11を乗じて得た額
(3) プラン2-3	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.12を乗じて得た額
(4) プラン2-4	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.13を乗じて得た額
(5) プラン2-5	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.13を乗じて得た額
(6) プラン2-6	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.13を乗じて得た額
(7) プラン2-7	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.13を乗じて得た額

ウ [削除](#)

(ア) 長期高額利用期間が12料金月のもの

1 割引選択回線群ごとに

種類	割引額
(1) プラン1-1	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.04を乗じて得た額
(2) プラン1-2	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.06を乗じて得た額



電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

(3) プラン1-3	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.069を乗じて得た額
(4) プラン1-4	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.069を乗じて得た額

(イ) 長期高額利用期間が36料金月のもの  
1 長期高額利用回線群ごとに

種類	割引額
(1) プラン2-1	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.05を乗じて得た額
(2) プラン2-2	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.06を乗じて得た額
(3) プラン2-3	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.07を乗じて得た額
(4) プラン2-4	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.08を乗じて得た額
(5) プラン2-5	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.081を乗じて得た額
(6) プラン2-6	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.081を乗じて得た額
(7) プラン2-7	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.081を乗じて得た額

エ 削除

オ この月極割引適用後の長期高額利用回線群に係る通話に関する料金等は、割引選択回線群を構成する利用回線又は他社直収電話等利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうちその割引選択回線群を代表する回線（アの（ア）の表の種類を選択する場合は1以上の回線とします。以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者又は当社が別に定めるところによりその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。

カ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち、加入電話等設備に係る一般通話（[フリーダイヤル通話並びに区域内通話を除きます。](#)）、フリーダイヤル通話（[区域内通話を除きます。](#)）又は国際通話（デジタル通信モード等を除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限ります。

- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話（[加入電話等設備へのフリーダイヤル通話であって「回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」の適用を受ける通話を除きます。](#)）

(ウ) [IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）からのフリーダイヤル通話](#)

(エ) [IP電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話](#)

キ カの規定にかかわらず、当社が別に定める場合で、ア（ア）の（4）の適用を受けている割引選択代表回線に係る割引選択

(3) プラン1-3	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.069を乗じて得た額
(4) プラン1-4	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.069を乗じて得た額

(イ) 長期高額利用期間が36料金月のもの  
1 長期高額利用回線群ごとに

種類	割引額
(1) プラン2-1	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.05を乗じて得た額
(2) プラン2-2	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.06を乗じて得た額
(3) プラン2-3	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.07を乗じて得た額
(4) プラン2-4	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.08を乗じて得た額
(5) プラン2-5	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.081を乗じて得た額
(6) プラン2-6	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.081を乗じて得た額
(7) プラン2-7	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金を0.081を乗じて得た額

エ 削除

オ この月極割引適用後の長期高額利用回線群に係る通話に関する料金等は、割引選択回線群を構成する利用回線又は他社直収電話等利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうちその割引選択回線群を代表する回線（アの（ア）の表の種類を選択する場合は1以上の回線とします。以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者又は当社が別に定めるところによりその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。

カ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち、加入電話等設備に係る一般通話（[フリーダイヤル通話並びに区域内通話を除きます。](#)）、フリーダイヤル通話又は国際通話（デジタル通信モード等を除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限ります。

- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話

(ウ) [削除](#)

(エ) [削除](#)

キ カの規定にかかわらず、当社が別に定める場合で、ア（ア）の（4）の適用を受けている割引選択代表回線に係る割引選択

(2) 承諾	<p>回線群について、その割引選択代表回線に係る割引選択回線群に係る区域内通話に関する年間累計額が2,500万円(2,750万円)以上の利用を行う申出を行った場合に申出のあった割引選択代表回線に係る割引選択回線群に係る区域内通話に関する料金の月間累計額についてア(ア)の(4)の割引額の欄の算出式の数値に0.095を加算して割引を適用することとします。</p> <p>ク カの規定にかかわらず、この月極割引の対象となる通話のうち加入電話等設備に係る一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話であってフリーダイヤル通話を除いたもの）に限り、割引選択回線の契約者がその割引選択回線について当社が別に定める月極割引の適用を受けることについて当社の承諾がない場合はこの月極割引の対象となりません。</p> <p>ケ カ又はクの規定にかかわらず、(2)欄のイ(エ)及び(オ)に規定する他の月極割引の適用を受けており、割引選択代表回線と契約者が異なる割引選択回線については、当該割引選択回線が適用を受けている他の月極割引の割引対象通話に限り、この月極割引を適用します。</p> <p>(注1) アの「当社が別に定める電気通信サービス」は次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専用サービス</li> <li>・ データ伝送サービス</li> <li>・ IP通信網サービス</li> </ul> <p>(注2) ア又はキに規定する当社が別に定める場合とは、割引選択代表回線の契約者から申出のあった場合であって、その割引選択代表回線を含む長期高額利用回線群のそれぞれの割引選択代表回線の契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったことを当社が確認した場合とします。</p> <p>ただし、当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けている場合を除きます。</p> <p>(注3) イに規定する当社が別に定める場合とは、割引選択代表回線の契約者から申出のあった場合であって、その割引選択代表回線の契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が、当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額並びにその電気通信回線に係る当社のパケット交換サービス契約約款に定める料金額（第1表（料金）第1（基本料金）2（料金額）2-1（回線使用料（基本額））に定める料金及び第2（通信料金）2（料金額）に定める料金に限り、）の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において10億円(11億円)以上であったことを当社が確認した場合とします。</p> <p>ただし、当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けている場合を除きます。</p> <p>(注4) 約定金額等に表示する税込価格については、料金の累計額に国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。</p>
(2) 承諾	<p>回線群について、その割引選択代表回線に係る割引選択回線群に係る区域内通話に関する年間累計額が2,500万円(2,750万円)以上の利用を行う申出を行った場合に申出のあった割引選択代表回線に係る割引選択回線群に係る区域内通話に関する料金の月間累計額についてア(ア)の(4)の割引額の欄の算出式の数値に0.095を加算して割引を適用することとします。</p> <p>ク カの規定にかかわらず、この月極割引の対象となる通話のうち加入電話等設備に係る一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話であってフリーダイヤル通話を除いたもの）に限り、割引選択回線の契約者がその割引選択回線について当社が別に定める月極割引の適用を受けることについて当社の承諾がない場合はこの月極割引の対象となりません。</p> <p>ケ カ又はクの規定にかかわらず、(2)欄のイ(エ)及び(オ)に規定する他の月極割引の適用を受けており、割引選択代表回線と契約者が異なる割引選択回線については、当該割引選択回線が適用を受けている他の月極割引の割引対象通話に限り、この月極割引を適用します。</p> <p>(注1) アの「当社が別に定める電気通信サービス」は次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専用サービス</li> <li>・ データ伝送サービス</li> <li>・ IP通信網サービス</li> </ul> <p>(注2) ア又はキに規定する当社が別に定める場合とは、割引選択代表回線の契約者から申出のあった場合であって、その割引選択代表回線を含む長期高額利用回線群のそれぞれの割引選択代表回線の契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったことを当社が確認した場合とします。</p> <p>ただし、当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けている場合を除きます。</p> <p>(注3) イに規定する当社が別に定める場合とは、割引選択代表回線の契約者から申出のあった場合であって、その割引選択代表回線の契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が、当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額並びにその電気通信回線に係る当社のパケット交換サービス契約約款に定める料金額（第1表（料金）第1（基本料金）2（料金額）2-1（回線使用料（基本額））に定める料金及び第2（通信料金）2（料金額）に定める料金に限り、）の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において10億円(11億円)以上であったことを当社が確認した場合とします。</p> <p>ただし、当社の専用サービス契約約款、データ伝送サービス契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けている場合を除きます。</p> <p>(注4) 約定金額等に表示する税込価格については、料金の累計額に国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。</p>

		旧（～2023年10月31日）	新（2023年11月1日～）
		<p>その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申し出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申し出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申し出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるもの)に限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。)</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</p> <p>(エ) その申し出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(この申し出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるもの)に限ります。)の適用を受けるとき又は(1)欄のアの(ア)の表の種類を選択する場合であって、この申し出のあった割引選択回線の契約者その他の割引選択回線の契約者が相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合するときはこの限りではありません。)</p> <p>(オ) その申し出のあった割引選択回線が、当社が別に定める電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引の適用を受けている回線群であって契約者が合算対象として指定した回線群の契約者と同一の者に係るものであるとき(この申し出のあった割引選択回線(割引選択代表回線となるものを除きます。))が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるもの)に限ります。)の適用を受けるときは、この限りではありません。)</p> <p>(カ) (1)欄のオの規定によりこの月極割引適用後の長期高額利用回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>	<p>その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申し出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申し出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申し出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるもの)に限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。)</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</p> <p>(エ) その申し出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(この申し出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるもの)に限ります。)の適用を受けるとき又は(1)欄のアの(ア)の表の種類を選択する場合であって、この申し出のあった割引選択回線の契約者その他の割引選択回線の契約者が相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合するときはこの限りではありません。)</p> <p>(オ) その申し出のあった割引選択回線が、当社が別に定める電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引の適用を受けている回線群であって契約者が合算対象として指定した回線群の契約者と同一の者に係るものであるとき(この申し出のあった割引選択回線(割引選択代表回線となるものを除きます。))が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるもの)に限ります。)の適用を受けるときは、この限りではありません。)</p> <p>(カ) (1)欄のオの規定によりこの月極割引適用後の長期高額利用回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>
(3) 月極割引の適用	<p>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について当社が別に定める付加機能の提供の開始があったときであってその契約者から申出があったときは、その付加機能に係る通話についてその付加機能の提供開始日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。</p> <p>エ (1)欄のアに規定する当社が別に定める場合は割引選択代表回線の契約者から申出の日を含む料金月の翌料金月から適用するものとし、廃止の申出があった場合は申出の日を含む料金月の末日まで適用します。</p> <p>オ 固定優先接続特別割引は、各固定区分について当社の事業</p>	<p>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について当社が別に定める付加機能の提供の開始があったときであってその契約者から申出があったときは、その付加機能に係る通話についてその付加機能の提供開始日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。</p> <p>エ (1)欄のアに規定する当社が別に定める場合は割引選択代表回線の契約者から申出の日を含む料金月の翌料金月から適用するものとし、廃止の申出があった場合は申出の日を含む料金月の末日まで適用します。</p> <p>オ 固定優先接続特別割引は、各固定区分について当社の事業</p>	

者識別番号を指定していることを特定協定事業者からの通知により当社が確認できた日を含む料金月の翌料金月から適用します。(1)欄のイに定める当社が別に定める場合は割引選択代表回線の契約者から申出のあった日を含む料金月の翌料金月から適用するものとし、廃止の申出があった場合は申出のあった日を含む料金月の末日まで適用します。

カ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。

- (ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったとき。
- (イ) 電話等利用契約又は他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき。
- (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
- (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
- (オ) その利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合デジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (ク) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の長期高額利用回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
- (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
- (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

キ この月極割引の適用を受けている利用回線について、付加機能の廃止又はその利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であって、あらかじめ第45条(電話等利用契約者からの通知)若しくは第45条の5(他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知)に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。

区 分	月極割引の適用
1 削除	削除
2 この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であって、第45条(電話等利用契約者からの通知)又は第45条の5(他社	その変更日を含む料金月からこの利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る一般通話及び国際通話について、この月極割引を適用しません。 ただし、その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る一般通話又は国際通話について契約者からこの月極割引の適用の申出があるときは、その申出を当社が承諾

者識別番号を指定していることを特定協定事業者からの通知により当社が確認できた日を含む料金月の翌料金月から適用します。(1)欄のイに定める当社が別に定める場合は割引選択代表回線の契約者から申出のあった日を含む料金月の翌料金月から適用するものとし、廃止の申出があった場合は申出のあった日を含む料金月の末日まで適用します。

カ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。

- (ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったとき。
- (イ) 電話等利用契約又は他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき。
- (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
- (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
- (オ) その利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合デジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (ク) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の長期高額利用回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
- (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
- (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

キ この月極割引の適用を受けている利用回線について、付加機能の廃止又はその利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であって、あらかじめ第45条(電話等利用契約者からの通知)若しくは第45条の5(他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知)に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。

区 分	月極割引の適用
1 削除	削除
2 この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であって、第45条(電話等利用契約者からの通知)又は第45条の5(他社	その変更日を含む料金月からこの利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る一般通話及び国際通話について、この月極割引を適用しません。 ただし、その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る一般通話又は国際通話について契約者からこの月極割引の適用の申出があるときは、その申出を当社が承諾

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったとき。 した日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。

ク この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 カの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき（4に規定する場合を除きます。）。	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 カの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 カの(エ)の規定、第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は第14条の45（他社直収電話等付加機能利用契約者が行う他社直収電話等付加機能利用契約の解除）に規定する他社直収電話等付加機能利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 カの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 カの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	① 削除 ② 一般通話及び国際通話については、その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

ケ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったとき。 した日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。

ク この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 カの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき（4に規定する場合を除きます。）。	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 カの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 カの(エ)の規定、第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は第14条の45（他社直収電話等付加機能利用契約者が行う他社直収電話等付加機能利用契約の解除）に規定する他社直収電話等付加機能利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 カの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 カの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	① 削除 ② 一般通話及び国際通話については、その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

ケ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

コ カ及びキに規定するほか、当社は各固定区分について当社の事業者識別番号の指定が解除されたことを特定協定事業者からの通知により確認できたときは、固定優先接続特別割引を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、固定優先接続特別割引の適用を行います。

サ カの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択代表回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はカの(ク)に規定する支払期日とします。

シ 割引選択代表回線の契約者は、1料金月におけるこの表並びに当社が別に定める他の電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引適用後の長期高額利用回線群に係る通話に関する料金等の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が約定金額に満たないときは、次に定める方法により算出した割引相当額の累計額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、特定協定事業者が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。

$$\text{割引相当額} = \frac{\text{年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{割引率}}$$

ス 割引選択代表回線の契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、シに定める方法により算出した割引相当額に規定損害金を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。

ただし、シの適用を受けるときはこの限りではありません。

$$\text{最低基準額} = \frac{\text{年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引の適用を受けた割引選択回線の数の累計}}{12}$$

÷ 12（この月極割引を長期高額利用期間満了前に廃止したときは、年間累計額の算出対象期間内に利用した月数とします。）

セ 割引選択代表回線の契約者は、この月極割引の種類の変更（約定金額の増額（長期高額利用期間の短縮を伴う場合を除きます。）又は長期高額利用期間の延長を伴う場合（約定金額の減少を伴う場合を除きます。））に限り、行うことができます。この場合において、変更後の長期高額利用割引の

コ カ及びキに規定するほか、当社は各固定区分について当社の事業者識別番号の指定が解除されたことを特定協定事業者からの通知により確認できたときは、固定優先接続特別割引を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、固定優先接続特別割引の適用を行います。

サ カの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択代表回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はカの(ク)に規定する支払期日とします。

シ 割引選択代表回線の契約者は、1料金月におけるこの表並びに当社が別に定める他の電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引適用後の長期高額利用回線群に係る通話に関する料金等の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が約定金額に満たないときは、次に定める方法により算出した割引相当額の累計額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、特定協定事業者が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。

$$\text{割引相当額} = \frac{\text{年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{割引率}}$$

ス 割引選択代表回線の契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、シに定める方法により算出した割引相当額に規定損害金を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。

ただし、シの適用を受けるときはこの限りではありません。

$$\text{最低基準額} = \frac{\text{年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引の適用を受けた割引選択回線の数の累計}}{12}$$

÷ 12（この月極割引を長期高額利用期間満了前に廃止したときは、年間累計額の算出対象期間内に利用した月数とします。）

セ 割引選択代表回線の契約者は、この月極割引の種類の変更（約定金額の増額（長期高額利用期間の短縮を伴う場合を除きます。）又は長期高額利用期間の延長を伴う場合（約定金額の減少を伴う場合を除きます。））に限り、行うことができます。この場合において、変更後の長期高額利用割引の

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。  
 ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選択代表回線の契約者の同意を得た上で変更を申し出ていただきます。  
 (注) 割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。

開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。  
 ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選択代表回線の契約者の同意を得た上で変更を申し出ていただきます。  
 (注) 割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。

(4) 長期高額利用回線群に係る月極割引の長期高額利用期間等

ア 長期高額利用回線群に係る長期高額利用期間は、この表又は当社が別に定める他の電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引の適用を開始した日又はその開始した日以降最初に到来する料金月の起算日から(1)欄のアの表中に規定する長期高額利用期間とします。

(4) 長期高額利用回線群に係る月極割引の長期高額利用期間等

ア 長期高額利用回線群に係る長期高額利用期間は、この表又は当社が別に定める他の電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引の適用を開始した日又はその開始した日以降最初に到来する料金月の起算日から(1)欄のアの表中に規定する長期高額利用期間とします。

割引選択代表回線の契約者は、長期高額利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この表又は当社が別に定める他の電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線又は電気通信回線の長期高額利用期間満了日の10日前までに、新たにこの月極割引の種類を選択して当社に申し出ていただきます。

割引選択代表回線の契約者は、長期高額利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この表又は当社が別に定める他の電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線又は電気通信回線の長期高額利用期間満了日の10日前までに、新たにこの月極割引の種類を選択して当社に申し出ていただきます。

ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選択代表回線の契約者の同意を得た上で申し出ていただきます。

ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選択代表回線の契約者の同意を得た上で申し出ていただきます。

イ 割引選択代表回線の契約者は、長期高額利用回線群に係る全ての割引選択回線及び電気通信回線について、アに規定する長期高額利用期間内にこの表又は当社が別に定める電気通信サービスの契約約款及等に規定する長期高額利用割引の廃止があった場合は、(ア)の表及び(イ)の表に定める解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、解約金は長期高額利用回線群に係る全ての割引選択回線及び電気通信回線について、この表又は当社が別に定める他の電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する長期高額利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数（以下この表において「残余月数」といいます。）により算出します。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。

イ 割引選択代表回線の契約者は、長期高額利用回線群に係る全ての割引選択回線及び電気通信回線について、アに規定する長期高額利用期間内にこの表又は当社が別に定める電気通信サービスの契約約款及等に規定する長期高額利用割引の廃止があった場合は、(ア)の表及び(イ)の表に定める解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、解約金は長期高額利用回線群に係る全ての割引選択回線及び電気通信回線について、この表又は当社が別に定める他の電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する長期高額利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数（以下この表において「残余月数」といいます。）により算出します。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。

(ア) 利用期間が12料金月のもの

(ア) 利用期間が12料金月のもの

1 割引選択回線群ごとに

1 割引選択回線群ごとに

種 類	解 約 金
プラン1-1	3万円×残余月数
プラン1-2	40万円×残余月数
プラン1-3	200万円×残余月数
プラン1-4	440万円×残余月数

種 類	解 約 金
プラン1-1	3万円×残余月数
プラン1-2	40万円×残余月数
プラン1-3	200万円×残余月数
プラン1-4	440万円×残余月数

(イ) 利用期間が36料金月のもの

(イ) 利用期間が36料金月のもの

1 長期高額利用回線群ごとに

1 長期高額利用回線群ごとに

種 類	解 約 金
プラン2-1	5万円×残余月数
プラン2-2	30万円×残余月数
プラン2-3	60万円×残余月数

種 類	解 約 金
プラン2-1	5万円×残余月数
プラン2-2	30万円×残余月数
プラン2-3	60万円×残余月数

旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

プラン2-4	130万円×残余月数
プラン2-5	230万円×残余月数
プラン2-6	330万円×残余月数
プラン2-7	460万円×残余月数

ウ イの規定にかかわらず、(1)欄のイに規定する額の割引の適用を受けている割引選択回線を含む割引選択回線群の割引選択代表回線の契約者は、イに規定する長期高額利用割引の廃止があった場合は、下記の(ア)の表及び(イ)の表((1)欄のイに規定する当社が別に定める場合はイの(ア)の表とし、(1)欄のイに規定する当社が別に定める場合はイの(ア)の表及び(イ)の表とします。)に定める解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合の解約金に係るその他の取扱いについてはイの規定に準じます。

ただし、(1)欄のウまたは(1)欄のエに規定する額の割引の適用を受けている割引選択回線を含む場合は、エ、オ又は以下の表に定める解約金のうち(1)欄のアで選択したこの月極割引の種類に係る解約金の中で最も低額の解約金を適用します。

(ア) 利用期間が12料金月のもの

1 割引選択回線群ごとに

種 類	解 約 金
プラン1-1	3万円×残余月数
プラン1-2	40万円×残余月数
プラン1-3	40万円×残余月数
プラン1-4	40万円×残余月数

(イ) 利用期間が36料金月のもの

1 長期高額利用回線群ごとに

種 類	解 約 金
プラン2-1	5万円×残余月数
プラン2-2	30万円×残余月数
プラン2-3	60万円×残余月数
プラン2-4	130万円×残余月数
プラン2-5	130万円×残余月数
プラン2-6	130万円×残余月数
プラン2-7	130万円×残余月数

エ イの規定にかかわらず、(1)欄のウに規定する額の割引の適用を受けている割引選択回線を含む割引選択回線群の割引選択代表回線の契約者は、イに規定する長期高額利用割引の廃止があった場合は、下記の(ア)の表及び(イ)の表((1)欄のイに規定する当社が別に定める場合は、イの(ア)の表とします。)に定める解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合の解約金に係るその他の取扱いについてはイの規定に準じます。

ただし、(1)欄のイ又は(1)欄のエに規定する額の割引の適用を受けている割引選択回線を含む場合は、ウ、オ又は以下の表に定める解約金のうち(1)欄のアで選択したこの月極割引の種類に係る解約金の中で最も低額の解約金を適用します。

(ア) 利用期間が12料金月のもの

プラン2-4	130万円×残余月数
プラン2-5	230万円×残余月数
プラン2-6	330万円×残余月数
プラン2-7	460万円×残余月数

ウ イの規定にかかわらず、(1)欄のイに規定する額の割引の適用を受けている割引選択回線を含む割引選択回線群の割引選択代表回線の契約者は、イに規定する長期高額利用割引の廃止があった場合は、下記の(ア)の表及び(イ)の表((1)欄のイに規定する当社が別に定める場合はイの(ア)の表とし、(1)欄のイに規定する当社が別に定める場合はイの(ア)の表及び(イ)の表とします。)に定める解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合の解約金に係るその他の取扱いについてはイの規定に準じます。

ただし、(1)欄のウまたは(1)欄のエに規定する額の割引の適用を受けている割引選択回線を含む場合は、エ、オ又は以下の表に定める解約金のうち(1)欄のアで選択したこの月極割引の種類に係る解約金の中で最も低額の解約金を適用します。

(ア) 利用期間が12料金月のもの

1 割引選択回線群ごとに

種 類	解 約 金
プラン1-1	3万円×残余月数
プラン1-2	40万円×残余月数
プラン1-3	40万円×残余月数
プラン1-4	40万円×残余月数

(イ) 利用期間が36料金月のもの

1 長期高額利用回線群ごとに

種 類	解 約 金
プラン2-1	5万円×残余月数
プラン2-2	30万円×残余月数
プラン2-3	60万円×残余月数
プラン2-4	130万円×残余月数
プラン2-5	130万円×残余月数
プラン2-6	130万円×残余月数
プラン2-7	130万円×残余月数

エ イの規定にかかわらず、(1)欄のウに規定する額の割引の適用を受けている割引選択回線を含む割引選択回線群の割引選択代表回線の契約者は、イに規定する長期高額利用割引の廃止があった場合は、下記の(ア)の表及び(イ)の表((1)欄のイに規定する当社が別に定める場合は、イの(ア)の表とします。)に定める解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合の解約金に係るその他の取扱いについてはイの規定に準じます。

ただし、(1)欄のイ又は(1)欄のエに規定する額の割引の適用を受けている割引選択回線を含む場合は、ウ、オ又は以下の表に定める解約金のうち(1)欄のアで選択したこの月極割引の種類に係る解約金の中で最も低額の解約金を適用します。

(ア) 利用期間が12料金月のもの



旧（～2023年10月31日）

新（2023年11月1日～）

1割引選択回線群ごとに

種 類	解 約 金
プラン1-1	3万円×残余月数
プラン1-2	40万円×残余月数
プラン1-3	40万円×残余月数
プラン1-4	40万円×残余月数

(イ) 利用期間が36料金月のもの

1長期高額利用回線群ごとに

種 類	解 約 金
プラン2-1	5万円×残余月数
プラン2-2	30万円×残余月数
プラン2-3	60万円×残余月数
プラン2-4	130万円×残余月数
プラン2-5	130万円×残余月数
プラン2-6	130万円×残余月数
プラン2-7	130万円×残余月数

オ イの規定にかかわらず、(1)欄のエに規定する額の割引の適用を受けている割引選択回線を含む割引選択回線群の割引選択代表回線の契約者は、イに規定する長期高額利用割引の廃止があった場合は、下記の(ア)の表及び(イ)の表（(1)欄の(ア)に規定する当社が別に定める場合は、イの(ア)の表とします。）に定める解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合の解約金に係るその他の取扱いについてはイの規定に準じます。

ただし、(1)欄のイ又は(1)欄のウに規定する額の割引の適用を受けている割引選択回線を含む場合は、ウ、エ又は以下の表に定める解約金のうち(1)欄の(ア)で選択したこの月極割引の種類に係る解約金の中で最も低額の解約金を適用します。

(ア) 利用期間が12料金月のもの

1割引選択回線群ごとに

種 類	解 約 金
プラン1-1	3万円×残余月数
プラン1-2	3万円×残余月数
プラン1-3	3万円×残余月数
プラン1-4	3万円×残余月数

(イ) 利用期間が36料金月のもの

1長期高額利用回線群ごとに

種 類	解 約 金
プラン2-1	5万円×残余月数
プラン2-2	30万円×残余月数
プラン2-3	30万円×残余月数
プラン2-4	30万円×残余月数
プラン2-5	30万円×残余月数

1割引選択回線群ごとに

種 類	解 約 金
プラン1-1	3万円×残余月数
プラン1-2	40万円×残余月数
プラン1-3	40万円×残余月数
プラン1-4	40万円×残余月数

(イ) 利用期間が36料金月のもの

1長期高額利用回線群ごとに

種 類	解 約 金
プラン2-1	5万円×残余月数
プラン2-2	30万円×残余月数
プラン2-3	60万円×残余月数
プラン2-4	130万円×残余月数
プラン2-5	130万円×残余月数
プラン2-6	130万円×残余月数
プラン2-7	130万円×残余月数

オ イの規定にかかわらず、(1)欄のエに規定する額の割引の適用を受けている割引選択回線を含む割引選択回線群の割引選択代表回線の契約者は、イに規定する長期高額利用割引の廃止があった場合は、下記の(ア)の表及び(イ)の表（(1)欄の(ア)に規定する当社が別に定める場合は、イの(ア)の表とします。）に定める解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合の解約金に係るその他の取扱いについてはイの規定に準じます。

ただし、(1)欄のイ又は(1)欄のウに規定する額の割引の適用を受けている割引選択回線を含む場合は、ウ、エ又は以下の表に定める解約金のうち(1)欄の(ア)で選択したこの月極割引の種類に係る解約金の中で最も低額の解約金を適用します。

(ア) 利用期間が12料金月のもの

1割引選択回線群ごとに

種 類	解 約 金
プラン1-1	3万円×残余月数
プラン1-2	3万円×残余月数
プラン1-3	3万円×残余月数
プラン1-4	3万円×残余月数

(イ) 利用期間が36料金月のもの

1長期高額利用回線群ごとに

種 類	解 約 金
プラン2-1	5万円×残余月数
プラン2-2	30万円×残余月数
プラン2-3	30万円×残余月数
プラン2-4	30万円×残余月数
プラン2-5	30万円×残余月数

電話等サービス契約約款

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）									
	<table border="1"> <tr> <td>プラン2-6</td> <td>30万円×残余月数</td> </tr> <tr> <td>プラン2-7</td> <td>30万円×残余月数</td> </tr> </table>	プラン2-6	30万円×残余月数	プラン2-7	30万円×残余月数		<table border="1"> <tr> <td>プラン2-6</td> <td>30万円×残余月数</td> </tr> <tr> <td>プラン2-7</td> <td>30万円×残余月数</td> </tr> </table>	プラン2-6	30万円×残余月数	プラン2-7	30万円×残余月数
プラン2-6	30万円×残余月数										
プラン2-7	30万円×残余月数										
プラン2-6	30万円×残余月数										
プラン2-7	30万円×残余月数										
	<p>カ (3) 欄のセの規定によりこの月極割引の種類の変更を行った場合、変更後の月極割引を適用する長期高額利用期間は変更前の月極割引の適用を開始した料金月から起算して算出します。</p>		<p>カ (3) 欄のセの規定によりこの月極割引の種類の変更を行った場合、変更後の月極割引を適用する長期高額利用期間は変更前の月極割引の適用を開始した料金月から起算して算出します。</p>								
(5) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	<p>ア 当社は、(3) 欄のサの規定又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話((1) 欄の力に規定する通話に限ります。以下同じとします。) に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。</p> $\begin{aligned} & \text{1割引選択回線当たりのこの月極割引(固定優先接続特別割引のうち(1) 欄の力に規定する同一プランの割引率との差分を適用した割引額)} \\ & = \text{1割引選択回線当たりのこの月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金} \\ & \quad - \text{1割引選択回線当たりの固定優先接続特別割引のうち(1) 欄の力に規定する同一プランの割引率との差分を適用した時の割引額} \\ & \quad \times \text{この月極割引(固定優先接続特別割引のうち(1) 欄の力に規定する同一プランの割引率との差分を除きます。)を適用した後の割引選択回線群に係る割引額} \\ & \quad \div \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金} \end{aligned}$		<p>ア 当社は、(3) 欄のサの規定又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話((1) 欄の力に規定する通話に限ります。以下同じとします。) に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。</p> $\begin{aligned} & \text{1割引選択回線当たりのこの月極割引(固定優先接続特別割引のうち(1) 欄の力に規定する同一プランの割引率との差分を適用した割引額)} \\ & = \text{1割引選択回線当たりのこの月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金} \\ & \quad - \text{1割引選択回線当たりの固定優先接続特別割引のうち(1) 欄の力に規定する同一プランの割引率との差分を適用した時の割引額} \\ & \quad \times \text{この月極割引(固定優先接続特別割引のうち(1) 欄の力に規定する同一プランの割引率との差分を除きます。)を適用した後の割引選択回線群に係る割引額} \\ & \quad \div \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金} \end{aligned}$								

旧（～2023年10月31日）		新（2023年11月1日～）	
<p>1 割引選択 回線当たり の固定優先 接続特別割 引のうち (1) 欄のア に規定する 同一プラン の割引率と の差分を適 用した時の 割引額</p> $= \frac{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金のうち固定優先接続特別割引の適用を受ける通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金のうち固定優先接続特別割引の適用を受ける通話に関する料金}}$ <p>イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。</p> <p>ウ イに規定するほか、(1) 欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する1割引選択回線当たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する1割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。この場合、その月極割引が複数あるときは、それぞれの1割引選択回線当たりの定額料相当額の和をアに規定する1割引選択回線当たりの通話に関する料金に加算します。</p> $\begin{aligned} & \text{1 割引選択} \\ & \text{回線当たり} \\ & \text{の定額料相} \\ & \text{当額} \\ & = \text{その月極割引} \\ & \text{の定額料} \\ & \times \text{その月極割引適} \\ & \text{用前の割引選択} \\ & \text{回線に係る通話} \\ & \text{に関する料金} \\ & \div \text{その月極割引適} \\ & \text{用前の割引選択} \\ & \text{回線群に係る通} \\ & \text{話に関する料金} \end{aligned}$	<p>1 割引選択 回線当たり の固定優先 接続特別割 引のうち (1) 欄のア に規定する 同一プラン の割引率と の差分を適 用した時の 割引額</p> $= \frac{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金のうち固定優先接続特別割引の適用を受ける通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金のうち固定優先接続特別割引の適用を受ける通話に関する料金}}$ <p>イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。</p> <p>ウ イに規定するほか、(1) 欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する1割引選択回線当たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する1割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。この場合、その月極割引が複数あるときは、それぞれの1割引選択回線当たりの定額料相当額の和をアに規定する1割引選択回線当たりの通話に関する料金に加算します。</p> $\begin{aligned} & \text{1 割引選択} \\ & \text{回線当たり} \\ & \text{の定額料相} \\ & \text{当額} \\ & = \text{その月極割引} \\ & \text{の定額料} \\ & \times \text{その月極割引適} \\ & \text{用前の割引選択} \\ & \text{回線に係る通話} \\ & \text{に関する料金} \\ & \div \text{その月極割引適} \\ & \text{用前の割引選択} \\ & \text{回線群に係る通} \\ & \text{話に関する料金} \end{aligned}$		

電話等サービス契約約款			
旧（～2023年10月31日）	新（2023年11月1日～）		
	<p>附 則（令和5年9月21日 C A S 1 サ第000400001867-01号）  <u>（実施期日）</u>  1 この改正規定は、令和5年11月1日から実施します。  <u>（経過措置）</u>  2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の割引サービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のプランとみなして取り扱います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 2px;"> <u>通話料金別表の「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」のうち、料金表第1表（料金）第1（基本料金）2（料金額）2-2（付加機能使用料）地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）の備考欄63に規定する条件に係るもの</u> </td> <td style="width: 30%; padding: 2px; text-align: center;"> <u>フリーダイヤルeプラン</u> </td> </tr> </table> <p>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</p>	<u>通話料金別表の「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」のうち、料金表第1表（料金）第1（基本料金）2（料金額）2-2（付加機能使用料）地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）の備考欄63に規定する条件に係るもの</u>	<u>フリーダイヤルeプラン</u>
<u>通話料金別表の「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」のうち、料金表第1表（料金）第1（基本料金）2（料金額）2-2（付加機能使用料）地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）の備考欄63に規定する条件に係るもの</u>	<u>フリーダイヤルeプラン</u>		